

季刊

# 労働総研

クオータリー

No.73・74

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### 首都圏最低生計費試算

労働運動総合研究所

監修責任者 佛教大学 金澤誠一

#### はじめに

- I 国民生活の崩壊ー今なぜ最低生計費が必要か
- II 国民生活の再構築ー最低生計費の算定
- III 最低生活費としてこれくらい必要
- IV 算定した最低生計費の位置
- V 算定の方法
- VI 世帯モデルごとの費目別、最低生計費試算

・江口英一先生のご逝去を悼む

大須 真治

労働運動総合研究所

ひた  
儲けのために直走る、大企業の違法・脱法を問う

ルポ

# トヨタ・キヤノン 非正規切り、



ISBN978-4-406-05233-7

「しんぶん赤旗」記者  
**岡 清彦**〔著〕

大企業主導の非正規雇用化戦略は、ワーキングプアを大量に生み出した。派遣や期間工をコストとしか見ない異常、人間をモノのように扱う非情——。その違法・脱法の雇用実態を告発し、団結して闘いに立ち上がる人々を追った渾身のルポ。  
〈四六判〉定価1470円(税込)

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp  
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業] www.shinnihon-net.co.jp

「働く貧困層」が一大社会問題になるもとで、人間をモノのように「使い捨て」にする派遣労働の非人間的実態、大企業の職場で横行する数々の無法を、生なましい事實をもとに明らかにし、雇用破壊をやめさせ、人間らしい労働のルールをきずく道筋を示す。



定価1,000円(税込)  
ISBN978-4-406-05228-3

# 人間らしい 労働を たたかいで 道を開こう

たたかい  
に必携！

「働く仲間とともに  
「派遣問題」にとりくむ  
核心と運動発展の筋道がよくわかる  
「はじめに」を付す。

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp  
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419[営業] www.shinnihon-net.co.jp

# 労働総研クオータリー

第73・74号

目 次



## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

首都圏最低生計費試算（平成20年7月現在）

労働運動総合研究所 監修責任者 佛教大学 金澤誠一

はじめに .....	2
<b>I 国民生活の崩壊—今なぜ最低生計費が必要か</b>	
1. 低所得・不安定雇用層・ワーキングプアの増大 .....	3
<b>II 国民生活の再構築—最低生計費の算定</b>	
1. 抵抗線としての最低生計費の必要性 .....	11
2. 最低生活＝「人間らしい生活」の考え方 .....	11
3. 算定の前提 .....	15
<b>III 最低生活費としてこれくらい必要</b>	
1. 算定の対象となるモデル世帯と地域 .....	16
2. 9類型のモデル世帯の最低生計費 .....	16
<b>IV 算定した最低生計費の位置</b>	
1. 最低賃金との比較 .....	20
2. 生活保護基準との比較 .....	21
3. 「最低生計費」未満の人々の割合 .....	23
4. 所得分布の2極化－貧困層の単身世帯やひとり親世帯への特化－ .....	28
5. ナショナル・ミニマムの実現－その「要」としての「最低生計費」－ .....	31
<b>V 算定の方法 .....</b>	34
<b>VI 世帯モデルごとの費目別、最低生計費試算</b>	
1. 食費の算定 .....	37
2. 住居費の算定 .....	42
3. 水道・光熱費の算定 .....	44
4. 家具・家事用品の算定 .....	54
5. 被服および履物の算定 .....	52
6. 保健医療費の算定 .....	56
7. 交通・通信費の算定 .....	57
8. 教育費の算定 .....	57
9. 教養娯楽費の算定 .....	59
10. 理美容費の算定 .....	62
11. 身の回り用品の算定 .....	63
12. 交際費・その他の算定 .....	64
13. こづかいの算定 .....	67
•江口英一先生のご逝去を悼む .....	69

# 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

## 首都圏最低生計費試算(平成20年7月現在)

労働運動総合研究所 監修責任者 佛教大学 金澤誠一

### はじめに

この「首都圏最低生計費」試算は、労働総研と首都圏労働組合（東京地評、埼労連、神奈川労連、千葉労連、全労連）の共同によって行われたものである。すでに、「首都圏最低生計費試算調査報告書」として2008年12月に公表されている。それは、200頁近いものである。ここでは、そのすべてを収録することは不可能であるため、その一部を紹介するにとどめる。特に、モデル世帯毎の算定は、膨大な量となるため、①若年単身世帯、②40歳代夫婦と子ども2人世帯、③30歳代母親と子ども1人世帯、④高齢単身世帯の4つの類型だけにした。実際にはこれらを含め9類型であった。

本文で述べているように、今日の低所得・貧困層は、若年単身世帯や高齢単身世帯そしてひとり親世帯に特化して現れている。これらに共通しているのは、所得の源泉が1人であるということである。現代社会においては、1人だけでは、最低生活が保障されていないのである。

他方、夫婦のみ世帯や夫婦と子どもから成る世帯の場合には、低所得層が極めて少ない。1人の所得だけでは最低生活が維持できなく、多くの場合、共働きによって辛うじて維持しているものと思われる。現代における「労働力の価値分割」が進んでいるのである。

いずれにしても、最低生活保障の欠陥を家族が補完しているということができる。若年単身者の場合には、多くの場合、親元から自立できずパラサイト化が進んでいる。したがってまた、家族が崩壊した場合には、あるいは何らかの理由で家族に頼れなくなった場合には、最低生活保障の欠陥と家族による補完との間に谷間がある。

き、そこに陥る可能性が高まるのである。それが、日雇派遣労働者の「ネットカフェ難民」や「派遣村」といった現象を生み出しているのである。

しかしながら、比較的安定しているとみられる夫婦のみや夫婦と子どもから成る世帯においても、人々、家賃や住宅ローン返済あるいは教育費などの負担が重く、家計の「硬直化」が進んでいるのであり、それだけに収入の変動に脆い生活構造が作られているのであり、しかも、労働力の価値分割が進んでいることからいえば、潜在的には不安定性を抱えているのである。したがって、非正規労働者の解雇が進み、女性労働者の解雇へと進むならば、配偶者の失業問題が起こり、比較的安定しているとみられる夫婦のみや夫婦と子どもから成る世帯においても、貧困問題は顕在化してくるであろうし、パラサイト・シングルの存立基盤も失う可能性が高くなる。事態は激動しているのである。

失業率が高まれば高まるほど、賃金を引き下げる働きが強まることが予想される。国民生活の崩壊は雪崩をうって総崩れとなる可能性が高いのである。雇用の不安定化とともに、格差・貧困が進めば、国内総需要の縮小の問題だけでなく、社会全体の分裂・分断が進み、それが固定化すれば犯罪が増え、治安維持が困難となったり、会社への帰属意識が低下して国民的効率が低下したり、あるいは将来に対する希望や勇気を持ち得ない活力のない社会になる可能性が高い。これらの意味からいっても、国民生活の再構築が「最低生活の岩盤」の形成によって図られなければならない。

## I 国民生活の崩壊－今なぜ最低生計費が必要か

政府、自民党が推し進めてきた1980年代の臨調「行革」から95年以降今日の「構造改革」は、雇用の非正規化をもたらし、その結果として低所得層を増大させてきた。それは、国民生活の崩壊と言つてよい状態となっている。今日の「生活崩壊」の特徴は、ただ単に所得が低いと言うこととどまらず、雇用が不安定な臨時雇やパートタイマー、派遣といった非正規労働者が膨大に存在すること、そして彼らの多くが未組織で孤立し、さまざまな社会制度から排除されていく点にある。

### 1. 低所得・不安定雇用層・ワーキングプアの増大

#### (1)低所得世帯の増大

図I-1は、厚生労働省の「国民生活基礎調査」を用いて、全国の全世帯の年間収入階級別に、その分布をみたものである。これをみると、1995年の「構造改革」の始まった時から2005年までの10年間で、国民全体が収入階級の低い層に「落層化」していることが分かる。増加している収入階級は、50万円未満から450～500万円未満層である。逆に減少している層は、500～550万円未満層より高い層である。割合が増加している450～500万円未満以下の割合を合計して比較すると、1995年の45.1%から2005年には53.8%と、8.7ポイント増加している。特に、300万円未満層でみると、その合計は、1995年の23.7%から2005年の30.5%と、6.8ポイントもの増加となっている。

では、雇用労働者の場合にはどうであろうか。図I-2をみると、上記の全世帯と同様の傾向を見て取ることができる。ただし、雇用労働者の場合には、全世帯のように低所得層への落層化現象というよりは、「2極化」の傾向をみせている。概して言えば、全世帯と同様に、450～500万円未満層を境に、それ以下は増加している。しかし、中間層ともいえる500～550万円未満から700～750万円未満は減少し、それより高い層では増加傾向にある。500万円未満層以下を合計

すると、1995年の33.8%から2005年の37.4%へと、3.6ポイントの増加である。また、300万円未満層以下を合計すると、1995年の12.6%から2005年の15.7%へと、3.1ポイントの増加を示している。

#### (2)民間低賃金労働者の増大

民間労働者の年間賃金の状況をみたのが、図I-3である。これは、国税庁の「民間給与実態統計調査」から作成したものである。これによれば、年間賃金200万円以下の労働者は、2002年の853万人から2006年には1022.8万人にまで膨れ上がっている。この4年間に実に169.8万人、19.9%の増加である。また、民間労働者に占める200万円以下の労働者の割合をみると、2002年の17.1%から2006年の22.8%まで、5.7ポイント増加したことになる。

この年間200万円は、月額約166,667円である。この賃金水準は、全労連や連合が要求している最低賃金額、時給1,000円、年額200万円に相当する。この200万円以下の民間労働者の数が1,000万人を突破し、その割合が2割を超えているのである。また、後でみる若年単身世帯の「生活保護基準」月額約17万2千円、年額206万円にはとどかない額である。こうしたワーキングプアが1,000万人を突破し、その割合が2割を超えていることに驚きを感じる。

#### (3)非正規労働者の増大

現代のワーキングプアは、ただ単に低所得であるだけでなく、その具体的な姿が問題となる。それは、その雇用形態にある。次の図I-4は、近年の非正規雇用労働者の数と割合の推移を示したものである。これをみると、1995年の「構造改革」以降、急速に非正規化が進んでいることが分かる。非正規労働者の数は、1995年の1,001万人から2007年には1,732万人に膨れ上がっている。その割合は、1995年の20.9%から2007年の33.5%まで増加している。この12年間

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

に、数にして731万人（73.0%増）の増加、割合にして12.6ポイントの増加である。

1995年日経連の『新時代の『日本の経営』』が発表され、総人件費削減政策の一環として、雇用の3グループ化（①「長期蓄積能力活用型グループ」、②「高度専門能力活用型グループ」、③「雇用柔軟型グループ」、①だけが総合職として正規雇用である。②は有期雇用の専門職、③は一般職のすべてをパート、臨時といった非正規でまかなう、必要なとき必要なだけ雇用するといった企業戦略）が提唱されて以来、一方で中高年の正規雇用リストラが進み、その置き換えとして非正規化が進められたのである。それは、いわゆる「雇用の流動化政策」の結果ということができる。

### （4）非正規の「長時間パート」化

一般に、非正規雇用とか臨時雇用とかいった場合には、イメージとして女性の短時間パート労働者を思い浮かべる。それは、家事・育児と仕事を両立させるための雇用の形態として考えられてきた。家庭と労働市場とを行き来する「縁辺労働力」ともいわれてきた。

しかし、今日の非正規労働者の姿は、それとは異なるものになっている。次の表1は、厚生労働省による平成15年の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」の結果から作成したものである。これによれば、正規と非正規の割合は、正規の65.4%に対し非正規は34.6%という結果となっている。それぞれの週所定内労働時間別労働者の割合をみると、正規の場合には、30～40時間未満の32.2%、40時間以上の67.8%と、30時間以上が100%であり、その中でも40時間以上の割合が7割近くを占めている。それに対し、非正規の場合には、30～40時間未満が44.5%、40時間以上が18.6%と、30時間以上の合計が63.1%を占め、非正規とはいえ正規と同じ労働時間働いている人の割合が6割を超えていることが分かる。それに対し、30時間未満の割合は37.0%にしかならない。

今日の非正規労働者の6割以上が正規と同じ労働時間働いている「長時間パート（常勤パー

ト）」なのである。こうした非正規労働者の長時間パート化が進んでいることが、今日の非正規の特徴である。つまり、今日の非正規は、非正規とはいえたほとんど正規と同じ労働時間で働いている労働者といえる。それはまた、正規を非正規で置き換える形で非正規化が進んでいることにもなる。リストラや正規の定年退職あるいは中途退職に対して、その補充を、多くの場合正規ではなく非正規で行っていると考えられる。

それはまた、仕事の内容の変化を伴うことになる。職場の中で非正規化が進めば、正規と非正規との仕事の棲み分けができなくなる可能性が高まるであろう。正規が基幹的仕事を行い、非正規が一時的・補完的仕事を行うといった仕事の棲み分けが、できなくなる点まで非正規化が進めば、非正規の仕事もまた正規の仕事と同じく恒常的・基幹的内容となる可能性が高まるのである。

表1. 正規と非正規の週所定労働時間別労働者の割合

①正社員（比率 65.4%）	
30～40時間未満	32.2%
40時間以上	67.8%
②非正社員（比率 34.6%）	
20時間未満	14.3% <sup>*1</sup>
20～30時間未満	22.7% <sup>*1</sup>
30～40時間未満	44.5% <sup>*2</sup>
40時間以上	18.6% <sup>*2</sup>

再掲

35時間以上では 47.0%

資料：厚生労働省『平成15年雇用構造調査（就業形態

の多様化に関する総合実態調査』より

\*1 短時間パートに相当

\*2 常勤パートに相当

### （5）全国で広がる非正規労働者のワーキングプア

上記のように、正規と同じ労働時間で同じ仕事の内容をする非正規が増えているのであるが、では、その労働報酬としての賃金水準はどの程度なのであろうか。次の表2は、前表と同じく厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」に基づくものである。これをみると、

非正規の賃金は、月10万円未満が37.2%であるのに対し、10～14万円未満が22.0%、14～20万円未満が18.9%となっている。10～14万円未満と14～20万円未満を合計すると40.9%となる。非正規の賃金分布が、上記の10万円未満層と10～20万円未満層に分かれ、前者が短時間パート、後者が長時間パートに相当すると考えられる。長時間パートでも、10～14万円未満と14～20万円未満と2つの層に分かれるが、その主流は10～14万円未満層であるといえる。

それに対し、正規労働者の賃金分布は、14～20万円未満層に18.3%と24～30万円未満層に19.6%と、2つの山がみられる。正規でも20万円に満たない層が存在するのに驚かされる。これは、若年正規労働者の賃金水準と考えられる。

正規と非正規の賃金分布を比較すれば、正規の賃金が明らかに高いことがわかる。14～20万円層は、正規と非正規で重なっているが、このところは、若年労働者が多いと推測される。

表2. 正規と非正規の平成15年9月の賃金総額階級別労働者の割合

	正社員	非正社員
10万円未満	1.0%	37.2%*1
10～14万円未満	2.6%	22.0%*2
14～20万円未満	18.3%	18.9%*2
20～24万円未満	13.8%	7.7%
24～30万円未満	19.6%	4.9%
30～35万円未満	14.1%	2.4%*3
35～40万円未満	11.1%	1.4%
40～45万円未満	5.5%	1.1%
45～50万円未満	4.7%	0.6%
50万円以上	7.2%	1.5%

資料：厚生労働省『平成15年雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）』より

\*1 短時間パートに相当

\*2 常勤パートに相当

\*3 出向社員の場合には正社員並に高い

#### (6)増加しているがまだ低い非正規の組織率－膨大な未組織労働者

厚生労働省の「労働組合基礎調査」によれば、

平成19年でみると労働者総数5,565万人に対し労働組合員数は1,008万人、推定組織率は18.1%である。企業規模別に組織率をみると、1,000人以上規模で47.5%に対し、100～999人規模では14.3%、99人以下では1.1%にすぎない。わが国の労働組合の組織率は大企業中心となっていることが分かる。

また、パートタイム労働者の組織率は、図I-5に示したように、この間、労働組合員数及び組織率は上昇してきているが、平成19年でみても、組織率は4.8%にとどまっている。

労働組合が広範に形成され、社会運動がさまざまな形で広い地域で行われている発展した民主主義社会の中で、非正規労働者の多くは未組織のままに置かれているのである。それはまた、日常的継続的に政治に参加し、自らの経済的状態を改善する手段が奪われていることを意味している。それは結局、最低生活が底抜けになり、下へ下へと押し下げられる可能性が理論的にも実際的にも十分にありうることを意味しているのである。憲法などで生活と労働の最低限を守るべき法が明文をもって記され、その意味で権利が与えられていても、それを実行すべき力が自らはないのである。この層は、どこへも訴えるべき相手を持ちえず、いわば「無告の民」として「無権利」の中に放置されているのである。

そしてまた、非正規労働者は、低賃金で雇用が不安定でしかも非組織であるだけでなく、社会的に孤立している可能性も高いのである。大都会の中で、自分の名前を呼んでくれる人が誰もいない。自分の話を聞いてくれる人が誰もいない。自分が歩んできた人生の価値に共感してくれる人が誰もいない。そういった勇気や希望を持ち得ない状態になりやすいのである。人はそれに長く耐えて生きていくことはできない。

#### (7)家計の硬直化の進展

戦後形成された生活習慣や生活様式、社会活動を満たし得ない「生活崩壊」が、一般世帯に広くみられるようになっている。それは、この間の臨調「行革」から「構造改革」下での「受益者負担原則」の強化により、一方では、賃金

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

の伸びの低迷から低下へ、他方では、賃金の伸びをはるかに超えて住宅、教育などの「生活基盤」の確保のための負担(住宅ローンや教育ローンの返済を含め)や、社会保障・社会福祉諸制度の確保のための社会保険料や税金の負担が大きかつたことによる。これらは人間の存立に不可欠なものであり、長期的生活の継続と安定のために不可欠なものであるがゆえに、その支出は社会的に“強制力”を持ち、社会的に“固定的費用”としての特徴を持つ。その点からこの支出の膨張は、家計の「硬直化」を強めるものとなる。家計支出に占めるこれら固定的負担部分は、1973年の27.5%から2005年には45.5%まで大幅化している(図I-6 下の4項目が固定的負担部分)。

この固定的負担部分の大幅化は、第1に食費や被服費といった労働力の肉体的再生産に必要な費目に大きな影響を与え、1990年から2005年までに1万9千円、21%もの削減となっている。第2に交際費や教養娯楽費、こづかい、外食、理美容費などの社会的体裁維持に必要な費目に影響を与え、95年から2005年まで1万4千円、10.9%の削減となっている。第3に固定的負担部分の大幅化への抵抗力ともいえる民間保険や貯金などの貯蓄の減少である。95年から2005年までに2万3千円、20.0%もの減少である。日銀「金融広報中央委員会」での調査でも、「貯蓄ゼロ」の世帯は、1972年の3.2%から2005年には実に23.8%と著しい増加を示している。また、内閣府の国民経済計算では、家計貯蓄率は73年度の23.1%をピークに低下し2004年度には2.8%まで低下している。生活の継続と安定度からいえばそれだけ弱まっているのである。

こうしてみると、政府自民党が推し進めてきた「小さな政府」の政策は、消費の自由な選択の余地を狭め、反対にそれだけ「硬直化」が進み、労働力の自由な発達とその自立した生活とは反対に、息の詰まったゆとりのない支配

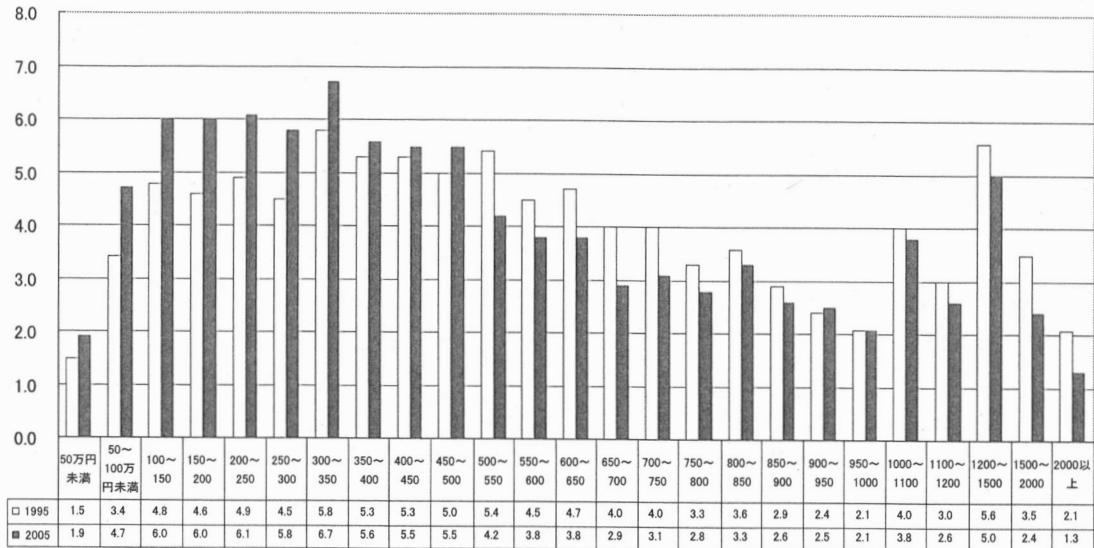
と従属の生活の傾向を増しているのである。また、“公助”を後退させ“自助”を叫べば叫ぶほど“自助”的力が弱まるといった矛盾の構造がつくられている。このようにして、一般世帯の「生活崩壊」は目に見えない隠蔽された形で潜在的に広がっているのである。

また、低所得層では、一般世帯にみられるような食費や被服費といった労働力の肉体的再生産費や教養娯楽や交際費などの社会的体裁維持費の削減にも限界がみられるようになり、最も削減しにくい固定的負担部分の支払いが困難となる可能性を高めている。例えば国民健康保険や国民年金制度から遠ざけられ排除される人々の増大、就学援助を受けている比較的若い世帯の増大、その他にも授業料を払えず退学していく人々、住宅ローンなど多重債務を抱える人々、ホームレスの増大などなど、目に見える形で「生活崩壊」は顕在化することになる。以下いくつかをみてみよう。

### (8)社会制度から排除されていく低所得層

国民健康保険の滞納世帯(2006年480.6万世帯、約2割)の増大、その制裁措置としての資格証明書(同35.1万世帯)や短期保険証(同122.5万世帯)の発行、国民年金の未納率(4割近い)の膨大な存在、介護保険や障害者自立支援制度による福祉サービスからの排除、就学援助制度を受けている児童生徒の膨大な存在(2005年133.7万人、12.8%)、多重債務者の存在(2005年5件以上の債務者約230万人、これらの平均借入額約230万円、自己破産者2005年約18.4万人、1995年約4.3万人)、更には自殺者(1995年2万1千人、1998年急上昇約3.2万人、2005年約3.2万人)の膨大な存在などとして社会問題化した存在として顕在化しているのである。このような社会制度から遠ざけられ排除され「顕在化」した貧困は、現代の「見える貧困」と呼ぶにふさわしいものである。

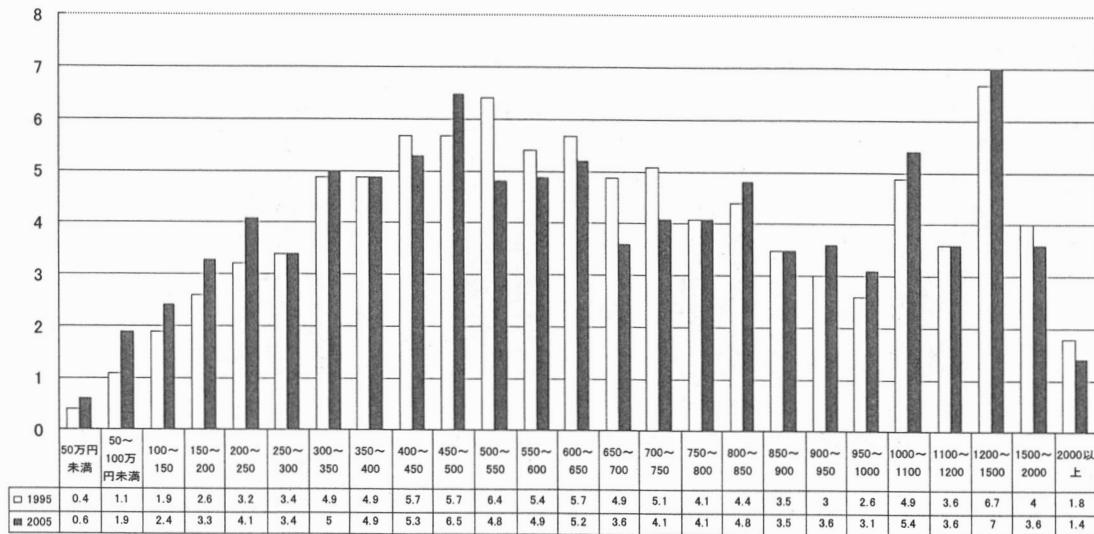
図 I - 1 全国・全世帯、所得金額階級別分布の推移 単位：%



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

□ 1995 ■ 2005

図 I - 2 全国・雇用者世帯 所得金額階級別分布の推移 単位：%

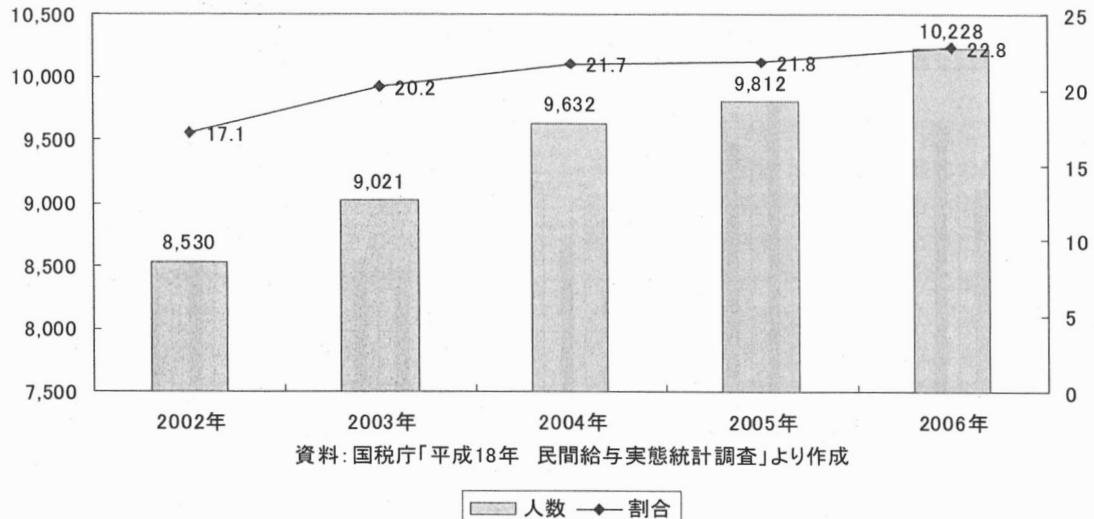


資料：前図に同じ

□ 1995 ■ 2005

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

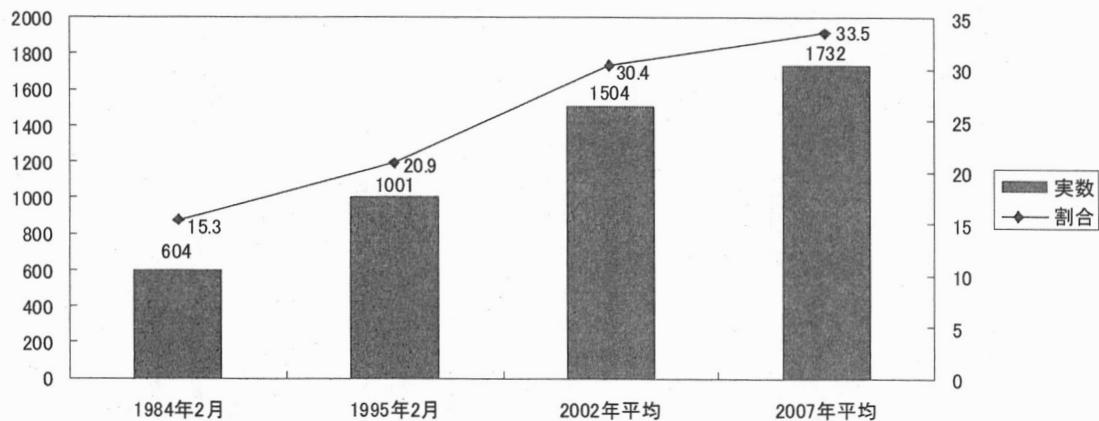
図 I-3 民間給与 200万円以下の給与所得者数とその割合（単位：千人、%）



資料：国税庁「平成18年 民間給与実態統計調査」より作成

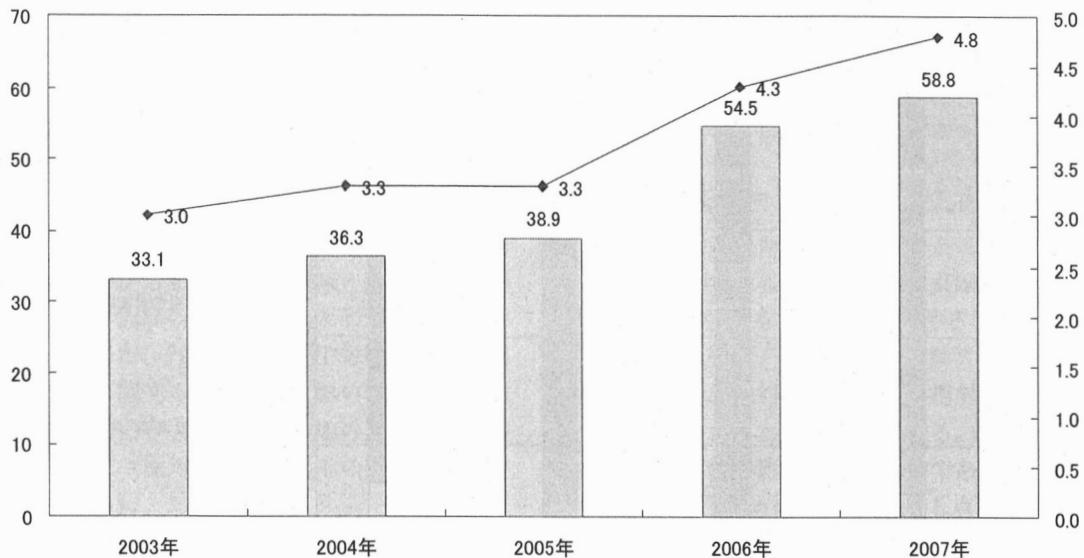
■ 人数 ◆ 割合

図 I-4 非正規職員・従業員の人数と割合の推移（単位：万人、%）



資料：総務省「労働力調査特別調査」及び「労働力調査詳細結果」より作成

図 I-5 パートタイム労働者の労働組合委員数及び推定組織率の推移 単位：万人、%



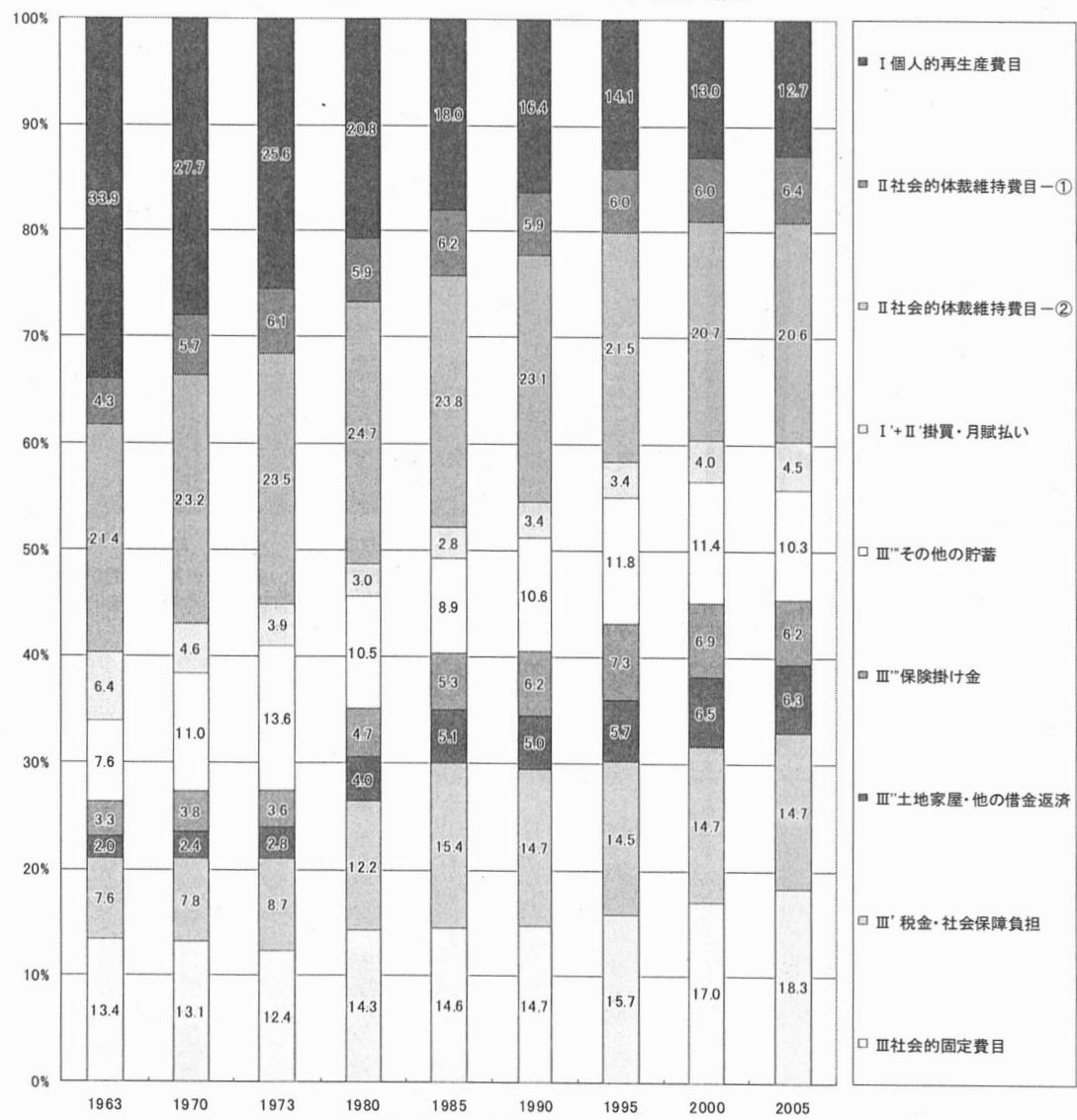
注:「パートタイム労働者」とは、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

資料:厚生労働省「平成19年労働組合基礎調査」より作成

■ 労働組合員数 ◆ 推定組織率

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

図 I-6 範疇分類別、家計支出の割合の推移



資料：総務省「家計調査」より作成 注：「収入総額」は「貯金引き出し」と「縁越金」を差し引いて計算

## II 国民生活の再構築－最低生計費の算定

### 1. 抵抗線としての最低生計費の必要性

今日、わが国では貧困ライン＝最低生活基準が存在していないと言っても過言ではない。「構造改革」の下で、社会保障や社会福祉制度への攻撃がますます激しさを増している。社会保障制度の本丸とも言うべき生活保護制度への攻撃は、2004年から老齢加算の削減・廃止、2005年からは母子加算の削減・廃止として、断行されている。また、2007年には厚生労働省の「生活扶助基準に関する検討会」において、生活扶助基準そのものの引き下げや級地の見直しなどが答申された（反対運動の中、その実施は先送りされている）。

低所得層が増大し、保護基準以下はあり得ないはずなのに、保護基準以下の人々が増していく、それは、抵抗線としての最低生活基準が存在しないことを意味している。そしてまた、その中で、保護基準そのものを引き下げているのである。ますます多くの低所得層が生活保護から漏れて、隠蔽された形で膨大に存在することになる。それは、国民の生活の崩壊を食い止める防波堤としてあるいは抵抗線としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しないことを意味している。

国民生活の崩壊が進んでいる中で、その崩壊を食い止め、国民の連帯と安寧を図るために、国民の「最低生活の岩盤」の構築が緊急の課題である。「最低生活の岩盤」こそは、ここで算定される「最低生計費」を機軸として構築されるものである。この「最低生計費」は、最低賃金、生活保護基準、最低保障年金、課税最低限、保険料の減免、就学援助、生活福祉資金などの「目安」となる性格のものである。

また、これまで、運動の要求の「目安」として生活保護基準を用いる場合が多かったが、老齢加算や母子加算の段階的削減から廃止、そしてまた、保護基準そのものの引き下げや級地の見直しが図られようとしているとき、もはや既

存の保護基準では、「目安」となることが適切であるとは言えなくなってきた。新しい要求の目標が必要となっている。その目標こそが、ここで算定される「最低生計費」と考えた。

### 2. 最低生活＝「人間らしい生活」の考え方

最低生活とは何かを考えることは、また貧困とは何かを考えることである。貧困の考え方によって最低生活もまた変わってくるからである。ここでは、まず、貧困の概念が拡大してきたこと、つまり、絶対的貧困論から相対的貧困論に変わってきたことに注目している。次に、今日、相対的貧困論の影響力が強いのであるが、その「あいまい性」も顕在化している点が重要となる。そのあいまい性を克服するために、新たな貧困の考え方を求められている。その新たな貧困の考え方として、アマルティア・センの貧困論が大変示唆的である。ここでは、センの考え方に基づいて、「人間らしい生活」の意味内容を最低限必要な「生活の質」としてとらえている。

#### (1)貧困概念の拡大－絶対的貧困論から相対的貧困論へ－

最も古典的な貧困の考え方は、いわゆる絶対的貧困論であり、「食べるか食えないか」といった主には食費を中心に考えるものである。その考え方は、19世紀末のB. S. ラウントリーが最低生活費を算定する際に、その費目の内容の想定に示されている。例えば、食費については新鮮な生肉が含まれていないこと、健康体の被救恤者に対する必要としている食物より、いささか切りつめたものになっている（B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』（株千城、1970年、119頁）。また、雑費については主に靴、衣服、燃料を想定している。したがって旅行、慰安、贅沢、病気、葬式などの場合を、いつさい考慮せず、ただ健康時における肉体的能率の保持だけに焦点を合わせているものである（前掲『貧乏研究』125頁）。こうした貧困の考え方

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

は、「食えるか食えないか」といったいわば飢餓水準あるいは生物的生存水準をもって貧困とするといった考え方である。

それに対して相対的貧困の考え方は、産業の発展や社会・文化の発展によって貧困ライン=最低生活基準が変化するといった考え方につながっている。例えば、産業の発展は大量生産された新しい財貨やサービスをつぎからつぎへと生みだし、国民はそれを新しい生活様式や慣習として受け入れ、国民経済は拡大再生産していったと考えられる。また、共働きや交代制勤務、長時間労働といった労働の全般的社会化は、それに対応する消費生活の全般的社会化をもたらしたと考えられる。それは、家庭内の家事・育児労働の社会化=外部化・商品化といえるものであり、それまで商品化されなかつた家事・育児労働が、さまざまな姿をとりつつ、商品化された市場化された商品やサービスという形をとるようになる。あるいはまた、商品経済の進展は、直接的な人間関係を希薄化し、代わって貨幣や商品を媒介とした貨幣の人間関係が強まり、それだけ冠婚葬祭などの交際費の支出を増大させることになる。余暇・娯楽・スポーツにおいても、直接参加型が減少し、商業化された観光・行楽、娯楽施設、リゾート施設の利用が増加し、それだけ商品化が進み教養娯楽費がかさむことになる。以上のように、現代の生活様式は、産業の発展やそれにともなう労働の在り方、そしてそれが家族や地域社会の変化をともないながら、必要とされる生活手段の商品化を進めているところに特徴がある。それは、商品を通した人々の間接的な相互依存関係を形成しているという意味で、生活の間接的な「社会化」といえる。

また、生活の一般的条件・基盤=「生活基盤」(社会的共同生活手段)についても、産業の発展は、都市化と環境破壊をもたらし、光熱や水道といったものも、かつてのように自然の恵みとして享受していたものが料金の支払いによって社会的に供給されるようになる。教育にしても、高度に発展した社会や産業に必要とされる知識や人格の形成にかつてよりも高い教育を必要としている。住宅をとつても、多くの国民は

仕事を求めて住み慣れた故郷を離れ、大都会で新たな家庭を築くためには、土地・住宅の購入をはじめとした家財道具などの初期費用を必要とする。これら「生活基盤」の確保の仕方は、生活の直接的な「社会化」=「共同化」といえる。本来的には、それは人間の存立、したがつてまた社会の存立に関わることから社会的性格が強く、結局のところ社会に還元されることから社会が共同で負担・「共同化」してゆく必要性が強いのである。

更にまた、家族の縮小や地域社会の崩壊は、その相互扶助機能の脆弱化をもたらし、それに代わって社会保障や社会福祉諸制度の必要性を増したと考えられる。これら社会制度の維持管理のための財源として社会負担=税金や社会保険料が、個々の家計から出ていくことになる。他方、病気、障害、死亡、高齢、失業などの生活上の事故が発生すれば、社会保障制度から現金や現物、サービスという形をとつて社会的給付が、個々の家計に入り込んでくる。これらもまた、生活の直接的な「社会化」=「共同化」ということができる。

しかしながら、これら生活の直接的な「社会化」の在り方が、80年代の臨調「行革」そして95年以降今日に至る「構造改革」のもとで、「受益者負担主義」が強化され、生活基盤や社会保障諸制度に関わる政府の政策が、直接個々の家計の負担に反映されることになる。税金や保険料の増大、健康保険や介護保険、障害者自立支援制度による窓口負担の増大、持ち家政策や教育政策による住宅ローン返済、教育ローン返済という形で現れている。こうした今日の生活の直接的な「社会化」は、それらの多くの部門での規制緩和や民営化・商品化を押し進め、「現代的・資本主義的社会化」に転化したことができる。

今日の高度に発展した社会においては、家族・地域社会や生活手段の変化をもたらし、それが生活様式の変化となって現れているのである。このような生活様式の変化は、大都会で生活する労働者やサラリーマン世帯で最初に見られたことであるが、デモンストレーション効果により、それ以外の地域や世帯にも波及し、現代の

生活様式として確立していったと考えられる。この現代の生活様式を満たす生活水準として「社会慣習的生活水準」が形成されているのである。したがってまた、貧困ライン=最低生活基準は、時代や社会とともに変化する生活様式を最低限満たすようなものとして考えられるようになつたのである。

こうした時代や社会にたいして相対的な貧困観は、P. タウンゼントの「相対的剥奪 relative deprivation」(P. タウンゼント「相対的剥奪としての貧困」、D. ウィッダーバーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困概念』光生館、1977年)の考え方には代表的にみられるものである。

こうした考え方にはまた、1960年の朝日訴訟第1審判決にもみられる。「健康で文化的な最低限度の生活」とは「それ自体各国の社会的文化的発達の程度、国民経済力、国民所得、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向上しつつあるものと考える」としている。また、1967年の最高裁判決においても「健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念であり、その具体的な内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量してはじめて決定できるものである」としている。これらの判決に見られる考え方には、時代や社会とともに変化する貧困ライン=最低生活基準の考え方をよく示していると考えられる。

## (2)相対的貧困論のあいまい性とその克服

しかし、相対的貧困論の考え方には、いくつかのあいまい性が存在する。第1に、今日、相対的貧困論に基づく公的な貧困ライン=最低生活基準である生活保護基準は、水準均衡方式によって算定されているが、これは一般世帯との対比で算定されているため、その具体的な内容が明示されないといったあいまい性が存在する。第2に、対比する対象の取り方が、一般世帯の平均なのか、一般世帯の低所得層なのか、どういう基準で選択するのかがあいまいである。仮

に一般世帯の第1・十分位とか第1・五分位階級を対象として選択し、それとの対比でもって保護基準が高いとした場合、その一般世帯低所得層の生活は「健康で文化的な最低限度の生活」といえるのかどうかがきわめてあいまいであり、根拠が存在しないのである。第3に、相対的貧困論とはいって、一定の社会一定の時代には、その社会その時代の生活様式が存在し、それに対応した「社会慣習的生活水準」が存在するものと考えられる。その意味では「絶対的」なのである。その点があいまいなのである。第4に、相対的貧困論に基づく水準均衡方式は国民所得が向上していくことを想定していると考えられるが、今日のように国民所得が低下している場合に、それとともに貧困ライン=最低生活基準を下げる根拠になりうるのかがあいまいである。

相対的貧困論の考え方からすれば、その時代その社会の生活様式を反映した「社会慣習的生活水準」が存在することになるとを考えられる。しかし、その「貧困」の状態とは、「単にあるものが欠如した状態」ではないだろう。そこには「あるべきもの、あるはずのものが欠如している・奪われている状態」といった一定の欲求水準の存在が、暗黙のうちに前提されているものと考えられる。そのあいまい性を克服するための考え方アマルティア・センによって提示されている。

センとタウンゼントとの論争は、相対的貧困論のそのあいまい性をめぐるものであったと考えられる。この論争から相対的貧困論のあいまい性を克服する論点が明らかになるものと考えられる。

センは「絶対・相対の間のやりとりは、同じ機能を満たすために必要になる財が多様であることに関連している（例えば、「コミュニティの暮らしに参加する」とか、アダム・スミスの「恥をかくことなく人前にでられるか」といった機能を達成するにも、豊かな国ではより多くの財が必要になる）。（アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店、1999年、189頁、以下、センの考え方には、主にこの書による）と述べている。

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

タウンゼントは、ラウントリーの絶対的貧困論を批判して、時代や社会とともに生活様式や慣習、社会活動が変化するのに伴う財の多様性に着目したのに対し、センは、その多様性は生活の「機能」を達成するための財の多様性にあるとしているのである。

### (3) 「人間らしい生活」・最低限必要な「生活の質」とは

さて、センがいうところの生活の「機能」とは、「ある状態になったり、何かをすること」であるとし、生活は相互に関連する「機能」によって構成されているとしている。つまり、所得が高いとか低いとか言った場合、その所得で「どういったことができるのか」「どういった状態になれるのか」といった生活の実態が不明である。その所得によって達成できる「生活の質」が問題とならなければならない。ここでは、センの生活の「機能」をより分かりやすい「生活の質」に置き換えている。

第1に、「適切な栄養をえているか」「雨露をしのぐことができるか」「避けられる病気にかかるといいか」「健康状態にあるか」といった基本的な健康・生命を維持するための「生活の質」を確保すること。

第2に、「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を保つことができるか」「社会生活に参加しているか」といった社会・文化的な「生活の質」を確保すること。

上記の「生活の質」は憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の意味内容であると考えた。つまり、上記の「生活の質」は、「健康で文化的な最低限度の生活」の意味内容について、一步踏み込んだ解釈をするものであり、それを達成するための目的が明示されているのである。

相対的概念という意味で言えば、上記の「生活の質」を達成するためのさまざまな財やサービスが、時代とともに社会とともに変化するということである。しかし、上記の「生活の質」そのものは、歴史的にも社会的にも変わらない

「絶対的」なものであると考える。

言うまでもなく、個々人が自分の価値や目的あるいは人生設計を選択し、それに向かって活動することは自由（「積極的自由」）である。その意味では価値や目的、人生設計は多様化するのである。そうした各人が選択した価値や目的あるいは人生設計が、その人の「人格」を形成することになる。しかし、人格は、それを取り巻く社会的・経済的あるいは文化的環境によって、影響を受けることが多いのである。低所得層や貧困層は、特に長い人生の中できさまざま大切なものを失いながら生きていく場合が多いであろう。その悲哀ははかりしれないものがある。また、個々人が置かれている貧困や差別や身体的・精神的状態の違いによって、自分自身の欲求・価値・目的を抑制する可能性も高いのである。価値の多様性よりは、こうした個々人が置かれている身体的・精神的特徴の多様性や、貧困や差別などの社会的状況の多様性に配慮する必要があるのである。そうした人格を取り巻く環境・状況の改善なくして、個々人の自由は保障されないと考えるのである。言い換えるならば、貧困からの自由としての最低生活の保障、差別からの自由、身体的・精神的状況からの自由といった「消極的自由」（「何々からの自由」として「何々からの解放」を意味している）が、公共政策によって実現されてこそ、積極的な自分自身の選択した価値や目的に向かって活動する自由が保障されるのである。

### (4) 「生活の質」を達成する最低生計費とは

「人間らしい生活」というのは、上記の最低限必要な「生活の質」を達成することである。そのためには、最低限の「所得」が必要であることはいうまでもないが、個々人の身体的・精神的特徴の違いや人々が置かれている社会状況の違いといった人間存在の多様性に配慮してはじめて、人々を等しく取り扱う「公平」性が確保でき、それによって「人間らしい生活」が実現されるものである。また、その上で、個々人の価値や目的、人生生計を選択する自由が保障されるものであるが、「人間らしい生活」を考える

場合にも、その積極的自由の余地を最低限保障するものでなければ、個々人の人格の形成や発達を保障するものとはならないと考えた。

つまり、以下で試算される「最低生計費」なるものは、それ以上でも以下でもないといった最低生活の費用 (minimum cost) というものではなく、一定の幅がある最低基準 (minimum standard) と考えたのである。それは、社会経済や文化の発展について、「生活の質」を達成するための財やサービスが変化していくことはもちろんのこと、人間としての発達や自由が保障されるものでなければならぬと考えたからである。それに対する社会的合意がどこまで形成されるかが問題であるが、この試算では、個々人の価値や目的、人生設計を選択する自由の幅として「こづかい」なる名称をもちいてきわめてつつましい額であるが計上している。また、

人間存在の多様性への配慮として、個々人の身体的・精神的特徴の違いや置かれている社会状況の違いの幅として「予備費」なる名称を用いて計上した。

### 3. 算定の前提

最低生計費は、その前提として社会保障・社会福祉諸制度、住宅や教育などの「生活基盤」の確保のための諸制度、人権保障や平和であることが必要である。本来、こうした総合的なナショナルミニマムが必要である。それとの関連においてはじめて「最低生計費」は試算される。ここでは、現在あるこれら社会諸制度や社会状況を前提として「最低生計費」を試算した。従つて、これら社会諸制度が変われば、「最低生計費」も変わる性格のものである。

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### III 最低生活費としてこれくらい必要

#### 1. 算定の対象となるモデル世帯と地域

##### (1) 算定対象世帯モデル

算定の対象となるモデル世帯は、以下の通りである。

- ①20歳代単身世帯モデル（25歳男性）
  - ②30歳代夫婦のみ世帯（33歳男性、30歳女性）
  - ③30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル（35歳男性、33歳女性、9歳女性）
  - ④40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル（43歳男性、40歳女性、13歳男性、9歳女性）
  - ⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル（55歳男性、53歳女性、20歳男性、16歳女性）
  - ⑥50歳代夫婦のみ世帯（58歳男性、55歳女性）
  - ⑦30歳代母親と未婚子1人世帯モデル（38歳女性、13歳女性）
  - ⑧70歳代単身世帯モデル（75歳女性）
  - ⑨70歳代夫婦世帯モデル（75歳男性、70歳女性）
- \*30歳代～50歳代夫婦については、世帯主が正規職員、配偶者が短時間パート職員として勤務しているものとした。

##### (2) 居住地域と勤務地

居住地域としては、埼玉県さいたま市を想定した。

世帯モデル①から⑦までは、その世帯主は都心部にある会社に勤務し、配偶者は地元の会社で勤務しているものとした。

#### 2. 9類型のモデル世帯の最低生計費

##### (1) モデル世帯の最低生計費

###### ①20歳代単身世帯モデル

若年単身世帯モデルの「最低生計費」は、月額23万3,801円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が17万4,406円、非消費支出（税金・保険料）4万2,395円、予備費1万7,000円である。年額（税込み）にして2,805,612円となる。

###### ②30歳代夫婦のみ世帯モデル

30歳代夫婦のみ世帯モデルの「最低生計費」

は、月額35万6,022円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が26万8,866円、非消費支出（税金・保険料）6万156円、予備費2万7,000円である。年額（税込み）にして4,272,264円となる。

###### ③30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデル

30歳代夫婦と未婚子1人世帯モデルの「最低生計費」は、月額43万5,244円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が32万9,277円、非消費支出（税金・保険料）7万2,967円、予備費3万3,000円である。年額（税込み）にして5,222,928円となる。

###### ④40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル

40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルの「最低生計費」は、月額56万3,652円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が42万2,614円、非消費支出（税金・保険料）9万9,038円、予備費4万2,000円である。年額（税込み）にして6,763,824円となる。

###### ⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル

50歳代夫婦と未婚子2人世帯モデルの「最低生計費」は、月額75万512円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が58万2,887円、非消費支出（税金・保険料）11万625円、予備費5万7,000円である。年額（税込み）にして900万6,144円となる。

###### ⑥50歳代夫婦のみ世帯モデル

50歳代夫婦のみ世帯モデルの「最低生計費」は、月額37万687円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が27万7,250円、非消費支出（税金・保険料）6万5,437円、予備費2万8,000円である。年額（税込み）にして444万8,244円となる。

###### ⑦30歳代母親と未婚子1人世帯モデル

30歳代母親と未婚子1人世帯モデルの「最低生計費」は、月額35万512円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が27万2,044円、非消費支出（税金・保険料）5万1,468円、予備費2万7,000円である。年額（税込み）にして420万6,144円となる。

### ⑧70歳代単身世帯モデル

70歳代単身世帯モデルの「最低生計費」は、月額20万4,815円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が16万2,129円、非消費支出（税金・保険料）2万6,686円、予備費1万6,000円である。年額（税込み）にして245万7,780円となる。

### ⑨70歳代夫婦のみ世帯モデル

70歳代夫婦のみ世帯モデルの「最低生計費」は、月額30万4,568円（税込み）となった。その内訳は、消費支出が24万8,881円、非消費支出（税金・保険料）3万687円、予備費2万5,000円である。年額（税込み）にして365万4,816円となる。

## (2)最低生計費一覧

最低生計費一覧表 1

	若年単身世帯	30代夫婦のみ 世帯	30代夫婦と未 婚子1人世帯	40代夫婦と未 婚子2人世帯	50代夫婦と未 婚子2人世帯	50代夫婦のみ 世帯
25歳男性	33歳男性 30歳女性	35歳男性 33歳女性 9歳女性	43歳男性 40歳女性 13歳男性 9歳女性	55歳男性 53歳女性 20歳男性 16歳女性	58歳男性 55歳女性	
賃貸アパート 1K25m <sup>2</sup>	賃貸アパート 2K30m <sup>2</sup>	賃貸アパート 2K40m <sup>2</sup>	賃貸アパート 3K50m <sup>2</sup>	賃貸アパート 3K50m <sup>2</sup>	賃貸アパート 2K30m <sup>2</sup>	
消費支出	174,406	268,866	329,277	422,614	582,887	277,250
生活扶助相当額						
生活扶助額 同 ・加算含む						
保護基準額	172,776	235,283	278,700	324,283	351,823	230,823
保護基準相当額	176,456	276,971	334,057	415,640	477,968	283,354
食費	39,564	69,219	92,708	123,794	135,811	66,922
家での食費	20,621	46,521	64,069	88,816	93,419	44,320
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000
外食・会食	7,500	10,000	10,829	11,658	17,000	10,000
外食・子供学校給食			4,000	8,000		
廃棄率5%を加算	1,443	2,698	3,810	5,320	5,392	2,602
住居費	54,167	60,417	61,459	66,667	66,667	60,417
家賃	52,000	58,000	59,000	64,000	64,000	58,000
更新料 月当たり	2,167	2,417	2,459	2,667	2,667	2,417
光熱・水道	6,552	12,573	17,147	20,183	22,448	16,572
電気代	3,070	5,743	7,765	9,176	10,160	7,776
ガス代	2,125	3,609	4,340	4,774	5,194	3,762
他の光熱	80	298	436	636	769	953
上下水道	1,277	2,923	4,606	5,597	6,325	4,081
家具・家事用品	3,881	9,327	11,356	12,804	12,804	10,328
家庭用耐久財	1,941	3,009	3,773	3,904	3,904	3,009
室内装備・装飾品	177	397	439	567	567	397
寝具類	593	1,435	1,930	2,422	2,422	1,888
家事雑貨	627	2,751	3,272	3,742	3,742	3,299
家事消耗品	543	1,735	1,942	2,169	2,169	1,735

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

被服及び履き物	7, 548	18, 267	22, 003	24, 173	28, 831	18, 269
被服費	6, 235	14, 968	18, 339	20, 542	23, 497	14, 968
履き物	846	2, 132	2, 381	2, 464	3, 817	2, 132
洗濯代	467	1, 167	1, 283	1, 167	1, 517	1, 167
保健医療	2, 465	8, 812	9, 779	11, 235	13, 776	11, 355
医薬品	603	2, 156	1, 453	1, 669	2, 046	1, 687
健康保持用摺取品	141	504	877	1, 008	1, 236	1, 019
保健医療用品・器具	792	2, 831	1, 600	1, 838	2, 254	1, 858
保健医療サービス	929	3, 321	5, 849	6, 720	8, 240	6, 791
交通・通信	18, 214	26, 054	28, 153	32, 747	46, 760	25, 192
交通費	9, 073	12, 073	15, 073	18, 073	24, 146	12, 073
通信費	9, 141	13, 739	12, 838	14, 432	22, 372	12, 877
自転車関係費		242	242	242	242	242
教育	—	—	14, 167	42, 667	140, 341	—
学校教育費			3, 500	19, 167	129, 142	
学校外教育費			10, 667	23, 500	11, 199	
教養娯楽	18, 273	26, 285	30, 201	38, 035	41, 951	26, 285
教養娯楽用耐久財	2, 662	4, 290	4, 290	4, 290	4, 290	4, 290
教養娯楽用品	83	133	133	133	133	133
書籍・他の印刷物	4, 350	4, 850	4, 850	4, 850	4, 850	4, 850
教養娯楽サービス	11, 178	17, 012	20, 928	28, 762	32, 678	17, 012
旅行・帰省	5, 833	11, 667	14, 583	20, 417	23, 333	11, 667
レジャー・スポーツ	4, 000	4, 000	5, 000	7, 000	8, 000	4, 000
NHK受信料	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345	1, 345
その他	23, 742	37, 912	42, 304	50, 309	73, 498	41, 912
理美容用品	706	3, 609	4, 178	4, 746	4, 846	3, 609
理美容サービス	2, 000	3, 650	5, 250	6, 400	7, 300	3, 650
身の回り用品	569	1, 336	1, 559	1, 846	2, 035	1, 336
こづかく	6, 000	12, 000	13, 000	16, 000	38, 000	12, 000
交際費	14, 467	17, 317	18, 317	21, 317	21, 317	21, 317
非消費支出	42, 395	60, 156	72, 967	99, 038	110, 625	65, 437
所得税	4, 255	5, 115	5, 878	8, 608	9, 024	5, 383
住民税	8, 925	11, 391	13, 674	18, 316	21, 757	12, 266
社会保険料	29, 215	43, 650	53, 415	72, 114	79, 844	47, 788
貯蓄・予備費	17, 000	27, 000	33, 000	42, 000	57, 000	28, 000
最低生計費（税抜き）	191, 406	295, 866	362, 277	464, 614	639, 887	305, 250
（税込み）月額	233, 801	356, 022	435, 244	563, 652	750, 512	370, 687
（税込み）年額	2, 805, 612	4, 272, 264	5, 222, 928	6, 763, 824	9, 006, 144	4, 448, 244
収入（税込み）内訳						
世帯主	233, 801	256, 022	335, 244	463, 652	480, 512	270, 687
配偶者		100, 000	100, 000	100, 000	100, 000	100, 000
アルバイト収入					100, 000	
奨学金					70, 000	

最低生計費一覧表 2

	30代母親と未 婚子1人世帯	高齢単身世帯	高齢夫婦のみ 世帯
	35歳女性 9歳女性	75歳女性	73歳男性 70歳女性
	賃貸アパート 2K30m <sup>2</sup>	賃貸アパート 1K25m <sup>2</sup>	賃貸アパート 2K30m <sup>2</sup>
消費支出	272,044	162,129	248,881
生活扶助相当額	178,220	103,795	178,962
生活扶助額・加算含まず	122,410	75,770	115,265
同 ・加算含む	145,670	93,700	151,125
保護基準額	228,513	125,939	173,265
保護基準相当額	263,220	171,795	236,962
食費	60,805	27,121	55,677
家での食費	48,286	21,988	45,346
外食・昼食			
外食・会食	5,829	4,000	8,000
外食・子供学校給食	4,000		
廃棄率5%を加算	2,690	1,133	2,331
住居費	60,417	54,167	60,417
家賃	58,000	52,000	58,000
更新料 月当たり	2,417	2,167	2,417
水道・光熱費	11,113	10,365	16,670
電気代	4,255	4,711	7,741
ガス代	3,741	2,697	3,778
他の光熱	250	708	821
上下水道	2,867	2,249	4,330
家具・家事用品	9,327	5,749	10,328
家庭用耐久財	3,009	2,203	3,009
室内装備・装飾品	397	244	397
寝具類	1,435	1,043	1,888
家事雑貨	2,751	1,432	3,299
家事消耗品	1,735	827	1,735
被服及び履き物	12,963	7,129	13,721
被服費	10,916	5,843	11,222
履き物	1,230	819	1,678
洗濯代	817	467	817

保健医療	4,090	6,836	14,488
医薬品	963	1,665	3,529
健康保持用摸取品	209	1,025	2,172
保健医療用品・器具	1,142	822	1,742
保健医療サービス	1,776	3,324	7,045
交通・通信	21,957	7,970	15,946
交通費	12,073	3,000	6,000
通信費	9,884	4,970	9,946
自転車関係費			
教育	28,500	—	—
学校教育費	15,667		
学校外教育費	12,833		
教養娯楽	25,785	14,589	23,680
教養娯楽用耐久財	4,290	1,061	1,768
教養娯楽用品	133	—	50
書籍・他の印刷物	4,350	4,350	4,850
教養娯楽サービス	17,012	9,178	17,012
旅行・帰省	11,667	5,833	11,667
レジャー・スポーツ	4,000	2,000	4,000
NHK受信料	1,345	1,345	1,345
その他	37,087	28,203	37,954
理美容用品	3,584	1,514	2,259
理美容サービス	3,300	1,650	3,650
身の回り用品	1,136	822	1,311
こづかく	9,000	6,000	12,000
交際費	20,067	18,217	18,734
非消費支出	51,468	26,686	30,687
所得税	4,579	3,620	3,658
住民税	10,325	7,991	8,066
社会保険料	36,564	15,075	18,963
貯蓄・予備費	27,000	16,000	25,000
最低生計費 (税抜き)	299,044	178,129	273,881
(税込み) 月額	350,512	204,815	304,568
(税込み) 年額	4,206,144	2,457,780	3,654,816
収入 (税込み) 内訳			
世帯主	350,512	204,815	238,568
配偶者			66,000

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### IV 算定した最低生計費の位置

#### 1. 最低賃金との比較

2007年改正の最低賃金法9条3項では「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係わる施策との整合性に配慮するものとする」と、生活保護と最低賃金との整合性が明記された。

しかし、最低賃金額の目安となると考えられる生活保護基準額について、その保護基準額を構成している生活費のどの部分までを含めるかによって、保護基準額は異なってくる。中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」では、「若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたもの」を生活保護基準額とみなしている。もう少し詳しくみると、保護基準額は、生活扶助基準（1類+2類+冬季加算+期末一時扶助費）+住宅扶助の実績値とみなし、これに税・保険料を考慮して、0.864で割っている。しかし、これには勤労に伴う必要経費である基礎控除や特別控除は含まれていないことに注意を要する。また、通勤費や労働組合費といった実費控除が含まれていない。これらを加えるとすれば、保護基準額は月約5万円高くなるのである。上記の保護基準額には、こうしたことが考慮されていないのである。

##### (1)首都圏の最低賃金

算定した「最低生計費」の対象となったモデル世帯の世帯主の勤務先は、東京都内と想定した。したがって、東京都の最低賃金額が比較の対象となる。

東京都の平成20年の改定額は766円である。目標とされる最低賃金額は819円であり、まだその乖離は53円ということになる。

まず、平成20年の改定額766円でみると、その月額は13万3,131円（中央最低賃金審議会で用いている労働時間月173.8時間で計算）となる。し

かし、この算定ベースとなった月173.8時間は、現実に働いている実労働時間との差が大きい。東京都の平成19年年平均総実労働時間は150.4時間である（毎月労働統計調査地方調査、産業計、事業所規模5人以上より）。これを用いると改定最低賃金の月額は11万5,206円にしかならないのである。

また、目標とされる最低賃金額819円でみると、月労働時間173.8時間で計算すると、その月額は14万2,342円となる。この額が保護基準額に相当する。しかし、上記の総実労働時間150.4時間で計算すると、最低賃金の月額は12万3,178円にしかならないのである。

つまり、仮に保護基準額を14万2,342円とした場合でも、目標となる最低賃金額は、月労働時間をどのように想定するかによっても、大きく変わるのである。中央最低賃金審議会の答申にある月労働時間173.8時間を使いれば、最低賃金は時給819円であるが、総実労働時間150.4時間を使いれば、946円となる。その差は127円にもなる。

##### (2)最低賃金との比較

若年単身世帯モデルでの算定した「最低生計費」は、月23万3,801円である。これには税金や保険料が含まれている。また、勤労に伴う必要経費が入っている。これを、上記の中央最低賃金審議会で用いた月労働時間173.8時間で計算すると、時給は1,345円となる。また、上記の月総実労働時間150.4時間で計算すると、時給は1,554円となる。

これからみるように、算定した若年単身世帯の「最低生計費」の保護基準相当額と保護基準と比較して、その差は2.1%保護基準相当額が高いだけであることを考慮しても、保護基準との整合性のある最低賃金額として、上記の1,555円という水準は妥当なものである。

## 2. 生活保護基準との比較

### (1) 生活保護基準

#### ①20歳代単身世帯の場合

さいたま市のような大都会は、「1級地ー1」とランクされ、基準額は最も高くなる。まず、日常生活費として算定される個人単位の「生活扶助費」として、「第1類」がある。その額は、年齢階層別に定められ、20歳～40歳は月額4万270円である。日常生活費の中の世帯単位で消費される部分は「第2類」とされ、その額は世帯人員毎に定められ、単身者の場合には月額4万3,430円である。従って、生活扶助額の合計は、第1類と第2類を合わせた額となり、8万3,700円である。

その他、当該モデルのように賃貸アパートに住んでいる場合には、「住宅扶助」が支給される。その「一般基準」は月額1万3,000円としているが、大都会ではこのような低額のアパートは存在しないため、「特別基準」が定められている。埼玉県の場合、特別基準は単身世帯で4万7,700円以内となっている。当該モデルのほぼ家賃に近似している。また、暖房費として冬季加算(11月から3月まで)が埼玉県の場合には月3,090円が支給される。その他、期末一時扶助費(12月)として1万4,180円の支給がある。冬季加算と期末一時扶助費を月に直すと、2,469円となる。

従って、生活扶助額と住宅扶助額、冬季加算、期末一時扶助費を合計すると、月13万3,869円ということになる。

ただし、勤労している場合には、勤労に伴う必要経費として「基礎控除」が認められる。また、年間収入に対する勤労に伴う必要経費として「特別控除」が認められる。それは、収入額に応じて決められるが、例えば、月の収入が13.3万円とすると、基礎控除は2万5,520円となる。また、特別控除は年間収入に対して1割と定めているので、その額は16万643円である。これを12ヶ月で割ると1万3,300円となる。従って、基礎控除額と特別控除額を加えると月3万8,820円の勤労にともなう必要経費(勤労控除)が認められる。

以上のことから、若年単身世帯モデルの生活保護制度による保護基準は、勤労控除を加える

と17万2,776円ということになる。言うまでもなく、この額には税金や保険料が含まれていない。生活保護受給者はそれらが免除されている。また、病気などで医療費がかかる場合には、別途医療扶助が現物で支給される。

#### ②30歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類8万540円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万9,810円(夫収入19万3,000円、配偶者病弱(以下同じ)とすると)、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、23万5,283円となる。

#### ③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合には、生活扶助費1類11万4,610円、同2類5万3,290円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、3人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,772円、基礎控除3万2,680円(収入23万3,000円とすると)、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、27万8,700円となる。

#### ④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合には、生活扶助費1類15万4,600円、同2類5万5,160円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、4人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,985円、基礎控除3万3,190円(収入27万5,000円とすると)、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、32万4,283円となる。

#### ⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、50歳代夫婦と未婚子2人世帯(子ども1人は夜間大学に通学)の場合には、生活扶助費1類15万8,710円、同2類5万5,160円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、4人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,985円、基礎控除4万8,120円(夫収入17万5,000円、大学生10万円とすると)、特別控除月当たり2万4,848円となり、これらを

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

合計したものを保護基準額とすると、35万1,823円となる。

### ⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、50歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類7万6,360円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万9,530円（収入18万9,000円とすると）、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、23万823円となる。

### ⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、30歳代母親と未婚子1人世帯の場合には、生活扶助費1類7万4,340円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、2人世帯の冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、基礎控除2万9,240円（収入18万7,000円とすると）、特別控除月当たり1万6,348円となり、これらを合計したものを保護基準額とすると、22万8,513円となる。

### ⑧70歳代単身世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、70歳代単身世帯の場合には、生活扶助費1類3万2,340円、同2類4万3,430円、住宅扶助特別基準額4万7,700円、冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,469円、これらを合計したものを保護基準額とすると、12万5,939円となる。

### ⑨70歳代夫婦のみ世帯の場合

上記と同様にして、計算すると、70歳代夫婦のみ世帯の場合には、生活扶助費1類6万4,680円、同2類4万8,070円、住宅扶助特別基準額上限6万2,000円、冬季加算と年末一時扶助費の月当たり額2,515円、これらを合計したものを保護基準額とすると、17万3,265円となる。

## (2)生活保護基準と算定された「最低生計費」との比較

### ①20歳代単身世帯の場合

上記の若年単身世帯モデルの生活保護制度による保護基準とここで算定された「最低生計費」とを比較することにするが、その場合、生活保護受給世帯の場合には免除されている税金や保

険料、NHK受信料や医療扶助相当額、実費控除として通勤費や労働組合費を「最低生計費」から差し引いた額で比較するのが妥当であろう。

当該モデルの生活保護制度による保護基準17万2,776円を100として、算定された「最低生計費」の保護基準相当額17万6,456円は、102.2とほとんど同額である。

ここで算定された「最低生計費」の額は、きわめて現実的で切実な労働者の要求額を反映したものであることがわかる。結果的に、現在の保護基準の額が最低限必要な額と近似していることを証明する形になっている。

改定された最低賃金法によれば、生活保護制度と最低賃金制との整合性への配慮が唱われている。ここで算定された「最低生計費」は、まさに最低限必要な財やサービスを積み上げて算定された最低生計費である。

### ②30歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準23万5,283円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額27万6,971円は、117.7となる。

### ③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

同様にして、上記保護基準27万8,700円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額33万4,057円は、119.9となる。

### ④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

同様にして、上記保護基準32万4,283円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額41万5,640円は、128.2となる。

### ⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

同様にして、上記保護基準35万1,823円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額47万7,968円は、135.9となる。

### ⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準23万823円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額28万3,354円は、122.8となる。

### ⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

同様にして、上記保護基準22万8,513円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額26万3,220円は、115.2となる。母子加算を含めた保護基準25万1,773円を100とした場

合には、104.5となる。

#### ⑧70歳代単身世帯の場合

同様にして、上記保護基準12万5,939円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額17万1,795円は、136.4となる。老齢加算を含めた保護基準14万3,869円を100とした場合には、119.3となる。

#### ⑨70歳代夫婦のみ世帯の場合

同様にして、上記保護基準17万3,265円を100とすると、算定された「最低生計費」の保護基準相当額23万6,962円は、136.8となる。老齢加算を含めた保護基準20万9,125円を100とした場合には、113.3となる。

### 3. 「最低生計費」未満の人々の割合

では、算定された「最低生計費」に満たない人々の割合はどれくらい存在するのであろうか。

図III-1～9までは、厚生労働省「国民生活基礎調査」から作成されたものである。それぞれ、年齢階層別、世帯構成別に所得金額階級別分布をみたものである。平成17年の調査結果から、算定された「最低生計費」未満の割合をみるとする。

#### ①20歳代単身世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約281万円未満の割合は、74.6%となる。

仮に、算定された「最低生計費」を保護基準とすると、税金・保険料が免除され、医療費の内、医薬品と保健医療サービスは別途医療扶助として支給される。また、通勤費や労働組合費は実費控除され、NHK受信料も免除される。これらを算定された「最低生計費」から差し引いた「保護基準相当額」は、年額約212万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、59.4%となる。

また、生活扶助額、住宅扶助額、冬季加算、年末一時金、基礎控除、特別控除を加えた保護基準額は、年額約207万円である。この保護基準額未満の割合は、57.9%となる。

#### ②30歳代夫婦のみ世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約427万円未満の割合は、27.4%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額約332万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、15.4%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約282万円である。この「保護基準額」未満の割合は、9.1%となる。

#### ③30歳代夫婦と未婚子1人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約522万円未満の割合は、44.0%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額401万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、23.0%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約334万円である。この「保護基準額」未満の割合は、13.8%となる。

#### ④40歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約676万円未満の割合は、39.9%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額499万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、21.4%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約389万円である。この「保護基準額」未満の割合は、11.8%となる。

#### ⑤50歳代夫婦と未婚子2人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約901万円未満の割合は、54.8%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額574万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、30.3%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約422万円である。この「保護基準額」未満の割合は、16.5%となる。

#### ⑥50歳代夫婦のみ世帯の場合

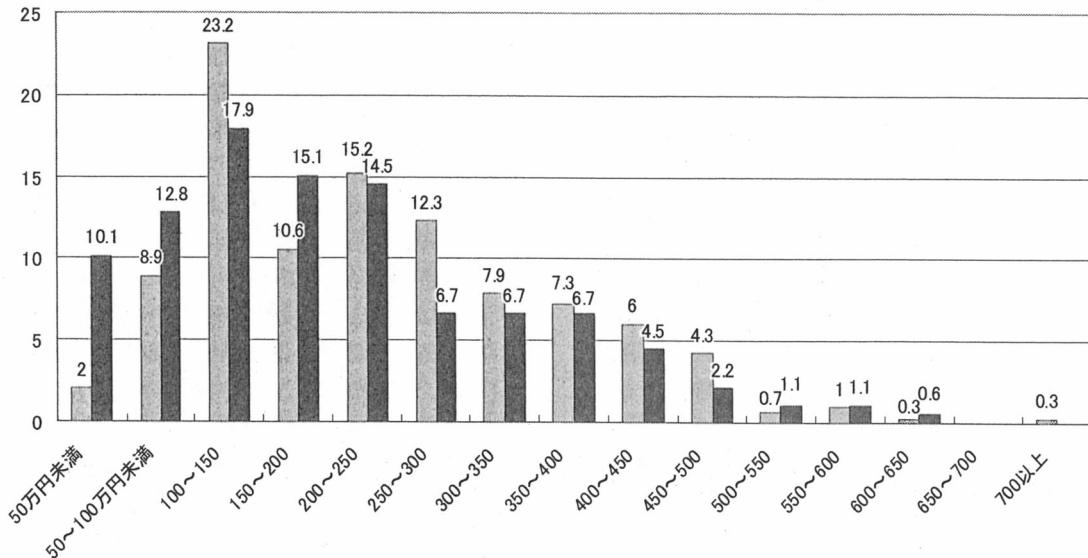
税込み「最低生計費」の年額約445万円未満の割合は、31.2%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額340万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、22.6%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約277万円である。この「保護基準額」未満の割合は、15.9%となる。

## 首都圏最低生計費試算プロジェクト報告書

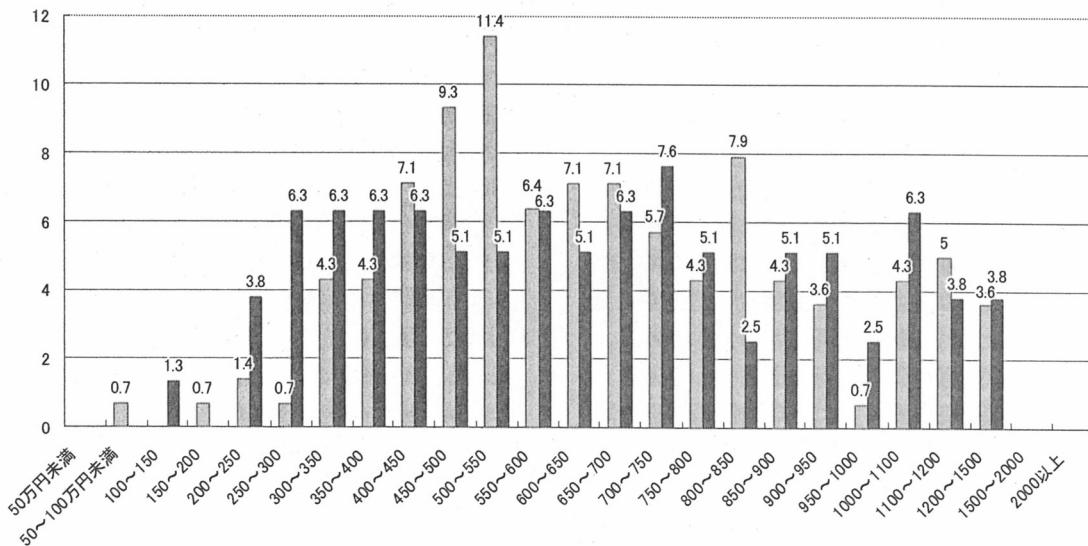
図III-1 29歳以下、単身世帯、所得金額階級別 単位：%



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

□ 平成12年 ■ 平成17年

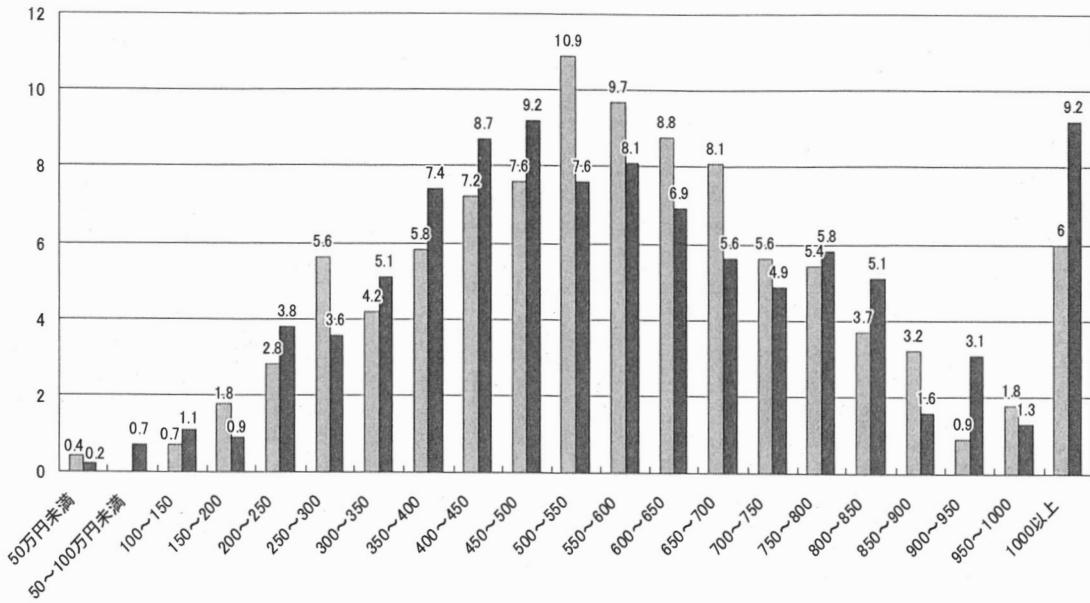
図III-2 30歳代、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位：%



資料：前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

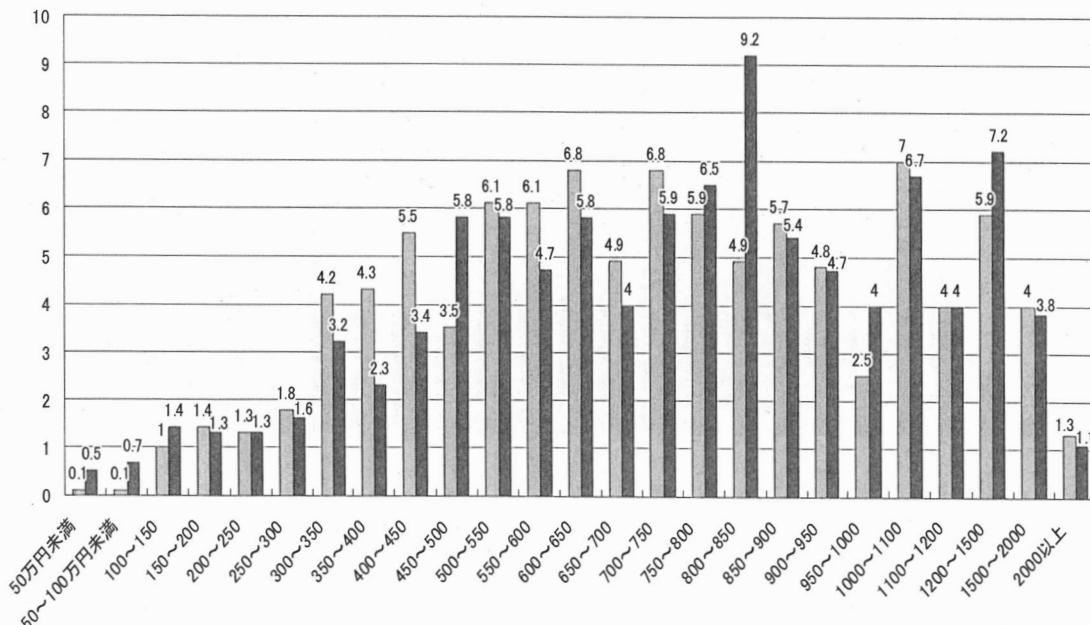
図III-3 30歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位：%



資料：前図に同じ

□平成12年 ■平成17年

図III-4 40歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位：%

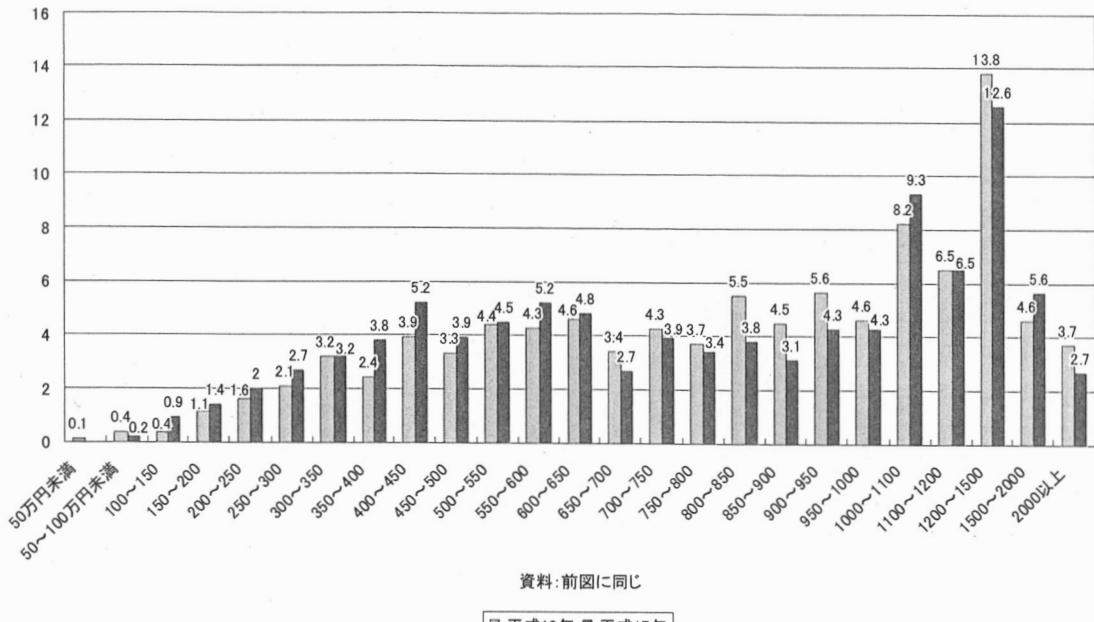


資料：前図に同じ

□平成12年 ■平成17年

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

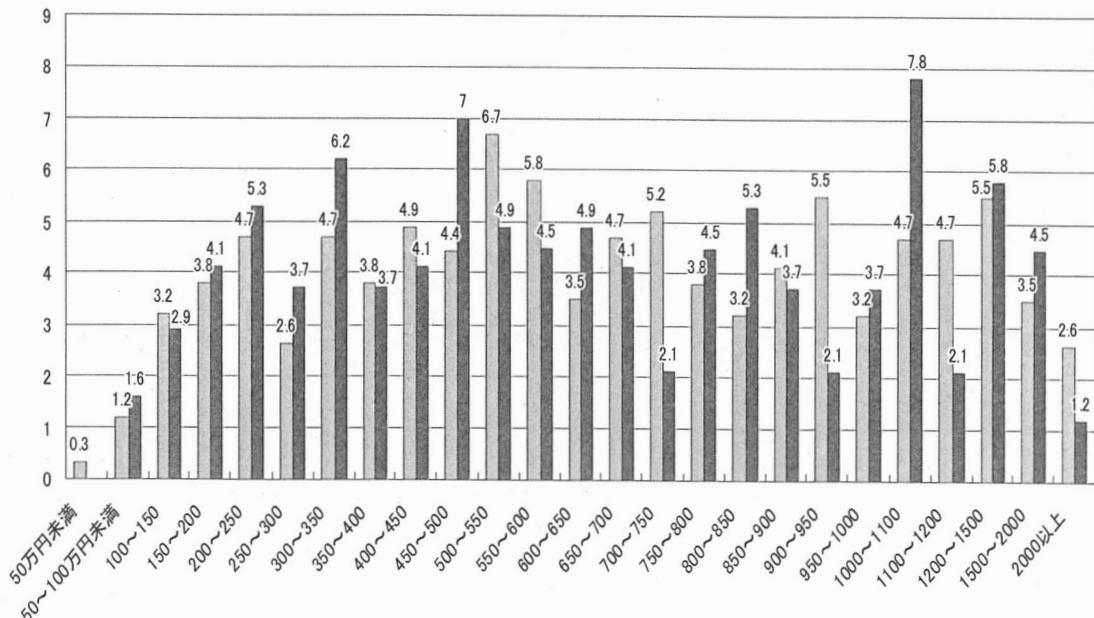
図III-5 50歳代、夫婦と未婚子世帯、所得金額階級別 単位：%



資料:前図に同じ

■ 平成12年 ■ 平成17年

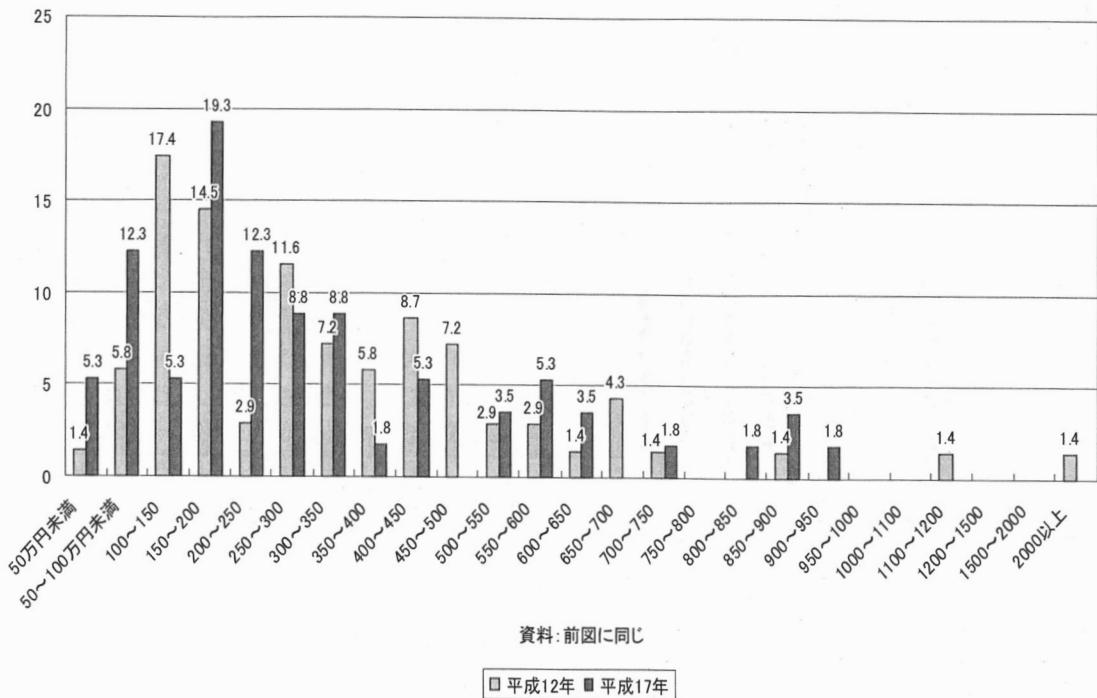
図III-6 50歳代、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位：%



資料:前図に同じ

■ 平成12年 ■ 平成17年

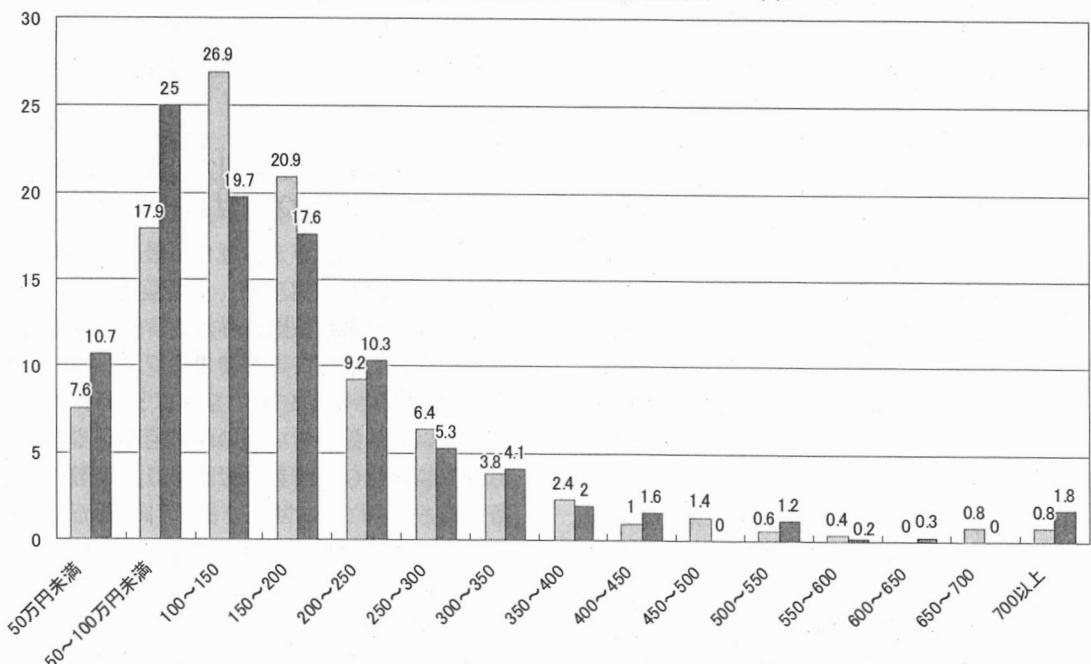
図III-7 30歳代、ひとり親世帯、所得金額階級別 単位：%



資料：前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

図III-8 70歳以上、単身世帯、所得金額階層別 単位：%

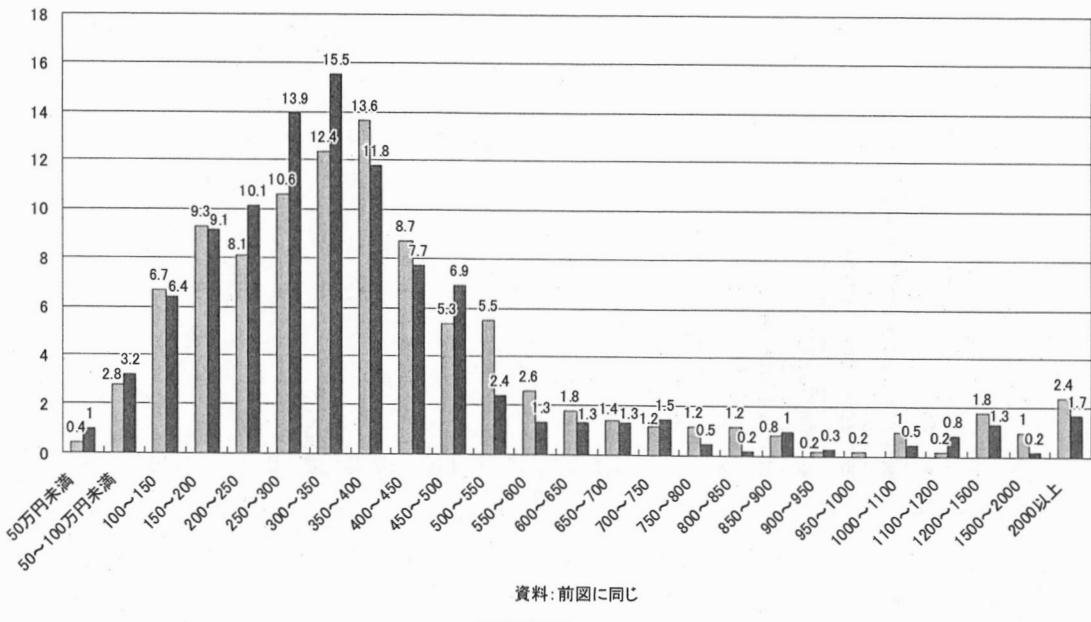


資料：厚生労働省『国民生活基礎調査』より

□ 平成12年 ■ 平成17年

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

図III-9 70歳以上、夫婦のみ世帯、所得金額階級別 単位：%



資料:前図に同じ

□ 平成12年 ■ 平成17年

### ⑦30歳代母親と未婚子1人世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約421万円未満の割合は、76.1%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額約316万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、66.1%となる。

また、同様にして、母子加算を除いた「保護基準額」は、年額約274万円である。この「保護基準額」未満の割合は、58.7%となる。

### ⑧70歳代単身世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約246万円未満の割合は、82.5%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額206万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、74.2%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約151万円である。この「保護基準額」未満の割合は、55.8%となる。

### ⑨70歳代夫婦のみ世帯の場合

税込み「最低生計費」の年額約365万円未満の割合は、62.7%となる。

同様にして、「保護基準相当額」は、年額284

万円である。この「保護基準相当額」未満の割合は、39.3%となる。

また、同様にして、「保護基準額」は、年額約208万円である。この「保護基準額」未満の割合は、21.3%となる。

## 4. 所得分布の2極化－貧困層の単身世帯やひとり親世帯への特化－

上記のように、算定された「最低生計費」及びその「保護基準相当額」、「保護基準額」未満の割合は、世帯類型別にみると、はっきりとした違いを見て取ることができる。

上記の図III-1～9までをみると、所得の分布が、低い層に偏っているのが、若年単身世帯であり、30歳代ひとり親世帯であり、高齢単身世帯である。これらの世帯では、年間300万円未満の割合は、77.1%、63.3%、89.6%と、5割をはるかに超えている。それに対し、所得が中間層に固まって分布しているのが、30歳代夫婦のみ世帯であり、30歳代夫婦と未婚子1人世帯であり、40歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、また、50歳代夫婦と未婚子2人世帯であり、50歳代夫

婦のみ世帯である。これらの世帯では、年間300万円未満の割合は、11.4%、10.3%、6.8%、7.2%、17.6%と、1割前後と極めて少ないことが分かる。その中間にあるのが、高齢夫婦のみ世帯である。この世帯では、300万円未満の割合は43.7%と5割には満たないが、比較的多く存在している。

これらに共通しているのは、一方が単身世帯であり、ひとり親世帯であるのに対し、他方では夫婦の世帯であるという点にある。その違いは、所得の源泉が1人であるか2人以上であるかという点である。以上のように、まず第1に、世帯類型により、所得の分布そのものに大きな違いがみられる点に注目する必要がある。

では、算定された「最低生計費」未満の割合は、世帯類型によりどのような特徴を示すのであろうか。図III-10-1をみると、上記の所得分布の低い層に多く分布がみられる若年単身世帯、高齢単身世帯、ひとり親世帯では、いずれも7割を超えており、それに対し、所得分布が比較的中間層に分布している30歳代夫婦のみ世帯、30歳代夫婦と未婚子1人世帯、40歳代夫婦と未婚子2人世帯、50歳代夫婦と未婚子2人世帯、50歳代夫婦のみ世帯では、いずれも5割台以下である。その中間にある高齢夫婦のみ世帯では6割台となっている。

同じ基準で算定された「最低生計費」を尺度として「最低生活費」未満の割合をみても、上記の特徴がそのまま読みとることができる。

次に、算定された「最低生計費」から、生活保護制度の教育扶助相当額、通勤費や労働組合費といった実費控除額、医療扶助相当額、免除されるNHK受信料、税金・保険料を差し引いた額を「保護基準相当額」としてみると、生活扶助相当額と住宅扶助相当額といった基礎的生活費の部分だけが残る。つまり、働いているか否か、あるいは教育を受けている子どもがいるか否か、あるいは健康状態など、世帯の状態によって生活費が異なる部分を除いて、共通部分だけを取り出してみたのである。また、仮に、算定された「最低生計費」を保護基準と考えるならば、上記の費目は控除されたり免除された

り、あるいは別途必要に応じて支給されるのであり、それらを除いた額を「保護基準相当額」として、保護基準と比較することもできる。

例えば、上記の「最低生計費」未満の割合は、夫婦だけの世帯と夫婦と未婚子からなる世帯とでは、教育費の比重が異なり、その結果として、未満率はかなり異なるものとなっている。この違いはそれなりに意味があるのであるが、教育費の比重の違いを除去してみると、以下のように、未満率に違いは少なくなって現れることになる。

図III-10-2は、上記の「保護基準相当額」を基準として、それ未満の割合をみたものである。この図をみると、上記の所得分布の特徴がより鮮明に現れている。つまり、夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子世帯といった、上記でみた所得分布が中間層に多く分布している世帯類型では、「保護基準相当額」未満の割合は、極めて低く、30歳代夫婦のみ世帯では15.4%、30歳代夫婦と未婚子1人世帯では23.0%、40歳代夫婦と未婚子2人世帯では21.4%、50歳代夫婦のみ世帯では22.7%となる。ほぼ2割前後の未満率ということになる。それに対し、単身世帯やひとり親世帯といった所得の低い層に多く分布していた世帯類型では、「保護基準相当額」未満の割合は、きわめて高いことが分かる。若年単身世帯では59.4%、高齢単身世帯では74.2%、30歳代母親と未婚子1人世帯では66.1%となっている。その差は歴然としている。

それは、図III-10-3をみても明らかである。前記でみた「保護基準」を尺度としてみた場合、「保護基準」未満の割合は、単身世帯やひとり親世帯ではきわめて高く、逆に、夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子の世帯では、きわめて低いのである。

これら分析から分ることは、第1に、同じ基準で算定した「最低生計費」の「保護基準相当額」で、これだけの未満率の違いが現れてくるのは、その額が高いか低いかという額の水準の問題ではなく、「保護基準相当額」未満の世帯がそれだけ存在することを意味している。

第2に、単身世帯やひとり親世帯といった、働き手や所得の源泉が少ない世帯では、それだ

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

け未満率が高くなる可能性がきわめて高いことを証明している。こうした世帯では、「保護基準相当額」未満あるいは「保護基準」未満といった「貧困」に陥る可能性が高いことを意味している。逆に、働き手が複数存在している場合には、「貧困」に陥る可能性がきわめて低いことを証明している。

第3に、夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子世帯では、確かに「保護基準相当額」や「保護基準」未満に陥る危険性が低いのであるが、実際に、税金や保険料を支払い、教育費などを支払うと、「最低生計費」未満になってしまう所得階層が多く存在していることも事実である。これらの所得階層をボーダーライン層といつてみるとすれば、そのボーダーライン層は、上記の単身世帯やひとり親世帯ばかりでなく、これら比較的安定しているとみられる夫婦のみ世帯や夫婦と未婚子世帯にも数多く存在しているのである。「最低生計費」未満と「保護基準」未満の差をみると、20歳代単身世帯で16.7%、30歳代夫婦のみ世帯で18.3%、30歳代夫婦と未婚子1人世帯で30.2%、40歳代夫婦と未婚子2人世帯で28.1%、50歳代夫婦のみ世帯で15.3%、30歳代母親と未婚子1人世帯で17.4%、70歳代単身世帯で26.7%、70歳代夫婦のみ世帯で41.4%となる。子供を持つ中高年世帯と、高齢者世帯で特にボーダーライン層が多いのに気がつくのである。貧困は、特別な世帯だけでなく、前記の家計の硬直化の問題をもつ一般階層も含めて貧困化していく、重層的階層構造として理解する必要がある。

第4に、「家族」の相互扶助機能への依存が、今日においても、大変強いことがわかる。賃金や年金が、必ずしも最低保障されていないため、家族が寄り添ってその肩代わりをしているとみることもできる。家族が最低保障を代替しているのである。しかし、家族を形成できないか、その家族が何らかの理由で崩壊した場合には、それができなくなることを物語っているのである。

第5に、それは、若年単身者が家族に依存しパラサイト・シングルとなる例にも現れている。多くの若年者は、正規、非正規を問わず、低賃

金であるが故に、自立が困難となる可能性を高める。次の図III-11は、親と同居している同居率を男女別、年齢階層別にみたものである。これをみると、1999年と2004年とを比較すると、確実に増加している。各年齢階層別にみると、男性では、親との同居率は、20歳代後半で64.0%にも上っている。30歳代前半でも45.4%と半数近く。30歳代後半でも3人に1人の割合である。また、女性の方が男性に比べ各年齢階層とも1割ほど低いことが分かる。彼らは、住宅費をはじめとして、食費の一部や場合によっては携帯電話代などの基礎的生活費を親に依存している可能性が高い。したがってまた、低賃金であっても、その収入のすべてを自由に使えることにもなる。そういう状況から、彼らをパラダイス・シングルと性格づける向きもあるが、しかし、彼らは、果たしてそれを望んでいるかどうかである。自由とはいえ、彼らは自分の人生の目的や価値、見通しをもつことができるのだろうか。そういう選択が自由にできることが、本来の自由（何々への自由=積極的自由）と言えるであろう。自立できる最低生活が保障（貧困からの自由=消極的自由・解放）されることが大切であり、その上ではじめて本来の自由が保障されるとみるべきである。自分自身が選択した価値や目的、人生設計が、その人の「人格」を形成するとすれば、そうした人格の形成が十分にできているかが問われなければならない。いうまでもなく、パラサイト・シングルの問題は、彼らの人格の形成ばかりでなく、キャリア形成にも大きく影響するであろうし、晩婚化や少子化の要因ともなっているのである。

若年単身者のパラサイト・シングル化の問題は、また、最低賃金などの最低生活保障が欠如していることと関係していることはすでにみた通りである。その代替を家族が行っているのである。しかし、他方では、家族の小規模「核家族」化が進行し、家族の相互扶助機能は脆弱化していることも事実である。家族がどこまで最低生活保障の欠陥を代替できるのか、といった問題を投げかけているのである。それは、家族が崩壊した場合に最も良く現れることになる。

離婚や死別など何らかの理由でひとり親家族となった場合、あるいは家族が崩壊してバラバラになった場合、そこまでいかないにしても、仕事を求めて生まれ故郷から一人離れて生活しなければならない場合、こうした場合には、当然のことながら家族による最低生活保障の代替は困難となる。それは、最低生活保障の欠陥と家族崩壊により谷間ができる、その谷間に落ち込んでしまう危険性が高くなることを意味している。その結果は、例えば、日雇派遣の若者達が、大都会の中で「ネットカフェ難民」となっていることに典型的にみられる現象である。

主に、今日の「貧困」が、単身世帯やひとり親世帯に強く現れている現象であることに、重ねて注意する必要がある。生活保護制度と合わせて、最低賃金制度や最低保障年金制度がそれだけ重要性を増していることを意味しているのである。

## 5. ナショナル・ミニマムの実現 —その「要」としての「最低生計費」—

### (1)ナショナル・ミニマムとは何か

国民の最低生活保障といった場合、全国民の生活を包括的に保障することが必要となる。それがナショナル・ミニマムといえる。前記の「生活の質」を達成するためには、財や所得に加え人間存在の多様性への社会的配慮が欠かせない。その点を考慮して、現代の生活を包括的に保障するためには、第1に、社会保障制度による所得の最低限保障に加え、第2に、個々人の身体的・精神的特徴の違いへの配慮として、社会福

祉サービスが必要となる。第3に、個々人の置かれている社会状況の違いへの配慮の一つとして、生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」として、住宅や教育、医療、水道・電気・ガスなどの社会的共同生活手段をいかに確保するかということが必要となる。第4に、その社会的状況の違いへのもう一つの配慮として、人種差別や性差別、階級差別のない社会の実現や、暴力や戦争状態のない平和な社会の実現が必要となる。こうした包括的な生活の最低限保障こそが、ナショナル・ミニマムの構成要素なのである。

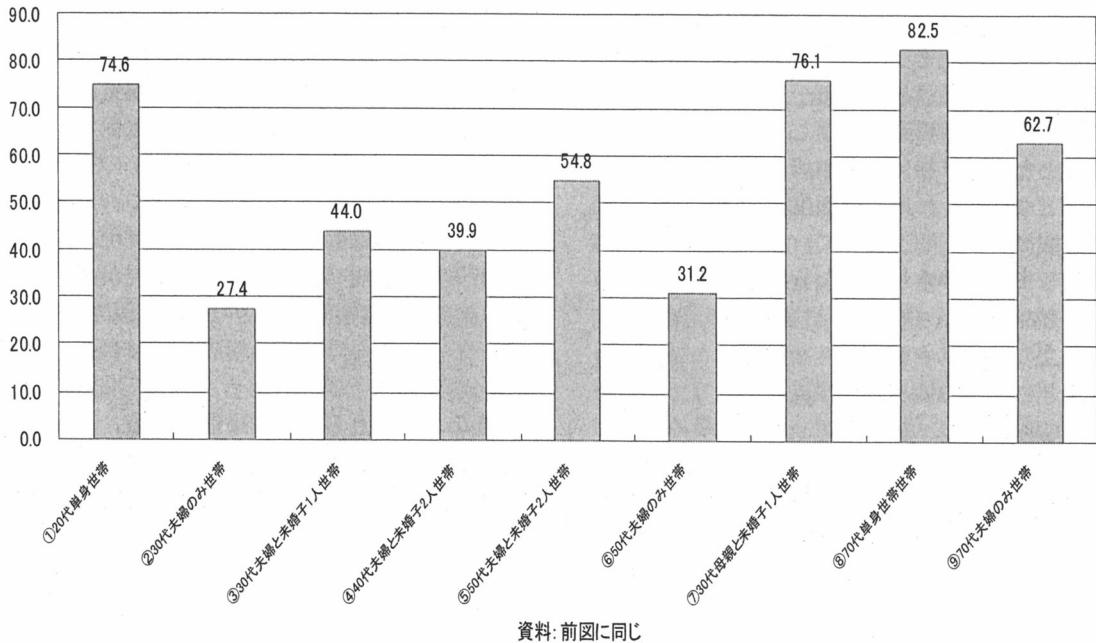
### (2)その「要」としての「最低生計費」

ここでは、ナショナル・ミニマムの「要」として、所得の最低保障である「最低生計費」を位置づけた。その前提となるのが第2から第4までの構成要素である。したがってまた、前提の諸制度が変われば、「最低生計費」も変わる性格のものである。

この「最低生計費」を機軸として最低賃金、生活保護基準、最低保障年金、課税最低限（生活費非課税）、保険料の減免、就学援助、生活福祉資金貸付などの諸制度の実現を図る必要がある。それはまた、最低賃金のように労働者だけの問題ではなく、中小業者の問題もあり、高齢者、低所得者、母子世帯など、全国民の問題であり、「最低生計費」を機軸として、これら全国民が共同して実現を図らなければならない問題である。それ以下を許容できない「最低生活の岩盤」の構築でもある。それは、全国民的な広い連帶なくしては実現不可能な問題である。

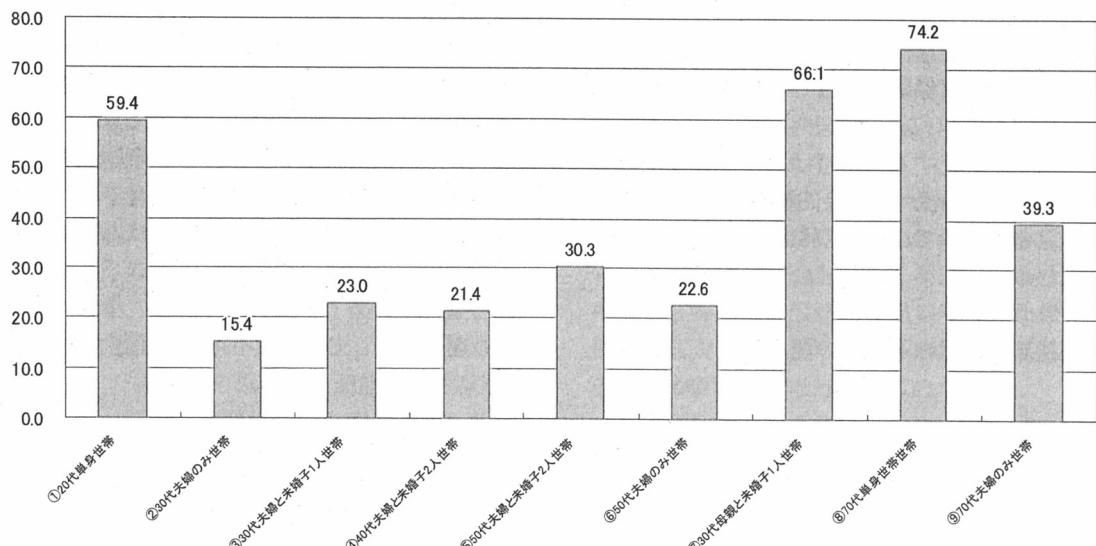
## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

図III-10-1 「最低生計費」未満の世帯の割合 単位：%



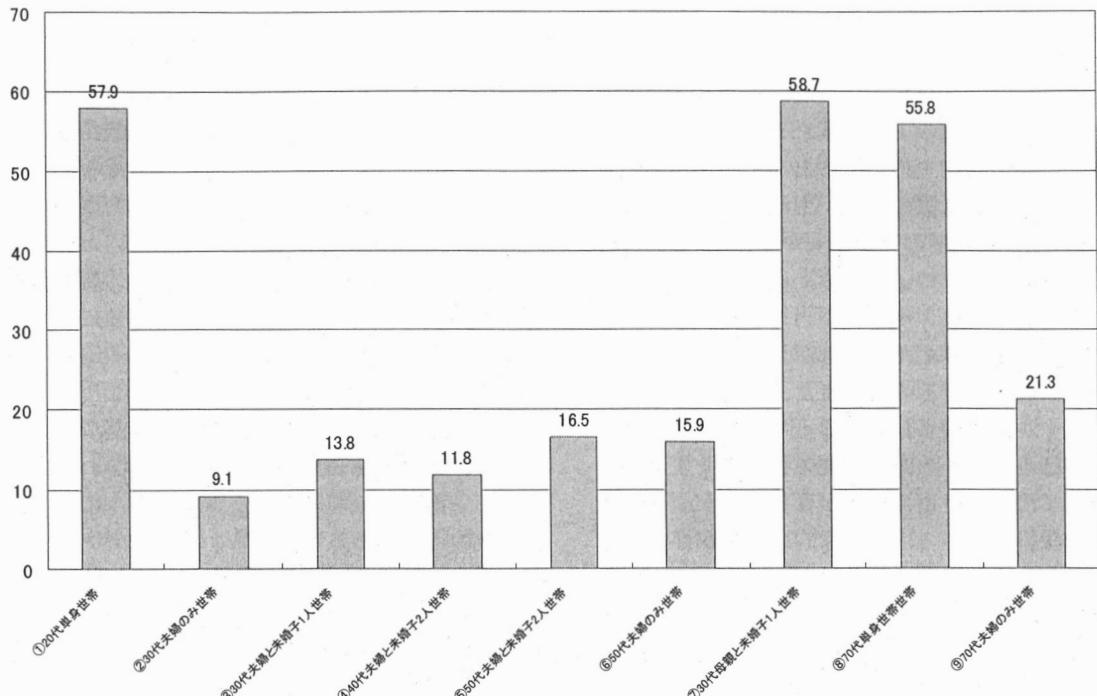
資料: 前図に同じ

図III-10-2 「保護基準相当額」未満の世帯の割合 単位：%



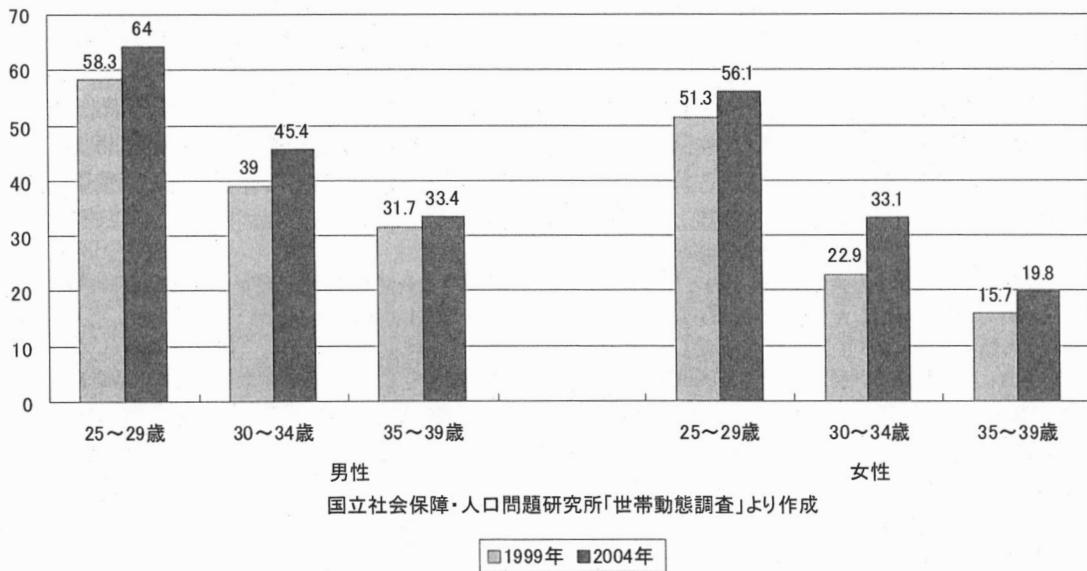
資料: 前図に同じ

図III-10-3 「保護基準」未満の世帯の割合 単位：%



資料：前図に同じ

図III-11 親との同居率の推移 単位：%



## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### V 算定の方法

算定の方法としては、マーケットバスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した。それは、上記の目的を達成するために必要であるからである。最低限必要な「生活の質」を満たすために、どれだけの財が必要かを測るために、必要な物量を一つ一つ積み上げる方法が最も適している。また、その当不當を判断するのに理解しやすいと考えた。それがこの方式を採用した最大の理由であるが、また、この方式の欠点も古くから指摘されている。それは、食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない、といった指摘である。この欠点をどれだけ克服できるかが、この方式を採用して算定する場合、最大の鍵となる。

ここで算定した「最低生計費」は一種の理論的生計費ではあるが、最低生活をありうべき一定の理想として現実の生活から遊離させて考えているわけではない。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、「持ち物財調査」や「生活実態調査」「価格調査」を実施し、それを基礎資料として算定しているところに特徴がある。その算定の基本的な方法は、以下の通りである。

#### (注)

マーケットバスケット方式で算定した例として、1974年に当時の総評が算定した「理論生計費」がある。これは、労働者の「あるべき生活像」を想定して算定している点に特徴がある。例えば、「より人間らしい生活」として次のように想定している。「労働時間短縮等を反映した能動型、主体的行動型の余暇を考慮すべきだ」として、「ハイキング、スキー、登山、家族旅行などの比重を高めたほか、単身世帯では語学研修、複数世帯では主婦のけいこごと、夫の趣味（釣り）、長男のサイクリング、長女のピアノのレッスンなどを配慮することにした。」と述べている。その結果、算定された「理論生計費」は、現実の賃金とは大きくかけ離れたものとなつた。この例は、労働者の現実の生

① 家具・家事用品、被服及び履物、教養娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、「持ち物財調査」に基づいて、原則7割以上の保有率の物を「人前にでて恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目毎に積み上げて算定した。また、耐用年数については、国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する政令」を参考にした。

購入先について、生活実態調査に基づき想定した。生活実態調査では、購入先についても聞いていている。それによれば、世帯モデルによって多少の違いはあるにしても、最も多いのが、「大型スーパー」や「大型電気店」、「ホームセンター」であった。これらの購入先で価格調査を実施した。

「価格調査」の方法としては、それぞれの品目のそのお店の最低価格、最多・標準価格、最高価格を調査した。外出用の品目については、「人前に出て恥をかかないように」最低価格は避けて、標準価格を用いた（＊印をつけて表している）。それ以外については、最低価格を用いている。

② 食費については、2005年の総務庁「家計調査」の品目分類に基づいて、最も年間収入の低い第1五分位階層の100g当たりの消費単価を4

活様式や社会慣習、社会活動から遊離して理論的に生計費を算定したものといえる。

それに対し、江口英一は、「持ち物財調査」など労働者・国民の生活の実態を調査し、それを基礎資料として「最低基準生活費」をマーケットバスケット方式で算定している（江口英一・松崎彌太郎著「第5章第1節生活再構築のための最低生活基準」、江口英一編著『生活分析から福祉へ』光生館、1987年、所収。江口英一・金澤誠一著「第5章第2節最低基準・最低標準生活費」、江口英一編著『改定新版生活分析から福祉へ』光生館、1998年、所収）。ここで算定した「最低生計費」も、江口英一の方法を用いたものである。

つの食品群に分けてそれぞれ計算した。なお、2008年5月時点での食費の物価上昇率は、2005年に比べ2.6%増となっていることを考慮し、食費合計額に物価上昇分を加えている。

次に、女子栄養大学出版部『2008年版五訂増補食品成分表資料編』に基づき、世帯モデル毎に、1日当たりの必要なカロリーを算出した。

また、「4つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1人1日当たりの重量=g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）に基づいて必要な栄養を満たすように、食費を試算した。香川教授の試案に基づきエネルギー必要量の1割は嗜好品でまかなうようにした。なお、食べ残しなどの廃棄率を5%とした。

朝食については、生活実態調査の結果、世帯モデルごとに、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかに基づいて算定している。

また、昼食や夕食についても、同様に、生活実態調査の結果から、どこでどのような食事の仕方をし、その費用に基づいて算定した。

また、仕事の帰りや休日にお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用に基づいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「住生活基本計画」（平成18年度から平成27年度）による「最低居住面積水準」に基づき、単身世帯25m<sup>2</sup>、2人世帯30m<sup>2</sup>、3人世帯40m<sup>2</sup>、4人世帯50m<sup>2</sup>とした。

家賃については、住宅情報誌にもとづきさいたま市での家賃を調査し、その最低価格を採用している。また、更新期間及び更新料についても、生活実態調査に基づいて算定している。

④ 教育費については、文科省平成18年度「子どもの学習費調査」に基づいて算定した。学校給食費は、食費の中に入れるために除外した。この調査の結果に基づき、支出率7割以上の項目について、その支出平均額を計上した。

また、大学生の教育費については、日本学生

支援機構による「平成16年度学生生活調査」結果を用い、自宅通いで、私立大学で学んでいることを前提に算定した。

⑤ 教養娯楽サービスについては、「生活実態調査」の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用に基づいて算定した。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果に基づいて、算定した。

⑥ 理美容サービスについては、理髪料として、成人男性の場合、1回4,000円、中学男子 1回3,000円、小学女子 1回2,500円、ヘアカット代 1回3,300円として計算した。2か月に1回利用とした。

⑦ 交通・通信費については、「生活実態調査」の結果から、首都圏であり、公共交通機関が比較的利用しやすいことを前提に、自動車の所有はないものと想定した。自転車については、夫婦と未婚子世帯や夫婦のみ世帯、母子世帯では保有率が8割から9割と高かった。若年単身世帯及び高齢単身世帯では6割と低い。この結果から、前者は自転車の保有があるものとし、後者は保有がないものとした。

東京への勤務を想定していることから、通勤はJR埼京線を利用して、武蔵浦和から新宿までの定期券の定期代を想定した。この場合、6ヶ月定期代5万4,440円の1ヶ月分として9,073円とした。基本的には、この定期を利用して休日の行楽や買物を行うものとした。また、共働きを想定しているが、世帯主だけが都心に通勤し、配偶者は、さいたま市近辺で働いているものとした。その通勤手段としては、先の自転車を想定した。また、世帯主以外の家族の場合、定期券をもたないため、買い物や行楽のための交通費として、1回500円を想定し、月6回とした。

通信費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

⑧ 水道・光熱費、医療費については、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

⑨ 交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計した。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物についても、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計した。

第3に、お中元やお歳暮についても、生活実態調査の結果から推計している。

第4に、自治会費などの負担費や社会福祉協議会の会費、赤い羽根募金、祭りの寄付を想定した。ただし、世帯モデルによって、生活実態調査結果から近所つきあいの程度が異なり、それによって負担費を推計した。

第5に、住宅関係費として、共益費は「生活実態調査」並びにさいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査結果から算定した。

第6に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し、5,000円の参加費として算定した。

第7に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、中年・高齢者の場合には、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回5,000円とした。

⑩ こづかいについては、子どもについては、日銀金融広報委員会による平成18年「家計の金融資産に関する世論調査」の中の「子どものこづかい額」の調査結果を参考にして算定した。これによれば、小学4年生の場合で約1,000円、6年生の場合で約1,500円、中学生で約3,000円、高校生で約6,000円となっている。これは年間収入階級別に見てもほとんど変わらない。

また、大人については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやオーディオ関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、「持ち物財調査」では保有率が分散していて7割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1人1日200円として月6,000円とした。

⑪ その他、予備費として、消費支出の1割を計上している。これは、これまで計上してきた最低生計費は、いわば平均的な人間を想定したものである。しかし、実際には、個々人の多様性が存在し、例えば、身長や体重の違いにより熱エネルギー量は異なる。また、めがねを必要としたり補聴器を必要としたり、その人の健康状態によっても異なる。医療費や交通通信費、冠婚葬祭費などもその時々によって異なる可能性がある。そういう点を考慮して予備費を設けたのである。

以上が、算定方法の概要であるが、世帯モデルごとに異なる場合がある。その場合には、以下の具体的算定に際して、その算定方法を説明している。

## VI 世帯モデルごとの費目別、最低生計費試算

上記の算定方法に基づいて、以下では費目別に算定した。なお、算定に当たっては、小数点以下は四捨五入している。

### 1. 食費の算定

表1. 4つの食品群別にみた、100 g当たりの消費単価

第1群	第2群
乳・乳製品26.60円	魚介・肉 129.41円
卵 ..... 22.11円	豆・豆製品54.08円
<b>第3群</b>	
野菜・海草 .....	42.57円
いも類 .....	24.33円
果物 .....	37.13円
<b>第4群</b>	
穀類 .....	45.48円
砂糖 .....	17.45円
油脂 .....	34.28円
嗜好品（菓子、飲料、酒類）	
.....	57.13円 (100kカロリー当たり68.23円)

#### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

朝食については、生活実態調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く40.1%、次いで「家で牛乳やコーヒーですます」の18.0%、「朝食はとらない」の16.7%、「通勤途上や職場でパンやそばなど」の10.4%と続いている。この結果から、朝食は家でしっかりとするものと想定した。

また、昼食については、「弁当やパンなどを買う」が34.2%で最も多く、次いで「職場の給食」の21.6%、「食堂や喫茶店や出前を利用」の15.3%、「家から弁当」の13.5%、「職場の食堂」の11.3%と続いている。この結果から、昼食は弁当を購入するものとした。その費用については、調査の結果では最も多いのが「500円台」で27.3%、次いで「600円台」の10.4%、「400円台」の9.3%、「700円台」の8.7%と続いている。ほぼ500円台を中心とした正規分布を示している。また、500円台以下を合計すると50.8%に上る。また、無回答を除いて計算すると500円台以下は59.6%となる。この結果から、弁当代を500円と

した。

なお、夕食については、家で食べるが75.2%に上り、食堂の利用は17.1%と意外に少なかつた(ただし、男性の場合には27.3%とやや多い)。この結果から、夕食は家で食べるものとした。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最もも多いのが「月数回程度」で69.8%、次いで「週2～3回」の18.5%、「ほとんどない」の9.9%と続いている。このことから友人などとの会食を月3回とした。その費用は、最も多いのが3,000円台で32.0%、次いで5,000円台の22.0%、4,000円台の15.0%、2,000円台の11.5%と続いている。2,000円台から5,000円台に集中しているが、その最低費用として1回の費用を2,500円とした。

### 食費の算定

25歳男性 1日当たり2,650 k カロリー

表2-1. 25歳、男性、身体活動レベルII、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品 必要量..... 300 g 金額..... 79.8円	魚介・肉 必要量..... 140 g 金額..... 181.2円
卵 必要量..... 50 g 金額..... 11.1円	豆・豆製品 必要量..... 80 g 金額..... 43.3円
<b>第3群</b>	
野菜・海草 必要量..... 350 g 金額..... 149円	穀類 必要量..... 400 g 金額..... 181.9円
いも類 必要量..... 100 g 金額..... 24.3円	砂糖 必要量..... 10 g 金額..... 1.7円
果物 必要量..... 200 g 金額..... 74.3円	油脂 必要量..... 30g 金額..... 10.3円
<b>第4群</b>	

## 首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

1 日エネルギー必要量の 90% とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385 k カロリー 756.9 円

嗜好品・265 k カロリー 180.8 円

合計 937.7 円

従って、1 ヶ月、すべて家で食事をする場合には、937.7 円 \* 30 日 = 28,131 円となる。

昼食の弁当と友人などとの会食は、次の通り算定した。

弁 当 1 食 730 k カロリー 500 円

1 ヶ月 20 食 14,600 k カロリー 10,000 円

会 食 1 回 定食（刺身天ぷら膳）とビール中びん 2 本

986 k カロリー + 390 k カロリー = 1,376 k カロリー

月 3 回 4,128 k カロリー 7,500 円

従って、家の食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事 56,797 k カロリー

20,098 円 × 1.026 = 20,621 円

昼 食 14,600 k カロリー 10,000 円

会 食 4,128 k カロリー 7,500 円

廃棄率(5%) 3,975 k カロリー 1,443 円

合 計 79,500 k カロリー [39,564 円]

### (2) 「40歳代夫婦と未婚子 2 人世帯モデル」

1 日当たり 月当たり

45歳男性 2,650 k カロリー 79,500 k カロリー

43歳女性 2,000 k カロリー 60,000 k カロリー

13歳男性 2,650 k カロリー 79,500 k カロリー

9歳女性 1,800 k カロリー 54,000 k カロリー

表3-1. 45歳、男性、身体活動レベルII、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

#### 第1群 第2群

乳・乳製品 魚介・肉

必要量 …… 300 g 必要量 …… 140 g

金額 …… 79.8 円 金額 …… 181.2 円

卵 豆・豆製品

必要量 …… 50 g 必要量 …… 80 g

金額 …… 11.1 円 金額 …… 43.3 円

#### 第3群

野菜・海草

必要量 …… 350 g

金額 …… 149 円

いも類

必要量 …… 100 g

金額 …… 24.3 円

果物

必要量 …… 200 g

金額 …… 74.3 円

#### 第4群

穀類

必要量 …… 400 g

金額 …… 181.9 円

砂糖

必要量 …… 10 g

金額 …… 1.7 円

油脂

必要量 …… 30 g

金額 …… 10.3 円

1 日エネルギー必要量の 90% とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385 k カロリー 756.9 円

嗜好品・265 k カロリー 180.8 円

合計 937.7 円

従って、1 ヶ月、すべて家で食事をする場合には、937.7 円 \* 30 日 = 28,131 円となる。

弁当及び友人などとの会食は、次の通り算定した。

弁 当 1 食 730 k カロリー 500 円

1 ヶ月 20 食 14,600 k カロリー 10,000 円

会 食 1 回 定食（刺身天ぷら膳）とビール中びん 2 本

986 k カロリー + 390 k カロリー = 1,376 k カロリー

月 2 回 2,752 k カロリー 5,000 円

従って、家の食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事 62,148 k カロリー

21,991 円 × 1.026 = 22,563 円

昼 食 14,600 k カロリー 10,000 円

会 食 2,752 k カロリー 5,000 円

廃棄率(5%) 3,975 k カロリー 1,443 円

合 計 83,475 k カロリー 39,006 円

表3-2. 43歳、女性、身体活動レベルII、4つの栄養

群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
必要量 ..... 250 g	必要量 ..... 100 g
金額 ..... 66.5円	金額 ..... 181.2円
卵	豆・豆製品
必要量 ..... 50 g	必要量 ..... 80 g
金額 ..... 11.1円	金額 ..... 43.3円

第3群

野菜・海草
必要量 ..... 350 g
金額 ..... 149円
いも類
必要量 ..... 100 g
金額 ..... 24.3円
果物
必要量 ..... 200 g
金額 ..... 74.3円

第4群

穀類
必要量 ..... 270 g
金額 ..... 122.8円
砂糖
必要量 ..... 10 g
金額 ..... 1.7円
油脂
必要量 ..... 15g
金額 ..... 5.1円

表3-3. 13歳、男性、身体活動レベルII、4つの栄養

群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
必要量 ..... 400 g	必要量 ..... 160 g
金額 ..... 106.4円	金額 ..... 207.1円
卵	豆・豆製品
必要量 ..... 50 g	必要量 ..... 100 g
金額 ..... 11.1円	金額 ..... 54.1円

第3群

野菜・海草
必要量 ..... 350 g
金額 ..... 149.0円
いも類
必要量 ..... 100 g
金額 ..... 24.3円
果物
必要量 ..... 200 g
金額 ..... 74.3円

第4群

穀類
必要量 ..... 370 g
金額 ..... 168.3円
砂糖
必要量 ..... 10 g
金額 ..... 1.7円
油脂
必要量 ..... 25 g
金額 ..... 8.6円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養

必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

1,800 k カロリー	679.3円
嗜好品・200 k カロリー	136.5円
合計	815.8円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、815.8円\*30日=24,474円となる。

友人などとの会食は、次の通り算定した。  
会食 1回 定食（刺身天ぷら膳）とビール  
中びん2本  
986 k カロリー+390 k カロリー=1,376 k カロリー  
月2回 2,752 k カロリー 5,000円

従って、家の食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事	57,248 k カロリー
	23,351円*1.026=23,958円
会食	2,752 k カロリー 5,000円
廃棄率(5%)	3,000 k カロリー 1,255円
合計	79,500 k カロリー 30,213円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養

必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,385 k カロリー	804.9円
嗜好品・265 k カロリー	180.8円
合計	985.7円

従って、1ヶ月、すべて家で食事とした場合 985.7円\*30日=29,571円\*1.021=30,192円

ただし、学校給食と会食を次のように想定した。  
学校給食費

年間197日 月額 4,000円

年間カロリー

830 k カロリー\*197日=163,510 k カロリー  
月平均カロリー

163,510/12ヶ月=13,626 k カロリー

また、月1回、家族での会食を想定した。

会食 1回 ハンバーグステーキランチ  
712 k カロリー 829円

従って、家の食事、外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事 65,162 k カロリー 24,747円

首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

給食	13,626 k カロリー	4,000円
会食	712 k カロリー	829円
廃棄率(%)	3,975 k カロリー	1,510円
合計	83,475 k カロリー	31,086円

表3-4. 9歳、女性、身体活動レベルII、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
必要量 ..... 330 g	必要量 ..... 100 g
金額 ..... 87.8円	金額 ..... 129.4円
卵	豆・豆製品
必要量 ..... 50 g	必要量 ..... 80 g
金額 ..... 11.1円	金額 ..... 43.3円
第3群	第4群
野菜・海草	穀類
必要量 ..... 300 g	必要量 ..... 230 g
金額 ..... 127.7円	金額 ..... 104.6円
いも類	砂糖
必要量 ..... 60 g	必要量 ..... 10 g
金額 ..... 14.6円	金額 ..... 1.7円
果物	油脂
必要量 ..... 200 g	必要量 ..... 15g
金額 ..... 74.3円	金額 ..... 5.1円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、  
 1,620 k カロリー 599.6円  
 嗜好品・180 k カロリー 122.8円  
 合計 722.4円  
 従って、1ヶ月、すべて家で食事とした場合  
 $722.4\text{円} \times 30\text{日} = 21,672\text{円} \times 1.026 = 22,235\text{円}$

ただし、学校給食と会食を次のように想定した。  
 学校給食費  
 年間197日 月額 4,000円  
 年間カロリー  
 $650\text{k カロリー} \times 197\text{日} = 128,050\text{k カロリー}$   
 月平均カロリー  
 $128,050 / 12\text{ヶ月} = 10,671\text{k カロリー}$   
 会食 1回 ハンバーグステーキランチ  
 712 k カロリー 829円

従って、家の食事、外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事	42,617 k カロリー	17,548円
給食	10,671 k カロリー	4,000円
会食	712 k カロリー	829円
廃棄率(%)	2,700 k カロリー	1,112円
合計	56,700 k カロリー	23,489円

以上、家族4人それぞれの食費を算定したが、それを合計した世帯全体の食費は、以下の通りである。

家の食事	227,175 k カロリー	88,816円
昼食	14,600 k カロリー	10,000円
給食	24,297 k カロリー	8,000円
会食	6,928 k カロリー	11,658円
廃棄率(%)	13,650 k カロリー	5,320円
合計	286,650 k カロリー	123,794円

(3) 「30歳代母親と未婚子1人世帯モデル」

1日当たり 月当たり  
 38歳女性 2,300 k カロリー 69,000 k カロリー  
 13歳女性 2,300 k カロリー 69,000 k カロリー  
 計 4,600 k カロリー 138,000 k カロリー

\* 母親については、常勤の仕事と家事・育児を両立させていることを考慮して、活動レベルIIIとした。

表4-1. 38歳、女性、身体活動レベルIII、4つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
必要量 ..... 250 g	必要量 ..... 100 g
金額 ..... 66.5円	金額 ..... 181.2円
卵	豆・豆製品
必要量 ..... 50 g	必要量 ..... 100 g
金額 ..... 11.1円	金額 ..... 54.1円
第3群	第4群
野菜・海草	穀類
必要量 ..... 350 g	必要量 ..... 320 g
金額 ..... 149円	金額 ..... 145.5円
いも類	砂糖
必要量 ..... 100 g	必要量 ..... 10 g
金額 ..... 24.3円	金額 ..... 1.7円
果物	油脂
必要量 ..... 200 g	必要量 ..... 25g
金額 ..... 74.3円	金額 ..... 8.6円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養  
必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

2,070 k カロリー	716.3円
嗜好品・230 k カロリー	156.9円
合計	873.2円

従って、1ヶ月、すべて家で食事をする場合には、 $873.2\text{円} \times 30\text{日} = 26,196\text{円}$ となる。

友人などとの会食は、次の通り算定した。

会食 1回 定食（刺身天ぷら膳）	716.3円
中びん2本	156.9円
986 k カロリー + 390 k カロリー = 1,376 k カロリー	
月2回 2,752 k カロリー	5,000円

従って、家の食事、昼食・外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事	66,248 k カロリー
	$25,151\text{円} \times 1.026 = 25,805\text{円}$
会食	2,752 k カロリー 5,000円
廃棄率(5%)	3,450 k カロリー 1,344円
合計	79,500 k カロリー 32,149円

表4-2. 13歳、女性、身体活動レベルII、4つの栄養

群別、必要な食品構成と金額

第1群	第2群
乳・乳製品	魚介・肉
必要量 ..... 400 g	必要量 ..... 120 g
金額 ..... 106.4円	金額 ..... 155.3円
卵	豆・豆製品
必要量 ..... 50 g	必要量 ..... 80 g
金額 ..... 11.1円	金額 ..... 43.3円
第3群	第4群
野菜・海草	穀類
必要量 ..... 350 g	必要量 ..... 320 g
金額 ..... 149.0円	金額 ..... 145.5円
いも類	砂糖
必要量 ..... 100 g	必要量 ..... 10 g
金額 ..... 24.3円	金額 ..... 1.7円
果物	油脂
必要量 ..... 200 g	必要量 ..... 20 g
金額 ..... 74.3円	金額 ..... 6.9円

1日エネルギー必要量の90%とその他の栄養  
必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、  
2,070 k カロリー 717.8円

嗜好品・230 k カロリー 156.9円

合計 874.7円

従って、1ヶ月、すべて家で食事とした場合  
 $874.7\text{円} \times 30\text{日} = 26,241\text{円} \times 1.026 = 26,923\text{円}$

ただし、学校給食と会食を次のように想定した。  
学校給食費

年間197日 月額 4,000円

年間カロリー

$650\text{k カロリー} \times 197\text{日} = 128,050\text{k カロリー}$   
月平均カロリー

$128,050 / 12\text{ヶ月} = 10,671\text{k カロリー}$   
会食 1回 ハンバーグステーキランチ  
712 k カロリー 829円

従って、家の食事、外食、会食の内訳は次のようになる。

家の食事	57,617 k カロリー	22,481円
給食	10,671 k カロリー	4,000円
会食	712 k カロリー	829円
廃棄率(5%)	3,450 k カロリー	1,346円
合計	72,450 k カロリー	28,656円

以上、家族2人それぞれの食費を算定したが、それを合計した世帯全体の食費は、以下の通りである。

家の食事	123,865 k カロリー	48,286円
給食	10,671 k カロリー	4,000円
会食	3,464 k カロリー	5,829円
廃棄率(5%)	6,900 k カロリー	2,690円
合計	144,900 k カロリー	60,805円

#### (4) 「70歳代単身世帯モデル」

朝食については、生活実態調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く71.9%、次いで「家で牛乳やコーヒーですます」の15.8%、と続いている。この結果から、朝食は家でしっかりとするものと想定した。

また、昼食については、「家で食べる」の43.9%が最も多く、次いで「家から弁当持参」の22.8%、「食堂や喫茶店や出前を利用」の15.3%、「弁当やパンを買う」の10.5%、「食堂や喫茶店や出前を利用」の8.8%と続いている。この結果か

## 首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

ら、昼食は家で食べるものとした。

なお、夕食については、家で食べるが 87.7% に上り、食堂の利用は 3.5% と意外に少なかつた。この結果から、夕食は家で食べるものとした。

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査では、最もも多いのが「月数回程度」で 42.1%、次いで「ほとんどない」の 26.3%、「週 2~3 回」の 15.8%、「ほとんど毎日」の 5.3% と続いている。月数回以上を合計すると 63.2% に上る点や、孤立しがちな高齢者を考慮して、友人などとの会食を月 2 回とした。その費用は、最も多いのが 2,000 円台で 30.6%、次いで 3,000 円台の 16.7%、1,000 円台の 13.9% と続いていた。その費用は、1 回 2,000 円とした。

### 食費の算定

75 歳女性 1 日当たり 1,550 k カロリー

表 5-1. 75 歳、女性、身体活動レベル II、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群	第 2 群
乳・乳製品 必要量 250 g 金額 66.5 円	魚介・肉 必要量 100 g 金額 129.4 円
卵 必要量 50 g 金額 11.1 円	豆・豆製品 必要量 80 g 金額 43.3 円
第 3 群	第 4 群
野菜・海草 必要量 350 g 金額 149 円	穀類 必要量 180 g 金額 81.9 円
いも類 必要量 100 g 金額 24.3 円	砂糖 必要量 5 g 金額 0.9 円
果物 必要量 200 g 金額 74.3 円	油脂 必要量 10 g 金額 3.4 円

1 日エネルギー必要量の 90% とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

1,395 k カロリー 584.1 円  
嗜好品・155 k カロリー 105.8 円  
合計 689.9 円

ただし、高齢者の嗜好を考慮して嗜好品の割

合を 1 割から 2 割に修正した。また、嗜好品の単価をやや高め (100 k カロリー当たり 70 円) になると、以下のようなになる。

1,240 k カロリー	519.2 円
嗜好品・310 k カロリー	217.0 円
合計	736.2 円

従って、1 ヶ月、すべて家で食事をする場合には、736.2 円 \* 30 日 = 22,086 円となる。

友人などとの会食は、次の通り算定した。

会食 1 回 定食 (刺身膳) とお酒 1 本  
489 k カロリー + 200 k カロリー = 689 k カロリー  
月 2 回 1,378 k カロリー 4,000 円

従って、家の食事、会食の内訳は次のようになる。

家の食事 45,122 k カロリー

21,431 円 × 1.026 (物価上昇率) = 21,988 円

会 食 1,378 k カロリー 4,000 円  
廃棄率(5%) 2,325 k カロリー 1,133 円  
合 計 48,825 k カロリー 27,121 円

## 2. 住居費の算定

### (1) 「20 歳代単身世帯モデル」

生活実態調査では、家賃で最も多かったのが 6 万円台で 28.5%、次いで 5 万円台の 24.8%、7 万円台の 17.0% などと続いている。ほぼ 5 万円台から 7 万円台に集中しているのが分かる。これを参考にしながら、さいたま市内及びその周辺での民間賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を行った。調査の結果では、単身用住宅として、25 m<sup>2</sup> 前後の民間賃貸アパート・マンションで、京浜東北線および埼京線沿線では家賃が 5 万円台から 7 万円台に多くみられ、平均 6.1 万円であった。これらの事実から、家賃は調査した中で最低価格であった 5.2 万円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「ない」と答えた人は 6.1%、2 年ごとの更新は 84.8% に上り、1 年更新は 2.4% 過ぎなかった。このことから、2 年ごとの更新とした。その額は、ばらつきがあるが、最も多いのが 5

～7万円台で45.6%集中していた。また、10～15万円未満に15.0%集中する傾向がみられた。これは、更新料が、家賃の1ヶ月分と2ヶ月分に分かれていることを意味するのであろう。しかしまた、家賃の1ヶ月分が多いことを示している。そこで、最低1ヶ月分の家賃に相当する更新料があるものとした。

合 計	54,167円
家 賃 月	52,000円
更新料 月当たり	2,167円

#### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

生活実態調査では、40歳代から50歳代の夫婦と未婚子2人世帯でみると、家賃で最も多かったのが10～15万円未満で38.5%、次いで6万円台の23.1%、5万円台の15.4%、7万円台の7.7%、8万円台の7.7%などと続いている。つまり、2つの固まりが存在する傾向にある。一つは、5～8万円台を中心とした固まりであり、もう一つは10～15万円未満の固まりである。これを参考にしながら、さいたま市内及びその周辺での民間賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を行った。調査の結果では、ファミリー用住宅として、50m<sup>2</sup>前後の民間賃貸アパート・マンションで、京浜東北線および埼京線沿線では家賃が6.4万円から11.5万円に分布し、平均8.9万円であった。これらの事実から、家賃は調査した中で最低価格であった6.4万円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「ない」と答えた人は7.7%、2年ごとの更新は84.6%であった。2年ごとの更新が圧倒的に多いことから、2年ごとの更新があるものとした。その額は、1ヶ月分の家賃に相当する更新料があるものとした。

合 計	66,667円
家 賃 月	64,000円
更新料 月当たり	2,667円

#### (3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

生活実態調査では、母子世帯での家賃で最も多かったのが7万円台で21.9%、次いで6万円

台の9.4%、8万円台の9.4%、10万～15万円未満の9.4%などと続いている。7万円台を中心とした分布していることが分かる。これを参考にしながら、さいたま市内及びその周辺での民間賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を行った。調査の結果では、ファミリー用住宅として、30m<sup>2</sup>前後の民間賃貸アパート・マンションで、京浜東北線および埼京線沿線では家賃が5.8万円から6.8万円に分布し、平均6.2万円であった。これらの事実から、家賃は調査した中で最低価格であった5.8万円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「ない」と答えた人は25.4%、2年ごとの更新は55.6%、1年ごとは1.6%に過ぎなかった。ないと答えた人も比較的多かったが、2年ごとの更新が最も多いことから、2年ごとの更新があるものとした。その額は、1ヶ月分の家賃に相当する更新料があるものとした。

合 計	60,417円
家 賃 月	58,000円
更新料 月当たり	2,417円

#### (4) 「70歳代高齢単身世帯モデル」

生活実態調査では、家賃は1万円未満から3万円台が16.7%も分布していた。もう一つのグループは、8万円台の33.3%、6万円台の25.0%、5万円台の8.3%、7万円台の8.3%と、5～8万円台で74.9%も存在していた。これを参考にしながら、さいたま市内及びその周辺での民間賃貸アパートについて住宅情報誌を用いて調査を行った。調査の結果では、ファミリー用住宅として、25m<sup>2</sup>前後の民間賃貸アパート・マンションで、京浜東北線および埼京線沿線では家賃が5.2万円から7.1万円に分布し、平均6.1万円であった。これらの事実から、家賃は調査した中で最低価格であった5.2万円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「ない」と答えた人は8.3%、2年ごとの更新は66.7%、1年ごとは16.7%であった。ないと答えた人も比較的多かったが、2年ごとの更新が最も多いことから、2年ごとの更新があ

## 首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

るものとした。その額は、1ヶ月分の家賃に相当する更新料があるものとした。

合 計	54,167円
家 賃 月	52,000円
更新料 月当たり	2,167円

### 3. 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成16年全国消費実態調査」を用いた。2人以上世帯の場合には、「世帯類型別支出」を、単身世帯の場合には、「男女別、年齢階級別支出」を用いている。

#### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

合計	6,552円
電気代	3,070円
ガス代	2,125円
他の光熱	80円
上下水道代	1,277円

#### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	20,183円
電気代	9,176円
ガス代	4,774円
他の光熱	636円
上下水道代	5,597円

#### (3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

合計	11,113円
電気代	4,255円
ガス代	3,741円
他の光熱	250円
上下水道代	2,867円

#### (4) 「70歳代単身世帯モデル」

合計	10,365円
電気代	4,711円
ガス代	2,697円
他の光熱	708円
上下水道代	2,249円

### 4. 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定したが、2人以上の世帯については、居住空間も2Kから3K程度と比較的広くなり、その持ち物は同じであるとした。ただし、その数量は世帯人員によって異なる。したがって、2人以上の世帯については、その持ち物の保有率は2人以上世帯として集計した結果を用いている。

単身世帯については、若年の場合には、まだ所持をもたず、1Kといった狭いアパートであるため、持ち物は実際にも少ないので現状である。そのため、若年単身の場合には、それだけで集計しその結果を用いた。他方、高齢単身の場合には、同じく1Kの狭いアパートを想定しているが、若年者とは異なり、長年の生活の積み重ねの結果として、大型の持ち物は居住空間の狭さのため制限されるが、その他の持ち物の量は比較的多くなっているものと考え、それ独自に集計しその結果に基づいて算定した。

#### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

合計	3,881円
----	--------

a. 家庭用耐久消費財 月額 1,941円

家事用耐久財

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
自動炊飯器 <sup>1</sup>	3,500	6年	1	49
電気冷蔵庫 <sup>2</sup>	17,000	6年	1	236
電気掃除機	10,000	6年	1	139
電気洗濯機	25,000	6年	1	347
電子レンジ	8,000	6年	1	111
ガステーブル	20,000	6年	1	278
小 計				1,160

\*1: 3.5 合炊 \*2: 100 ~ 250 リットル

冷暖房用機器

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ルームエアコン <sup>1</sup>	46,000	6年	1	639
電気こたつ	8,000	6年	1	111
小 計				750

\*1: 6畳用

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
スチール棚	3,000	15年	1	17
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14
小計				31

b. 室内装備品 月額 177円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
目覚まし時計	810	8年	1	8
照明器具	2,780	8年	1	29
カーテン <sup>1</sup>	3,400	5年	1	57
こたつ布団・カバー	4,980	5年	1	83
小計				177

\*1: 1.8 m×1.8 m

c. 寝具類 月額 593円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
敷きふとん	4,900	5年	1	82
掛けふとん	3,000	5年	1	50
タオルケット	1,900	3年	1	53
毛布	3,000	3年	1	83
まくら	1,500	3年	1	42
シーツ	1,000	2年	2	83
ふとんカバー	1,900	2年	2	158
まくらカバー	500	2年	2	42
小計				593

d. 家事雑貨 月額 627円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
飯茶碗	390	2年	2	33
湯飲み茶碗	390	2年	2	33
コーヒー・紅茶茶碗	390	2年	2	33
どんぶり	590	2年	2	49
吸い物茶碗	390	2年	2	33
盛り皿・盛り鉢	790	2年	2	66
小皿	380	2年	2	32
コップ	300	2年	2	25
スプーン	240	5年	2	8
フォーク	240	5年	2	8
中鍋	1,380	5年	1	23
フライパン	980	5年	1	16
やかん	1,780	5年	1	30

続く↓

↓続き

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
包丁	1,000	5年	1	17
まな板	480	5年	1	8
たわし・スポンジ	100	1年	1	8
はし	190	5年	2	6
しゃもじ	290	5年	1	5
ふきん	120	1年	1	10
フライ返し	100	1年	1	8
干し物さお	780	5年	1	13
タオル	90	1年	5	38
バスタオル	580	1年	2	97
電球 <sup>1</sup>	80	1年	1	7
蛍光灯 <sup>2</sup>	480	2年	1	20
ドライバー	148	15年	1	1
小計				627

\*1: 60 W \*2: 30型

e. 家庭用消耗品 月額 543円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ポリ袋 <sup>1</sup>	298	1年	48	24
ラップ	68	1年	6	34
ティッシュペーパー <sup>2</sup>	298	1年	36	179
トイレットペーパー <sup>3</sup>	278	1年	18	35
台所用洗剤 <sup>4</sup>	145	1年	6	73
トイレ用洗剤	198	1年	6	99
洗濯用洗剤 <sup>5</sup>	198	1年	6	99
小計				543

\*1: 50 枚 \*2: 5 個 \*3: 12 ロール \*4: 400CC

\*5: 粉末 1.1 K

首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

(2) 「40歳代夫婦と未婚子 2人世帯モデル」

合計 12,804円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,904円

家事用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
自動炊飯器 <sup>1</sup>	13,000	6年	1	181
電気冷蔵庫	48,000	6年	1	667
電気掃除機	10,000	6年	1	139
電気洗濯機	38,000	6年	1	528
電子レンジ	8,000	6年	1	111
ガステーブル	20,000	6年	1	278
トースター	2,780	6年	1	39
電気アイロン	3,200	6年	1	44
ホットプレート	2,880	6年	1	40
小計				2,027

\*1: 1升炊き

冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ルームエアコン <sup>1</sup>	46,000	6年	2	1,278
電気こたつ	8,000	6年	1	111
扇風機	1,800	6年	2	50
小計				1,439

\*1: 6畳用

一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
整理ダンス	10,000	15年	2	111
洋服ダンス	19,800	15年	1	110
腰掛け机	7,800	15年	2	87
本箱・本棚	4,200	15年	1	23
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14
食器戸棚	16,800	15年	1	93
小計				438

b. 室内装備品 月額 567円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
掛け時計	780	8年	1	8
目覚まし時計	810	8年	3	25
照明器具	2,780	8年	3	87
カーテン <sup>1</sup>	3,400	5年	3	170
こたつ布団・カバー	4,980	5年	1	83
座布団	2,000	5年	5	167
花瓶	800	5年	2	27
小計				567

\*1: 1.8 m×1.8 m

c. 寝具類 月額 2,422円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
敷きふとん	4,900	5年	5	408
掛けふとん	3,000	5年	5	250
タオルケット	1,900	3年	5	264
毛布	3,000	3年	5	417
まくら	1,500	3年	5	208
シーツ	1,000	2年	9	375
ふとんカバー	1,900	2年	5	396
まくらカバー	500	2年	5	104
小計				2,422

d. 家事雑貨 月額 3,742円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
飯茶碗	390	2年	6	98
湯飲み茶碗	390	2年	6	98
コーヒー・紅茶茶碗	390	2年	6	98
どんぶり	590	2年	6	147
吸い物茶碗	390	2年	6	98
盛り皿・盛り鉢	790	2年	6	197
スープ皿	480	2年	6	120
パン・ケーキ皿	280	2年	6	70
果物用ガラス皿	800	2年	6	200
グラタン皿	180	2年	6	45
盛り皿(和皿)	790	2年	6	197
中皿	390	2年	6	98
小皿	380	2年	6	95
さしみ皿	390	2年	6	98
大鉢	560	2年	6	140
中鉢	380	2年	6	95
小鉢	280	2年	6	70
角皿	160	2年	6	40
コップ	300	2年	8	100
とっくり	420	2年	2	35
さかずき	300	2年	5	63
スプーン	240	5年	6	24
フォーク	240	5年	6	24
ナイフ	350	5年	6	35
水筒	480	5年	3	24
魔法瓶	2,580	5年	2	86
菓子ばち	980	5年	1	16
重箱	3,000	5年	1	50
茶筒	500	5年	1	8
急須	750	2年	1	31
砂糖入れ	200	5年	1	3
しょうゆ差し	100	5年	1	2
弁当箱	200	5年	4	13
タッパー	100	5年	8	13
盆	600	5年	2	20
大鍋	2,100	5年	1	35
中鍋	1,380	5年	1	23
小鍋	1,100	5年	1	18
フライパン	980	5年	1	16
土なべ	480	2年	4	80
やかん	1,780	5年	1	30
米びつ	1,300	5年	1	22

↓続き

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
洗いおけ	400	5年	1	7
水切りざる・かご	680	5年	4	45
ポール	680	5年	2	23
台所用はかり	980	5年	1	16
包丁	1,000	5年	2	33
まな板	480	5年	1	8
すり鉢・すりこぎ	830	5年	1	14
たわし・スポンジ	100	1年	1	8
おろし器	480	5年	1	8
ふきん掛け	600	5年	1	10
はし	190	5年	8	25
しゃもじ	290	5年	1	5
ふきん	120	1年	4	40
フライ返し	100	5年	1	2
あわたてき	380	5年	1	6
干し物さお	780	5年	1	13
ボリバケツ	780	5年	1	13
くずかご	480	5年	3	24
洗濯用バケツ・かご	480	5年	1	8
ホース	400	5年	1	7
タオル	90	1年	10	75
バスタオル	580	1年	6	290
電球 <sup>1</sup>	80	1年	1	7
蛍光灯 <sup>2</sup>	480	2年	3	60
裁縫箱	880	5年	1	15
裁ちばさみ	700	5年	1	12
アイロン台	2,000	5年	1	33
スパナ	400	15年	1	2
ドライバー	148	15年	1	1
金づち	200	15年	1	1
ペンチ	400	15年	1	2
空気入れ	900	5年	1	15
じょうろ	580	5年	1	10
鉢・プランタン	420	5年	4	28
玄関マット	2,800	5年	1	47
表札	400	5年	1	7
懐中電灯	280	5年	2	9
傘だて	1,200	5年	1	20
バスマット	900	5年	1	15
洗面器	200	5年	1	3
小計				3,742

\*1: 60W \*2: 30型

続く↓

首都圏最低生計費試算(平成 20 年 7 月現在)

e. 家庭用消耗品 月額 2,169円

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
ポリ袋 <sup>1</sup>	298	1年	192	95
ラップ	68	1年	36	204
ティッシュペーパー <sup>2</sup>	298	1年	80	397
トイレットペーパー <sup>3</sup>	278	1年	80	154
台所用洗剤 <sup>4</sup>	145	1年	12	145
住宅用洗剤	200	1年	12	200
トイレ用洗剤	198	1年	12	198
洗濯用洗剤 <sup>5</sup>	198	1年	18	297
漂白剤	380	1年	12	380
トイレ芳香剤	198	1年	6	99
小 計				2,169

\*1: 50 枚 \*2: 5 個 \*3: 12 ロール \*4: 400CC

\*5: 粉末 1.1 K

(3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

合計 9,327円

a. 家庭用耐久消費財 月額 3,009円

家用耐久財

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
自動炊飯器 <sup>1</sup>	3,500	6年	1	49
電気冷蔵庫	48,000	6年	1	667
電気掃除機	10,000	6年	1	139
電気洗濯機	38,000	6年	1	528
電子レンジ	8,000	6年	1	111
ガステーブル	20,000	6年	1	278
トースター	2,780	6年	1	39
電気アイロン	3,200	6年	1	44
ホットプレート	2,880	6年	1	40
小 計				1,895

\*1: 3.5 合炊き

冷暖房用機器

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
ルームエアコン <sup>1</sup>	46,000	6年	1	639
電気こたつ	8,000	6年	1	111
扇風機	1,800	6年	1	25
小 計				775

\*1: 6畳用

一般家具

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
整理ダンス	10,000	15年	1	56
洋服ダンス	19,800	15年	1	110
腰掛け机	7,800	15年	1	43
本箱・本棚	4,200	15年	1	23
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14
食器戸棚	16,800	15年	1	93
小 計				339

b. 室内装備品 月額 397

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
掛け時計	780	8年	1	8
目覚まし時計	810	8年	1	8
照明器具	2,780	8年	2	58
カーテン <sup>1</sup>	3,400	5年	2	113
こたつ布団・カバー	4,980	5年	1	83
座布団	2,000	5年	3	100
花瓶	800	5年	2	27
小 計				397

\*1: 1.8 m×1.8 m

c. 寝具類 月額 1,435円

品 目	価 格	耐 用 年 数	消費量	月 価 格
敷きふとん	4,900	5年	3	245
掛けふとん	3,000	5年	3	150
タオルケット	1,900	3年	3	158
毛布	3,000	3年	3	250
まくら	1,500	3年	3	125
シーツ	1,000	2年	5	208
ふとんカバー	1,900	2年	3	237
まくらカバー	500	2年	3	62
小 計				1,435

## d. 家事雑貨 月額 2,751円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
飯茶碗	390	2年	4	65
湯飲み茶碗	390	2年	4	65
コーヒー・紅茶茶碗	390	2年	4	65
どんぶり	590	2年	4	98
吸い物茶碗	390	2年	4	65
盛り皿・盛り鉢	790	2年	4	132
スープ皿	480	2年	4	80
パン・ケーキ皿	280	2年	4	47
果物用ガラス皿	800	2年	4	133
グラタン皿	180	2年	4	30
盛り皿(和皿)	790	2年	4	132
中皿	390	2年	4	65
小皿	380	2年	4	63
さしみ皿	390	2年	4	65
大鉢	560	2年	4	93
中鉢	380	2年	4	63
小鉢	280	2年	4	47
角皿	160	2年	4	27
コップ	300	2年	6	75
とっくり	420	2年	2	35
さかずき	300	2年	4	50
スプーン	240	5年	4	16
フォーク	240	5年	4	16
ナイフ	350	5年	4	23
水筒	480	5年	1	8
魔法瓶	2,580	5年	1	43
菓子ばち	980	5年	1	16
重箱	3,000	5年	1	50
茶筒	500	5年	1	8
急須	750	2年	1	31
砂糖入れ	200	5年	1	3
しょうゆ差し	100	5年	1	2
弁当箱	200	5年	2	7
タッパー	100	5年	5	8
盆	600	5年	2	20
大鍋	2,100	5年	1	35
中鍋	1,380	5年	1	23
小鍋	1,100	5年	1	18
フライパン	980	5年	1	16
土なべ	480	2年	2	40
やかん	1,780	5年	1	30
米びつ	1,300	5年	1	22

↓続き

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
洗いおけ	400	5年	1	7
水切りざる・かご	680	5年	4	45
ボール	680	5年	2	23
台所用はかり	980	5年	1	16
包丁	1,000	5年	2	33
まな板	480	5年	1	8
すり鉢・すりこぎ	830	5年	1	14
たわし・スポンジ	100	1年	1	8
おろし器	480	5年	1	8
ふきん掛け	600	5年	1	10
はし	190	5年	6	19
しゃもじ	290	5年	1	5
ふきん	120	1年	4	40
フライ返し	100	5年	1	2
あわたてき	380	5年	1	6
干し物さお	780	5年	1	13
ポリバケツ	780	5年	1	13
くずかご	480	5年	2	16
洗濯用バケツ・かご	480	5年	1	8
ホース	400	5年	1	7
タオル	90	1年	8	60
バスタオル	580	1年	4	193
電球 <sup>1</sup>	80	1年	1	7
蛍光灯 <sup>2</sup>	480	2年	2	40
裁縫箱	880	5年	1	15
裁ちばさみ	700	5年	1	12
アイロン台	2,000	5年	1	33
スパナ	400	15年	1	2
ドライバー	148	15年	1	1
金づち	200	15年	1	1
ペンチ	400	15年	1	2
空気入れ	900	5年	1	15
じょうろ	580	5年	1	10
鉢・プランタン	420	5年	4	28
玄関マット	2,800	5年	1	47
表札	400	5年	1	7
懐中電灯	280	5年	2	9
傘だて	1,200	5年	1	20
バスマット	900	5年	1	15
洗面器	200	5年	1	3
小計				2,751

\*1: 60W \*2: 30型

続く↓

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### e. 家庭用消耗品 月額 1,735円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ポリ袋 <sup>1</sup>	298	1年	96	48
ラップ	68	1年	24	136
ティッシュペーパー <sup>2</sup>	298	1年	48	238
トイレットペーパー <sup>3</sup>	278	1年	48	93
台所用洗剤 <sup>4</sup>	145	1年	12	145
住宅用洗剤	200	1年	12	200
トイレ用洗剤	198	1年	12	198
洗濯用洗剤 <sup>5</sup>	198	1年	12	198
漂白剤	380	1年	12	380
トイレ芳香剤	198	1年	6	99
小計				1,735

\*1: 50枚 \*2: 5個 \*3: 12ロール \*4: 400CC

\*5: 粉末 1.1K

### (4) 「高齢単身世帯モデル」

合計 5,749円

### a. 家庭用耐久消費財 月額 2,203円

家用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
自動炊飯器 <sup>1</sup>	3,500	6年	1	49
電気冷蔵庫 <sup>2</sup>	17,000	6年	1	236
電気掃除機	10,000	6年	1	139
電気洗濯機	25,000	6年	1	347
電子レンジ	8,000	6年	1	111
ガステーブル	20,000	6年	1	278
トースター	2,700	6年	1	38
電気アイロン	3,200	6年	1	44
小計				1,242

\*1: 3.5合炊き

\*2: 100L

### 冷暖房用機器

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ルームエアコン <sup>1</sup>	46,000	6年	1	639
電気こたつ	8,000	6年	1	111
扇風機	1,800	6年	1	25
小計				775

\*1: 6畳用

### 一般家具

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
整理ダンス	10,000	15年	1	56
本棚・本箱	4,200	15年	1	23
食卓用テーブル	2,500	15年	1	14
食器戸棚	16,800	15年	1	93
小計				186

### b. 室内装備品 月額 244円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
掛け時計	780	8年	1	8
目覚まし時計	810	8年	1	8
照明器具	2,780	8年	1	29
カーテン <sup>1</sup>	3,400	5年	1	57
こたつ布団・カバー	4,980	5年	1	83
座布団	2,000	5年	1	33
花瓶	800	5年	2	26
小計				244

\*1: 1.8×1.8m

### c. 寝具類 月額 1,043円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
敷きふとん	4,900	5年	2	163
掛けふとん	3,000	5年	2	100
タオルケット	1,900	3年	2	106
毛布	3,000	3年	2	167
まくら	1,500	3年	2	83
シーツ	1,000	2年	3	125
ふとんカバー	1,900	2年	3	237
まくらカバー	500	2年	3	62
小計				1,043

d. 家事雑貨 月額 1,432円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
飯茶碗	390	2年	2	33
湯飲み茶碗	390	2年	2	33
コーヒー・紅茶茶碗	390	2年	2	33
どんぶり	590	2年	2	49
吸い物茶碗	390	2年	2	33
盛り皿・盛り鉢	790	2年	2	66
スープ皿	480	2年	2	40
パン・ケーキ皿	280	2年	2	23
果物用ガラス皿	800	2年	2	67
盛り皿(和皿)	790	2年	2	66
中皿	390	2年	2	33
小皿	280	2年	2	23
中ばち	380	2年	2	32
小ばち	280	2年	2	23
角皿	160	2年	2	13
コップ	300	2年	2	25
とっくり	420	2年	2	35
さかずき	300	2年	2	25
スプーン	240	5年	2	8
フォーク	240	5年	2	8
ナイフ	350	5年	2	12
水筒	480	5年	1	8
菓子ばち	980	5年	1	16
茶筒	500	5年	1	8
急須	750	5年	1	13
砂糖入れ	200	5年	1	3
しょうゆ差し	100	5年	1	2
弁当箱	200	5年	1	3
タッパー	100	5年	5	8
お盆	600	5年	1	10
大鍋	2,100	5年	1	35
中鍋	1,380	5年	1	23
小鍋	1,100	5年	1	18
フライパン	980	5年	1	16
土なべ	480	2年	2	40
やかん	1,780	5年	1	30
洗いおけ	400	5年	1	7
水切りざる・かご	680	5年	1	11
ボール	680	5年	2	22
台所用はかり	980	5年	1	16
包丁	1,000	5年	1	17
まな板	480	5年	1	8

↓続き

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
すり鉢・すりこぎ	830	5年	1	14
たわし・スポンジ	100	1年	1	8
おろし器	480	5年	1	8
ふきん掛け	600	5年	1	10
はし	190	5年	5	16
しゃもじ	290	5年	1	5
ふきん	120	1年	5	50
フライ返し	100	5年	1	2
あわたて器	380	5年	1	6
干し物さお	780	5年	1	13
ポリバケツ	780	5年	1	13
くずかご	480	5年	1	8
洗濯用バケツ・かご	480	5年	1	8
タオル	90	1年	5	38
バスタオル	580	1年	2	97
電球 <sup>1</sup>	80	1年	1	7
蛍光灯 <sup>2</sup>	480	2年	1	20
裁縫箱	880	5年	1	15
裁ちばさみ	700	5年	1	12
アイロン台 <sup>3</sup>	2,000	5年	1	33
スパナ	400	15年	1	2
ドライバー	148	15年	1	1
金づち	200	15年	1	1
ペンチ	400	15年	1	2
鉢・プランタン	420	5年	2	14
玄関用マット	780	5年	1	13
懐中電灯	260	5年	1	4
バスマット	900	5年	1	15
洗面器	200	5年	1	3
小計				

\*1: 60 W \*2: 30型 \*3: 2本1組、30 w

e. 家庭用消耗品 月額 827円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ポリ袋 <sup>1</sup>	298	1年	96	48
ラップ	68	1年	12	68
ティッシュペーパー <sup>2</sup>	298	1年	28	139
トイレットペーパー <sup>3</sup>	278	1年	28	54
台所用洗剤	145	1年	12	145
トイレ用洗剤	198	1年	6	33
住宅用洗剤	200	1年	5	83
洗濯用洗剤	198	1年	6	99
漂白剤	380	1年	5	158
小計				827

\*1: 50 枚 \*2: 5 個 \*3: 12 ロール

続く↓

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### 5. 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査に基づいて算定した。現役労働者2人以上世帯の場合、成人については、子どもを除いて、基本的には持ち物は同じであると考えた。したがって、2人以上世帯で集計してその結果を用いて算定している。子どもや学生については、夫婦と子ども世帯の集計結果に基づいて算定した。

若年単身世帯と退職後の高齢単身世帯、高齢夫婦のみ世帯の場合には、被服や履物にやや違いがあるものとして、それぞれ独自に集計しその結果に基づいて算定した。

数量については、少ない方から数えて合計3割の人が保有する数を算定基準とした。

#### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

被服	6,235円
履物	846円
洗濯代	467円
合計	7,548円

被服 6,235円

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
礼服*	29,000	10年	1	242
背広*	29,000	4年	3	1,812
オーバーコート*	24,150	4年	1	503
ジャケット*	16,000	4年	2	667
ズボン	2,950	4年	3	184
ジャンパー*	10,000	4年	2	417
小計				3,825

#### シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ワイシャツ	3,200	2年	4	533
長袖シャツ	1,000	2年	3	125
半袖シャツ	1,000	2年	3	125
ボロシャツ	1,000	2年	2	83
セーター・カーデigan	3,990	2年	2	333
小計				1,199

#### 下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
シャツ(合・冬)	400	2年	5	83
シャツ(夏)	400	2年	5	83
Tシャツ	500	2年	10	208
ジャージ	1,500	2年	1	63
トレーナー	1,000	2年	2	83
パンツ・ブリーフ	500	2年	10	208
小計				728

#### 他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
靴下	250	2年	12	125
ネクタイ*	3,000	4年	3	233
マフラー*	2,990	4年	1	62
ベルト・バンド	1,900	5年	2	63
小計				483

履物 846円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
靴*	7,000	2年	2	583
運動靴・スニーカー	2,900	2年	2	242
サンダル	500	2年	1	21
小計				846

洗濯代

スーツ3着分とオーバーコート1着分を想定した。

1着1,400円\*4/12=月額 467円

#### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

被服	20,542円
履物	2,464円
洗濯代	1,167円
合計	24,173円

男性・被服 計 7,423円

男性・洋服

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
礼服*	29,000	10年	1	242
背広*	29,000	4年	3	1,812
オーバーコート*	24,150	4年	1	503
ジャケット*	16,000	4年	2	667
ズボン	2,950	4年	5	307
半ズボン	1,200	4年	2	50
ジャンパー*	10,000	4年	2	417
小 計				3,998

男性・シャツ・セーター類

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ワイシャツ	3,200	2年	5	667
長袖シャツ	1,000	2年	5	208
半袖シャツ	1,000	2年	5	208
ボロシャツ	1,000	2年	3	125
セーター・カーデigan	1,990	2年	3	249
小 計				1,457

男性・下着

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
シャツ(合・冬)	400	2年	5	83
シャツ(夏)	400	2年	5	83
Tシャツ	500	2年	6	125
ジャージ	1,500	2年	2	125
トレーナー	1,000	2年	2	83
パンツ・ブリーフ	500	2年	10	208
パジャマ(夏)	2,990	2年	2	249
パジャマ(冬)	2,990	2年	2	249
小 計				1,205

男性・他の被服

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
靴下	250	2年	12	125
手袋	1,000	4年	2	42
ネクタイ*	3,000	4年	7	438
マフラー	1,500	4年	2	63
ベルト・バンド	1,900	5年	3	95
小 計				763

男性・履物 1,151円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
靴*	7,000	2年	3	875
運動靴・スニーカー	2,900	2年	2	242
サンダル	500	2年	1	21
スリッパ	300	2年	1	13
小 計				1,151

女性・被服 計 7,545円

女性・和服

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ゆかた*	25,000	4年	1	521
小 計				521

女性・洋服

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
アンサンブル*	30,000	4年	2	1,250
礼服*	40,000	8年	1	417
ワンピース*	7,000	4年	2	292
オーバーコート*	25,000	5年	2	417
ジャケット*	15,000	5年	3	750
スカート	2,900	3年	5	403
スラックス	1,900	3年	5	264
ジャンパー	3,000	4年	2	125
小 計				3,918

女性・シャツ・セーター類

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ブラウス	1,500	2年	4	250
Tシャツ・ボロシャツ	1,000	2年	10	417
長袖・半袖シャツ	1,990	2年	5	415
セーター・カーデigan	1,990	3年	5	276
小 計				1,358

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

女性・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
スリップ・キャミソール	1,700	2年	3	212
パンティー	300	2年	10	125
ブラジャー	700	2年	5	146
ガードル	1,540	2年	3	192
シャツ・肌着	300	2年	5	63
パジャマ	1,900	2年	3	237
ジャージ	1,500	2年	2	125
トレーナー	1,000	2年	2	83
小計				1,183

女性・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
パンティストッキング	160	1年	5	67
ソックス	300	2年	10	125
スカーフ*	1,990	5年	3	99
手袋	1,000	2年	2	83
ベルト	1,990	5年	2	66
エプロン	1,000	2年	3	125
小計				565

女性・履物 981円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
靴・ブーツ*	3,990	2年	4	665
運動靴・スニーカー	2,990	2年	2	249
サンダル	500	2年	2	42
スリッパ	300	1年	1	25
小計				981

子ども・被服 計 5,574円

子ども・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
オーバーコート*	29,800	2年	2	2,483
ジャンパー*	2,900	2年	2	242
パーカー	1,900	2年	2	158
Tシャツ	750	2年	10	313
スカート*	2,000	2年	2	167
ズボン・Gパン*	2,900	2年	6	725
ショートパンツ	1,000	2年	3	125
小計				4,213

子ども・シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
セーター・カーディガン	1,900	2年	4	317
小計				317

子ども・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
シャツ・肌着	250	2年	10	104
パンツ	250	2年	16	167
パジャマ(夏用)	1,000	2年	2	83
パジャマ(冬用)	980	2年	2	82
ジャージ	1,500	2年	4	250
トレーナー	1,000	2年	4	167
小計				853

子ども・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ソックス	250	2年	16	167
ベルト	710	5年	2	24
小計				191

子ども・履物 332円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
運動靴・スニーカー*	1,990	2年	4	332
小計				332

洗濯代

スーツ、オーバーコート、アンサンブル、ワンピース10着分を想定した。

1着1,400円\*10/12=月額 1,167円

(3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

被服	10,916円
履物	1,230円
洗濯代	817円
合計	12,963円

女性・被服 計 7,545円

女性・和服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ゆかた*	25,000	4年	1	521
小計				521

女性・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
アンサンブル*	30,000	4年	2	1,250
礼服*	40,000	8年	1	417
ワンピース*	7,000	4年	2	292
オーバーコート*	25,000	5年	2	417
ジャケット*	15,000	5年	3	750
スカート	2,900	3年	5	403
スラックス	1,900	3年	5	264
ジャンパー	3,000	4年	2	125
小計				3,918

女性・シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ブラウス	1,500	2年	4	250
Tシャツ・ボロシャツ	1,000	2年	10	417
長袖・半袖シャツ	1,990	2年	5	415
セーター・カーディガン	1,990	3年	5	276
小計				1,358

女性・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
スリップ・キャミソール	1,700	2年	3	212
パンティー	300	2年	10	125
プラジャー	700	2年	5	146
ガードル	1,540	2年	3	192
シャツ・肌着	300	2年	5	63
パジャマ	1,900	2年	3	237
ジャージ	1,500	2年	2	125
トレーナー	1,000	2年	2	83
小計				1,183

女性・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
パンティストッキング	160	1年	5	67
ソックス	300	2年	10	125
スカーフ*	1,990	5年	3	99
手袋	1,000	2年	2	83
ベルト	1,990	5年	2	66
エプロン	1,000	2年	3	125
小計				565

女性・履物 981円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
靴・ブーツ*	3,990	2年	4	665
運動靴・スニーカー	2,990	2年	2	249
サンダル	500	2年	2	42
スリッパ	300	1年	1	25
小計				981

子ども・被服 計 3,371円

子ども・洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
オーバーコート*	29,800	2年	1	1,242
ジャンパー*	2,900	2年	2	242
パーカー	1,900	2年	2	158
Tシャツ	750	2年	5	156
スカート*	2,000	2年	2	167
ズボン・Gパン*	2,900	2年	4	483
ショートパンツ	1,000	2年	2	83
小計				2,531

子ども・シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
セーター・カーディガン	1,900	2年	3	237
小計				237

子ども・下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
シャツ・肌着	250	2年	5	52
パンツ	250	2年	8	83
パジャマ(夏用)	1,000	2年	2	83
パジャマ(冬用)	980	2年	2	82
ジャージ	1,500	2年	2	125
トレーナー	1,000	2年	2	83
小計				508

子ども・他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ソックス	250	2年	8	83
ベルト	710	5年	1	12
小計				95

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

子ども・履物 249円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
運動靴・スニーカー*	1,990	2年	3	249
小計				249

洗濯代

オーバーコート、アンサンブル、ワンピース  
7着分を想定した。

1着1,400円 \* 7 / 12 = 月額 817円

### (4) 「70歳代単身世帯モデル」

被服	5,843円
履物	819円
洗濯代	467円
合計	7,129円

被服 5,843円

洋服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
アンサンブル*	30,000	4年	1	658
礼服*	40,000	8年	1	417
ワンピース*	7,000	4年	2	292
オーバーコート*	25,000	5年	1	417
レインコート*	2,900	5年	1	48
ジャケット*	15,000	5年	3	750
スカート	2,900	3年	5	403
スラックス	1,900	3年	5	264
ジャンパー	3,000	4年	2	125
小計				3,374

### シャツ・セーター類

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ブラウス	1,500	2年	5	313
Tシャツ・ポロシャツ	1,000	2年	5	208
長袖・半袖シャツ	1,990	2年	5	415
セーター・カーディガン	1,990	3年	5	276
小計				1,212

### 下着

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
スリップ	1,700	2年	2	142
パンティー	300	2年	10	125
プラジャー	700	2年	2	58
シャツ(肌着)	300	2年	5	63
パジャマ	1,900	2年	3	237
小計				625

### 他の被服

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
パンティストッキング	160	1年	5	67
ソックス	300	2年	10	125
スカーフ*	1,990	5年	5	166
手袋	1,000	2年	2	83
ベルト	1,990	5年	2	66
エプロン	1,000	2年	3	125
小計				632

履物 819円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
靴・ブーツ	3,990	2年	3	499
運動靴・スニーカー	2,990	2年	2	249
サンダル	500	2年	1	21
スリッパ	300	1年	2	50
小計				819

洗濯代

アンサンブルとワンピース、オーバーコート、  
ジャケット計4着分を想定した。

1着1,400円 \* 4 / 12 = 月額 467円

## 6. 保健医療費の算定

算定方法は、前記の通りである。

### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

合計	2,465円
医薬品	603円
健康保持用摂取品	141円
保健医療用品・器具	792円
保健医療サービス	929円

(2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	11,235円
医薬品	1,669円
健康保持用摂取品	1,008円
保健医療用品・器具	1,838円
保健医療サービス	6,720円

(3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

合計	4,090円
医薬品	963円
健康保持用摂取品	209円
保健医療用品・器具	1,142円
保健医療サービス	1,776円

(4) 「70歳代単身世帯モデル」

合計	6,836円
医薬品	1,665円
健康保持用摂取品	1,025円
保健医療用品・器具	822円
保健医療サービス	3,324円

## 7. 交通・通信費の算定

算定方法は、前記の通りである。

(1) 「20歳代単身世帯モデル」

合計	18,214円
交通	9,073円
通信	9,141円

(2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計	32,747円
交通	18,073円
通信	14,432円
自転車関係費	242円

(3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

合計	21,957円
交通	12,073円
通信	9,884円

(4) 「70歳代単身世帯モデル」

合計	7,970円
----	--------

交通	3,000円
通信	4,970円

## 8. 教育費の算定

子どもの教育費については、文科省平成18年度「子どもの学習費調査」に基づいて、試算した。この調査の結果、支出率が7割を超える項目について、その支出者平均額を計上した。それは、小学生の場合には、学校教育費、学校外活動費として家庭内学習費、スポーツ・レクリエーション活動、教養・その他が含まれる。中学1年の場合には、学校教育費、学校外教育費として家庭内学習費が含まれる。

表6-1. 公立小学校4年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳、ただし、支出額は支出し者平均額

学習費総額	320,000円
内訳	
学校教育費	42,000円 <sup>1</sup>
学校外活動費	238,000円
補助学習費	107,000円
家庭内学習費	19,000円 <sup>1</sup>
家庭教師費等	36,000円 <sup>2</sup>
学習塾費	152,000円 <sup>2</sup>
その他	5,000円 <sup>2</sup>
その他の学校外活動費	147,000円
体験・地域活動	18,000円 <sup>2</sup>
芸術文化活動	84,000円 <sup>2</sup>
スポ・レク活動	67,000円 <sup>1</sup>
教養・その他	42,000円 <sup>1</sup>
学校給食費	41,000円 <sup>3</sup>

\*1 最低生計費に計上する

\*2 最低生計費に計上しない

\*3 食費に計上

最低生計費に計上する小学校4年生の

教育費 170,000円 月当たり 14,167円

内訳

学校内 42,000円 月当たり 3,500円

学校外 128,000円 月当たり 10,667円

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

表6-2. 公立中学校2年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳

ただし、支出額は支出者平均額

学習費総額	479,000円
内訳	
学校教育費	188,000円 <sup>1</sup>
学校外活動費	258,000円
補助学習費	183,000円
家庭内学習費	34,000円 <sup>1</sup>
家庭教師費等	66,000円 同 <sup>2</sup>
学習塾費	180,000円 (120,000円) <sup>1</sup>
その他	8,000円 <sup>2</sup>
その他の学校外活動費	94,000円
体験・地域活動	16,000円 <sup>2</sup>
芸術文化活動	82,000円 <sup>2</sup>
スポ・レク活動	54,000円 <sup>2</sup>
教養・その他	26,000円 <sup>2</sup>
学校給食費	42,000円 <sup>3</sup>

\*1 最低生計費に計上する

\*2 最低生計費に計上しない

\*3 食費に計上

最低生計費に計上する中学校1年生の

教育費	342,000円	月当たり	28,500円
内 訳			
学校内	188,000円	月当たり	15,667円
学校外	154,000円	月当たり	12,833円

表6-3. 公立高校1年生「子どもの学習費調査」による学習費総額とその内訳、ただし、支出額は支出者平均額

学習費総額	592,000円
内 訳	
学校教育費	444,000円 <sup>1</sup>
学校外活動費	162,000円
補助学習費	129,000円
家庭内学習費	37,000円 <sup>1</sup>
家庭教師費等	100,000円 <sup>2</sup>
学習塾費	172,000円 <sup>2</sup>
その他	10,000円 <sup>2</sup>
その他の学校外活動費	53,000円
体験・地域活動	25,000円 <sup>2</sup>

芸術文化活動	42,000円 <sup>2</sup>
スポ・レク活動	25,000円 <sup>2</sup>
教養・その他	24,000円 <sup>2</sup>

\*1 最低生計費に計上する

\*2 最低生計費に計上しない

最低生計費の計上する高校1年生の

教 育 費	481,000円	月当たり	40,083円
内 訳			
学校内	444,000円	月当たり	37,000円
学校外	37,000円	月当たり	3,083円

表6-4. 日本学生支援機構「学生生活費調査」による教育費総額とその内訳、ただし、自宅通いで、私立大学の学生

教育費総額	1,203,100円
内 訳	
授業料	887,400円
その他学校納付金	218,300円
修学費	52,800円
課外活動費	44,600円

最低生計費に計上する大学生の教育費

教育費総額	1,203,100円	月当たり	100,258円
内 訳			
学校納付金	1,105,700円	月当たり	92,142円
修学・課外活動費	97,400円	月当たり	8,116円

\*修学・課外活動費については、自分のアルバイト代より賄うものとした。

(1) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

学校教育費	19,167円
学校外教育費	23,500円
教育費	合計 月 <b>42,667円</b>

(2) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

学校教育費	15,667円
学校外教育費	12,833円
教育費	合計 月 <b>28,500円</b>

## 9. 教養娯楽費の算定

### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による若年単身世帯の保有率を用いて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による若年単身世帯の集計結果に基づいて算定した。それによると、日帰り旅行については、7割弱の人が、「なし」と答えていた。しかし、後でみる休日や余暇の過ごし方では、第3位に「日帰り旅行」が入っていた。このことから推測されるのは、月何回かという問に対して「なし」と答えたが、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「1万～1万5,000円未満」の41.3%、次いで「5,000～1万円未満」の25.4%、「5,000円未満」の12.7%であった。その費用としては最低に近い、1回5,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の26.6%が最も多いためあるが、それ以外では、2回が20.3%、1回が17.6%、3回が14.9%、4回が6.8%の順になっていた。また、5回以上が12.8%である。半数以上が1回から3回に集中していた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いため「2万5,000円から5万円未満」で40.6%、次いで「1万～2万5,000円未満」の24.4%、「5万～7万5,000円未満」の19.4%と続いている。この結果から、1回の費用として、3万円を想定した。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いため「自宅での休養」で77.9%、次いで「友人や知人との交際」の50.9%、「ショッピング」34.2%、「日帰り旅行」の20.7%、「映画などの鑑賞」の18.5%、「読書」の16.2%、「スポーツなど体力づくり」の15.8%、「社会活動」の8.6%などと続いている。その他、園芸・野菜づくり、けいこ事、その他趣味を合計すると16.3%となる。これらのことから、上記の旅行を除

いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を恋人や友人などと一緒に月2回とし、その費用を1回2,000円とした。

合計 18,273円

#### a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
カラーテレビ <sup>1</sup>	59,700	5年	1	995
パソコン	80,000	4年	1	1,667
小計				2,662

\*1: 20インチ

#### b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850
単行本	1,000		年6冊	500
小計				4,350

#### c. 教養娯楽用品

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83
小計				83

#### d. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
1泊以上旅行	30,000			5,000
日帰り旅行	5,000		年2回	833
レジャー・スポーツ	2,000		年2回	4,000
NHK受信料	1,345		月2回	1,345
小計				11,178

### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による中年夫婦と未婚子2人世帯の集計結果に基づいている。日帰り旅行については、7割強の人が、「なし」と答えていた。しかし、後でみる休日や余暇の過ごし方では、第5位に「日帰り旅行」が入っていた。前記と同様の理由で、

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「5,000～1万円未満」の35.8%、次いで「1万～1万5,000円未満」の30.2%、「5,000円未満」の11.3%であった。問題は、日帰り旅行を何人で行くかということである。1人で団体に参加する場合もあるだろうし、夫婦で行く場合、家族揃って行く場合を考えられる。それによって費用も異なってくる。ここでは、家族や友人などと一緒に海水浴、行楽に行くこととして、その費用を1回1人5,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の31.8%が最も多いのであるが、それ以外では、1回が26.9%、2回が18.4%、3回が9.4%、4回が4.9%の順になっていた。また、5回以上が6.9%である。5割強が1回から3回に集中していた。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いたのが「2万5,000円から5万円未満」で30.1%、次いで「5万～7万5,000円未満」の22.1%、「5万～7万5,000円未満」の21.5%と続いている。また、10万円以上を合計すると7.9%であった。前記の日帰り旅行と同様に、何人で行くかによって費用は異なるが、家族揃っての旅行を想定すると、その費用は、大人は1回1人3万円とし、子どもはその半額とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いたのが「自宅での休養」で77.8%、次いで「ショッピング」33.9%、「家事・育児」の33.1%、「社会活動」の18.0%、「日帰り旅行」の16.7%、「友人や知人との交際」の14.7%、「スポーツなど体力づくり」の14.3%、「映画などの鑑賞」の10.6%、「園芸・野菜作り」の9.4%、「読書」の8.6%などと続いている。その他、けいこ事、その他趣味を合計すると11.8%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とした。

合計 38,035円

### a. 娯楽用耐久財

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
カラーテレビ <sup>1</sup>	90,000	5年	1	1,500
ラジカセ	3,980	5年	1	66
ビデオデッキ	15,400	5年	1	257
カメラ	27,000	5年	1	450
プリンター	21,000	5年	1	350
パソコン	80,000	4年	1	1,667
小 計				4,290

\*1: 26インチ

### b. 書籍・他の印刷物

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850
単行本	1,000		年12冊	1,000
小 計				4,850

### c. 教養娯楽用品

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ビデオカセット	200		年3本	50
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83
小 計				133

### d. 教養娯楽サービス

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
1泊以上旅行	105,000		年2回	17,500
日帰り旅行	17,500		年2回	2,917
レジャー・スポーツ	7,000		月1回	7,000
NHK受信料	1,345			1,345
小 計				28,762

### (3) 「母親と子ども1人世帯モデル」

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物については、持ち物財調査による、2人以上世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による母親と子ども世帯の集計結果に基づいている。日帰り旅行については、76.3%の人が、「なし」と答えていた。しかし、後でみる休日や余暇の過ごし方では、第4位に「日帰り旅行」が入っていた。上記と同様の理由で、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高い

ことになる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「1万～1万5,000円未満」の64.7%、次いで、「5,000～1万円未満」の23.5%であった。問題は、日帰り旅行を何人で行くかということである。1人で団体に参加する場合もあるだろうし、家族揃って行く場合も考えられる。それによって費用も異なってくる。ここでは、家族揃って行楽に行くこととして、その費用を1回1人5,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の46.3%が最も多いためあるが、それ以外では、1回が20.0%、2回が18.8%、3回以上が12.6%である。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いためが「2万5,000円から5万円未満」で41.5%、次いで「1万～2万5,000円未満」の22.0%、「5万～7万5,000円未満」の14.6%と続いている。また、10万円以上を合計すると12.2%であった。前記の日帰り旅行と同様に、何人で行くかによって費用は異なるが、家族揃っての旅行を想定すると、その費用は、大人は1回1人3万円とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いためが「自宅での休養」で67.7%、次いで「友人や知人との交際」の27.5%、「家事・育児」の25.0%、「日帰り旅行」の18.8%、「ショッピング」18.8%、「社会活動」の17.5%、「スポーツなど体力づくり」の15.0%、「園芸・野菜作り」の11.3%、「映画などの鑑賞」の11.3%、「読書」10.0%などと続いている。その他、けいこ事、他の趣味・啓発を合計すると8.8%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を月1回とし、その費用を1回1人2,000円とした。

合計 25,785円

#### a. 娯楽用耐久財

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
カラーテレビ <sup>†1</sup>	90,000	5年	1	1,500
ラジカセ	3,980	5年	1	66
ビデオデッキ	15,400	5年	1	257
カメラ	27,000	5年	1	450
プリンター	21,000	5年	1	350
パソコン	80,000	4年	1	1,667
小 計				4,290

\*1: 26インチ

#### b. 書籍・他の印刷物

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850
単行本	1,000		年6冊	500
小 計				4,350

#### c. 教養娯楽用品

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ビデオカセット	200		年3本	50
USBフラッシュメモリー	1,000		年1本	83
小 計				133

#### d. 教養娯楽サービス

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
1泊以上旅行	60,000		年2回	10,000
日帰り旅行	10,000		年2回	1,667
レジャー・スポーツ	4,000		月1回	4,000
NHK受信料	1,345			1,345
小 計				17,012

#### (4) 「70歳代単身世帯モデル」

娯楽用耐久財及び書籍・他の印刷物についての、持ち物財調査による、高齢単身世帯の集計結果に基づいて算定した。

教養娯楽サービスについては、生活実態調査による高齢単身世帯の集計結果に基づいている。日帰り旅行については、77.2%の人が、「なし」と答えていた。しかし、後でみる休日や余暇の過ごし方では、第7位に「日帰り旅行」が入っていた。上記と同様の理由で、年にすれば何回かの日帰り旅行をしている可能性が高いことに

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

なる。したがって、日帰り旅行を、年2回と想定した。また、その費用としては、最も多かったのが「5,000円未満」の40.0%、次いで、「5,000～1万円未満」の30.0%、「1万～1万5,000円未満」の20.0%であった。単身世帯であるため、その費用は安くでているが、これまでと同様に、1回1人5,000円とした。

1泊以上の旅行については、年に「なし」の33.3%が最も多いためあるが、それ以外では、1回が22.8%、2回が17.5%、3回以上が22.9%である。この結果から、年2回の1泊旅行を想定した。その費用については、最も多いためが「1万～2万5,000円未満」の36.1%、「2万5,000円から5万円未満」で36.1%、次いで「5万～7万5,000円未満」の11.1%と続いている。このことから、これまでと同様、その費用は、1回3万円とした。

また、休日や余暇の過ごし方（複数回答）として、最も多いためが「自宅での休養」で56.1%、次いで「社会活動」の43.9%、「読書」の19.3%、「映画などの鑑賞」の17.5%、「その他の趣味」の17.5%、「友人や知人との交際」の15.8%、「日帰り旅行」の10.5%などと続いている。その他、園芸、スポーツ、けいこ事などの趣味・啓発を合計すると28.2%となる。これらのことから、上記の旅行を除いて、映画・観劇・音楽・絵画やスポーツなどの鑑賞を、孤立しがちな高齢者を考慮して、友人などと一緒に月2回とし、その費用を1回2,000円とした。

合計 [14,589円]

### a. 娯楽用耐久財

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
カラーテレビ <sup>1</sup>	59,700	5年	1	995
ラジカセ	3,980	5年	1	66
小計				1,061

\*1: 20インチ

### b. 書籍・他の印刷物

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
日刊新聞	3,850		月1紙	3,850
単行本	1,000		年6冊	500
小計				4,350

### c. 教養娯楽サービス

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
1泊以上旅行	30,000		年2回	5,000
日帰り旅行	5,000		年2回	833
レジャー・スポーツ	2,000		月1回	2,000
NHK受信料	1,345			1,345
小計				9,178

## 10. 理美容費の算定

### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

合計 [2,706円]

### a. 理美容用品 706円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
ヘアードライヤー	980	6年	1	14
歯ブラシ	98	1年	3	25
ヘアブラシ	300	3年	1	8
かみそり	50	1年	36	150
化粧石鹼 <sup>1</sup>	66	1年	6	33
シャンプー	298	1年	6	149
ヘアリンス	298	1年	6	149
ボディシャンプー	285	1年	6	143
歯磨き <sup>2</sup>	141	1年	3	35
小計				706

\*1: 1個 \*2: 100 g

### b. 理美容サービス 月 2,000円

(2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

合計 11,146円

a. 理美容用品 4,746円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ヘアードライヤー	980	6年	1	14
歯ブラシ	98	1年	12	98
ヘアブランシ	300	3年	1	8
かみそり	50	1年	36	150
化粧石鹼 <sup>1</sup>	66	1年	24	132
シャンプー	298	1年	24	596
ヘアリンス	298	1年	24	596
ボディシャンプー	285	1年	24	570
歯磨き <sup>2</sup>	141	1年	24	282
化粧クリーム	1,000	1年	12	1,000
化粧水	700	1年	6	350
乳液	700	1年	6	350
ファンデーション	500	1年	6	250
口べき	700	1年	6	350
小 計				4,746

\*1: 1個 \*2: 100 g

b. 理美容サービス 月 3,300円

(4) 「高齢単身世帯モデル」

合計 3,164円

a. 理美容用品 1,514円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ヘアードライヤー	980	6年	1	14
歯ブラシ	98	1年	3	25
ヘアブランシ	300	3年	1	8
かみそり	50	1年	2	8
化粧石鹼 <sup>1</sup>	66	1年	6	33
シャンプー	298	1年	6	149
ヘアリンス	298	1年	6	149
ボディシャンプー	285	1年	6	143
歯磨き <sup>2</sup>	141	1年	3	35
化粧水	700	1年	6	350
乳液	700	1年	4	233
ファンデーション	500	1年	6	250
口べき	700	1年	2	117
小 計				1,514

\*1: 1個 \*2: 100 g

b. 理美容サービス 月 6,400円

(3) 「母親と子ども1人世帯モデル」

合計 6,884円

a. 理美容用品 3,584円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
ヘアードライヤー	980	6年	1	14
歯ブラシ	98	1年	3	24
ヘアブランシ	300	3年	1	8
かみそり	50	1年	6	150
化粧石鹼 <sup>1</sup>	66	1年	12	66
シャンプー	298	1年	12	298
ヘアリンス	298	1年	12	298
ボディシャンプー	285	1年	12	285
歯磨き <sup>2</sup>	141	1年	12	141
化粧クリーム	1,000	1年	12	1,000
化粧水	700	1年	6	350
乳液	700	1年	6	350
ファンデーション	500	1年	6	250
口べき	700	1年	6	350
小 計				3,584

\*1: 1個 \*2: 100 g

b. 理美容サービス 月 1,650円

## 11. 身の回り用品の算定

(1) 「20歳代単身世帯モデル」

身の回り用品 合計 569円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
傘	1,000	2年	2	83
旅行用カバン	2,900	5年	1	48
ショルダーバッグ	3,000	5年	1	50
リュックサック	1,500	5年	1	25
財布*	2,990	5年	1	50
腕時計*	6,800	10年	1	57
帽子	1,500	2年	2	125
ハンカチ	315	1年	5	131
小 計				569

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,846円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
傘	1,000	2年	5	208
旅行用カバン	2,900	5年	3	145
ショルダーバッグ(男性)	3,000	5年	1	50
ショルダーバッグ(女性)	3,000	5年	1	50
ハンドバッグ	3,990	5年	1	67
ショッピングバッグ	1,900	5年	1	32
リュックサック	1,500	5年	3	75
財布(男性)*	2,500	5年	2	84
財布(女性)*	2,990	5年	2	100
腕時計(男性)*	4,000	10年	1	33
腕時計(女性)*	6,800	10年	1	57
指輪*	5,000	10年	2	83
ブローチ	1,800	10年	3	45
ネックレス*	2,000	10年	1	17
イヤリング*	1,500	10年	2	25
帽子	1,500	2年	4	250
ハンカチ	315	1年	20	525
小計				1,846

### (3) 「母親と子ども1人世帯モデル」

身の回り用品 合計 1,136円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
傘	1,000	2年	3	125
旅行用カバン	2,900	5年	2	97
ショルダーバッグ(女性)	3,000	5年	1	50
ハンドバッグ	3,990	5年	1	67
ショッピングバッグ	1,900	5年	1	32
リュックサック	1,500	5年	2	50
財布(女性)*	2,990	5年	2	100
腕時計(女性)*	6,800	10年	1	57
指輪*	5,000	10年	2	83
ブローチ	1,800	10年	3	45
ネックレス*	2,000	10年	1	17
イヤリング*	1,500	10年	2	25
帽子	1,500	2年	2	125
ハンカチ	315	1年	10	263
小計				1,136

### (4) 「高齢単身世帯モデル」

身の回り用品 合計 822円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
傘	1,000	2年	2	42
旅行用カバン	2,900	5年	1	48
ショルダーバッグ(女性)	3,000	5年	1	50
ハンドバッグ	3,990	5年	1	67
ショッピングバッグ	1,900	5年	1	32
リュックサック	1,500	5年	1	25
財布(女性)*	2,990	5年	1	100
腕時計(女性)*	6,800	10年	1	57
指輪*	5,000	10年	2	83
ブローチ	1,800	10年	3	45
ネックレス*	2,000	10年	1	17
帽子	1,500	2年	2	125
ハンカチ	315	1年	5	131
小計				822

## 12. 交際費・その他の算定

### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

生活実態調査の結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの問に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の61.7%、次いで「最近ほとんどよばれない」の16.2%、「他の費目を節約して参加」の12.6%と続いている。その回数は、最も多いのが年2回で33.9%、次いで1回の26.1%、3回の17.6%、4回の9.7%、5回以上の7.3%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で54.5%、次いで「最近あげる機会がない」の15.8%、「あげないことにしている」の13.1%と続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円と想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「贈らないことにしている」の59.9%で、次いで「経済的に無理」の12.2%、「毎年決

まって贈っている」の7.7%と続いている。このことから、若年単身の場合には、お中元やお歳暮を贈る習慣がないものと判断される。調査の結果は、年齢階層によってかなりの差がみられた。

第4に、自治会費などの負担費として、年間3,600円を想定した。生活実態調査では、近所づきあいがほとんどないことが分かる。ほとんど顔を合わせないかあいさつ程度である。實際には、自治会費も払っていない可能性が高いが、地域のお祭りや運動会などへの参加はないものとしても、自治会費を負担するのは、地域住民の義務であろうと考えた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、さいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。のことから、共益費を月3,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を年3回とし、1回5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

#### 交際費・その他 月額 14,467円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冠婚葬祭贈与金	30,000	年2回	5,000	
見舞金・お年玉など贈与金	5,000	年4軒	1,667	
住宅関係負担費	3,000	月	3,000	
自治会費等	3,600	年	300	
労働組合費	3,000	月1回	3,000	
新年会・忘年会等参加費	5,000	年3回	1,250	
その他会費	3,000	年	250	
小計				14,467

#### (2)「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

生活実態調査の40歳代夫婦と未婚子2人世帯の集計結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの問に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の73.9%、次いで「最近ほとんどよばれない」の15.3%、「他の費目を節約して参加」の9.0%と続いている。その回数は、最も多いのが年3回で29.3%、次いで2回の28.3%、1回の26.1%、4回の10.9%、

5回以上の3.3%と続いている。この結果から、年3回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。貸し衣装代、着付け代、パーマ代、旅費等を考慮すると、3万円では足りないであろうが、3回の内1回はお葬式への出席としてその費用を1万円程度とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しでは、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で86.5%と圧倒的に多かった。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円を想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年決まって贈っている」の55.0%で、次いで「贈らないことにしている」の24.3%、「最近減らしている」の11.7%と続いている。贈ってくれる人だけや減らしている人も含め贈っている人の割合が、71.2%と7割を超えていた。のことから、贈ることを想定した。その軒数は、最も多いのが3軒の35.4%、次いで2軒の21.5%、5軒の12.7%、4軒の8.9%、1軒の8.9%と続いている。また、6軒以上を合計すると12.8%であった。のことから、年間3軒にお中元とお歳暮を贈ることにした。その費用は、最も多いのが3,000円台で43.0%、次いで4,000円台の26.6%、5,000円以上の25.3%と続いている。この結果から、最低額に近い1軒3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間7,800円を想定した。自治会費、お祭りの寄付、赤い羽根の寄付、社会福祉協議会会費などをこれに含めた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、さいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。のことから、共益費を月3,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を夫婦2人で年6回、5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

## 首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回5,000円とした。

### 交際費・その他 月額 21,317円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冠婚葬祭贈与金	30,000		年3回	7,500
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年6軒	1,500
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667
住宅関係負担費	3,000		月	3,000
自治会費等	7,800		年	650
労働組合費	3,000		月1回	3,000
新年会・忘年会等参加費	5,000		年6回	2,500
その他会費	3,000		年	250
お寺参り	5,000		年3回	1,250
小計				21,317

### (3) 「30歳代母親と子ども1人世帯モデル」

生活実態調査の母親と子ども1人世帯の集計結果をみると、第1に、親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの問に対し、最も多いのが「ほとんど参加」の61.3%、次いで「最近ほとんどよばれない」の22.6%、「他の費目を節約して参加」の9.7%と続いている。その回数は、最も多いのが年1回で27.3%、次いで3回の22.7%、2回の18.2%、5回以上の13.6%と続いている。この結果から、年2回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。貸し衣装代、着付け代、パーマ代、旅費等を考慮すると、3万円では足りないであろうが、3回の内1回はお葬式への出席としてその費用を1万円程度とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しては、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で54.8%、次いで「無理してあげている」の29.0%などと続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年4回として1回5,000円を想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年決まって贈っている」の41.9%で、次いで「贈らないことにしている」の25.8

%などと続いていた。贈ってくれる人だけや減らしている人も含め贈っている人の割合が、61.3%と6割を超えていた。このことから、贈ることを想定した。その軒数は、最も多いのが2軒の26.3%、次いで3軒の21.1%、1軒の10.5%、5軒の10.5%などと続いている。また、6軒以上を合計すると26.4%であった。このことから、年間2軒にお中元とお歳暮を贈ることにした。その費用は、最も多いのが3,000円台で31.6%、次いで4,000円台の31.6%、5,000円台の15.8%、2,000円台の15.8%と続いている。この結果から、1軒3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間7,800円を想定した。自治会費、お祭りの寄付、赤い羽根の寄付、社会福祉協議会会費などをこれに含めた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、さいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。このことから、共益費を月3,000円とした。

第6に、同窓会、新年会、忘年会を年3回、5,000円の参加費として算定した。

第7に、労働組合費として月3,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回5,000円とした。

### 交際費・その他 月額 20,067円

品目	価格	耐用年数	消費量	月価格
冠婚葬祭贈与金	30,000		年2回	5,000
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年4軒	1,000
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年4軒	1,667
住宅関係負担費	3,000		月	3,000
自治会費等	7,800		年	650
労働組合費	3,000		月1回	3,000
新年会・忘年会等参加費	5,000		年3回	1,250
その他会費	3,000		年	250
お寺参り	5,000		年3回	1,250
小計				17,067

#### (4) 「70歳代単身世帯モデル」

生活実態調査の高齢単身世帯の集計結果をみると、第1に、「親戚などの結婚式・お葬式などに参加しているかとの間に對し、最も多いのが「ほとんど参加」の59.6%、次いで「他の費目を節約して参加」の17.5%、「最近ほとんどよばれない」の10.5%と続いている。その回数は、最も多いのが年2回で29.5%、次いで3回の25.0%、5回以上の15.9%、1回の13.6%、4回の11.4%と続いている。この結果から、年3回の結婚式やお葬式・法事などへの参加を想定した。その費用は、1回3万円とした。貸し衣装代、着付け代、パーマ代、旅費等を考慮すると、3万円では足りないであろうが、3回の内1回はお葬式への出席としてその費用を1万円程度とした。

第2に、見舞金やお年玉・その他の贈り物をあげているか、という問に対しても、最も多いのが「機会があるごとにあげている」で54.4%、次いで「無理してあげている」の21.1%、「最近あげる機会が少ない」の8.8%と続いている。この結果から、お見舞い金やお年玉などを年6回として1回5,000円を想定した。

第3に、お中元やお歳暮については、最も多い回答は「毎年決まって贈っている」の33.3%で、次いで「贈らないことにしている」の38.6%、「最近減らしている」の8.8%、「無理して贈っている」の7.0%などと続いている。贈ってくれる人だけや減らしている人も含め贈っている人の割合が、52.6%と半数を超えていた。このことから、贈ることを想定した。その軒数は、最も多いのが3軒の23.3%、次いで5軒の16.7%、2軒の13.3%、1軒の13.3%と続いている。また、6軒以上を合計すると19.9%であった。このことから、年間3軒にお中元とお歳暮を贈ることにした。その費用は、最も多いのが3,000円台の30.0%と2000円台の30.0%、次いで5,000円台の26.7%、4,000円台の6.7%と続いている。この結果から、1軒3,000円とした。

第4に、自治会費などの負担費として、年間7,800円を想定した。自治会費、お祭りの寄付、赤い羽根の寄付、社会福祉協議会会費などをこ

れに含めた。

第5に、住宅関係費として、共益費は、さいたま市周辺の賃貸住宅情報誌による調査では、3,000円が最も多かった。のことから、共益費を月3,000円とした。

第6に、同窓会を年1回、5,000円の参加費として算定した。

第7に、子どもや孫が訪ねてきた場合の接待費として、年3回、1回の費用として、5,000円を想定した。

第8に、その他会費として、年間3,000円を想定している。

第9に、その他・信仰費として、お彼岸やお盆に際してのお墓参りを年3回想定した。お花代、お線香代、ロウソク代、お布施、行き帰りの交通費などを含め1回5,000円とした。

#### 交際費・その他 月額 18,217円

品 目	価 格	耐用年数	消費量	月価格
冠婚葬祭贈与金	30,000		年3回	7,500
お中元・お歳暮贈与金	3,000		年6軒	1,500
見舞金・お年玉など贈与金	5,000		年6軒	2,500
住宅関係負担費	3,000		月	3,000
自治会費等	7,800		年	650
接待費	5,000		年3回	1,250
同窓会参加費	5,000		年1回	417
老人クラブなどの会費	3,000		年	250
お寺参り	5,000		年3回	1,250
小 計				18,217

### 13. こづかいの算定

#### (1) 「20歳代単身世帯モデル」

月 6,000円

#### (2) 「40歳代夫婦と未婚子2人世帯モデル」

月 16,000円

9歳女性 1,000円

13歳男性 3,000円

夫婦2人 12,000円

首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書

---

(3) 「母親と子ども1人世帯モデル」

月 9,000円

13歳女性 3,000円

母 親 6,000円

(4) 「高齢単身世帯モデル」

月 6,000円

高齢者 6,000円

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)

## 江口英一先生のご逝去を悼む

大須 真治

2008年11月22日午前4時、中央大学名誉教授で社会政策学会名誉会員の江口英一先生が肺炎のため亡くなられました。享年90歳でした。

先生は1981年に『現代の「低所得層』で野呂栄太郎賞を受賞、翌年同じ『現代の「低所得層』で日本学士院賞を受賞されました。先生が戦後日本の貧困研究の第1人者であることには誰も異論のないところでしょう。貧困研究にあたって、先生は事実から出発する研究を貫かれました。また、ただ単に貧困を静止的に捉えるのではなく、そこから抜け出そうとする人々の運動にも大きな関心を払ってこられました。

先生が労働総研にもっとも近い関係で仕事されたのが『現代の労働者階級』(新日本出版社、1993年)です。この本はもともと1990年に発足して間もない全労連が「人間らしく生き、働く」という運動方針を具体化するために労働総研に委嘱した調査研究を基礎につくられたものでした。この調査研究は一つの視点で貫かれて実施され、組合の聞き取り調査、個人アンケート調査、個人聞き取り調査など三次にわたる調査を実施しました。アンケート調査は4,153人の有効回答を得ました。調査で貫かれた視点とは労働者を、仕事と(家庭)生活の二つの視点からトータルに捉えることでした。江口先生はこの視点を何度もくりかえして強調され、調査をすすめました。調査分析では、労働者像を26の類型に分け、それぞれの類型を解明することにより労働者の全体像を解明する試みをしました。その結果、問題の現れ方は多様であること、多様ではあるが共通する矛盾をもっていることを明らかにすることができます。

調査分析をすすめる過程では何度も議論を繰り返し、納得するまで議論しました。アンケート調査の集計と並んで、労働者個人の聞き取り調査も行いました。聞き取り調査には先生が先頭に立ち、一人ひとりの家や職場を訪ね、仕事

のこと家庭生活のことなど詳しく聞き取りしました。調査結果をまとめる時にはいつも聞き取った人の姿を頭に浮かべて行うようにしました。その結果、調査結果は膨大なものになっていきました。

しかし、調査結果は全労連の第7回大会までにまとめて、報告しなければなりませんでした。そのため、報告書を印刷する最終段階では、全員が印刷会社に泊まり込んで校正するような状態になりました。労働運動誌の編集部や全労連からも何人かが応援にきてくれました。その時、先生はすでにかなりのご高齢になっておりましたが、深夜まで作業されておられました。調査研究への先生の執念を実感させられた場面でした。

こうして報告書「人間らしい労働と生活の実現をめざして—『過重労働』下の労働と生活に関する調査報告—」が1992年7月にでき、これを基に約1年かけて『現代の労働者階級』をつくりました。本では報告書の内容にさらに個別調査のケースを加え充実させるなどしました。そのため、本はA4判で450頁、12,000円のものになってしまいました。厚い、重い、高いがこの本の前評判でしたがこの本によって全労連と労働総研は野呂栄太郎賞を受賞することになりました。

江口先生が亡くなられて、印刷所で一緒に作業したことなどが今更懐かしく思われます。江口先生安らかにお眠り下さい。

(おおす しんじ・事務局長・中央大学教授)

## 編集後記

今号は、73号・74号の合併号として、全体を「首都圏最低生計費試算」としてお送りする。これは、私たち労働総研と全労連との首都圏の地方組織（東京地評、埼労連、神奈川労連、千葉労連）が共同して取り組んだ最低生計費調査の成果である。

若年労働者の非正規化の進展や高齢単身者世帯の増加により、生活保護の増大など貧困問題が誰の目にも明らかになりつつある。これら単身者が派遣契約の解除や病気・高齢化などにより勤労収入が失われると、即困窮状態に陥るのは、若年賃金や年金が最低生活費をまかなえない状態になっていることの証明でもある。日本では、教育費や住宅費の社会化が進んでおり、個人責任に負うところが大きいため、家族を有する世帯でも夫婦共働きなど家族員の多就業によって補充することが行われてきた。このとき、配偶者の妻はパートタイマーとして働くことで家計補充をするケースも多かった。そのため、現在の経済危機のもとでは、失業する危険性も大きく、そうなると一挙に家計が苦しくなるという構造にある。

したがって、国民生活の安定のためには、勤労収入においても年金収入においても最低生活費を保障するということが重要となるのであるが、そこで問題となるのは最低生活費をどう決めるのかと言うことである。本合併号は、この困難な最低生計費の試算に取り組んだものであり、ご検討をお願いしたい。

昨年11月から今年の3月にかけて、労働総研の拡充・発展のために大きな貢献をしていただいた二人の研究者、江口英一理事と藤吉信博常任理事を相次いで失った。今号には、江口理事に対する追悼文を寄せていただいた。お二人に対して深く哀悼の念を表したい。

(M. F.)

季刊 労働総研クオータリー №73・74  
2009年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03 (3230) 0441  
メゾン平河町501 FAX 03 (3230) 0442  
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印 刷 有限会社 なんぶ企画

頒 價 1部 2,500円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

<定価は税込>

■ 学習の友社 出版案内 ■

# 略奪的金融の暴走

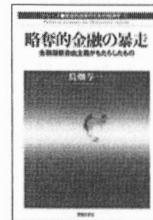
金融版新自由主義が  
もたらしたもの

鳥畠与一（静岡大学教授）著

定価2100円 送料290円

サブプライム金融危機や多重債務問題などを引き起こした金融版新自由主義の現実に切り込み、その根拠とされた新自由主義的金融理論の欺瞞性を鋭く批判。

“育てる金融”は市場原理では不可欠であり、「市場の失敗」を補う政府の能動的な役割を力説する著者渾身の意欲作。



# なくそう! ワーキングプア

労働・生活相談  
マニュアル

自由法曹団 編著

定価1000円 送料210円

「突然の雇い止め。こんなのがあり?」「募集広告と実際の賃金が違うけど……」といった、労働問題から、生活保護や多重債務問題など生活問題全般まで——よくあるトラブルに専門家が答える。新進気鋭の弁護士によるQ&A方式相談マニュアル!



# 新版 戦後日本史

時代をラディカル  
にとらえる

山田敬男（現代史家、労働者教育協会会長）著

定価2520円 送料290円

歴史的岐路に立つ「現在」を読み解き、21世紀の世界と日本を考えるために、戦後史への深い理解が不可欠である。日米関係、社会運動、日本社会の複合的性格を重視した画期的な戦後史。



# 「蟹工船」の社会史

小林多喜二と  
その時代

浜林正夫（一橋大学名誉教授）著

定価1800円 送料290円

多喜二が“極限の搾取形態”＝「蟹工船」を描いてから80年。民衆のたたかいを描き続けた多喜二を、社会科学的な視点から読み直す画期的なこころみ。

（『極める眼—小林多喜二とその時代』増補新装版）



# 山本宣治 人が輝くとき

定価1500円 送料290円

本庄 豊（立命館宇治中学校・高等学校教諭）著

戦争と戦争を遂行する治安維持法体制に命をかけて反対して倒れた「山宣」。部落解放や女性解放、産児制限運動、労働者教育運動などに功績を残した彼の成長と生き方に学び、その多彩な活動を山宣周辺にいた人びとを通して見つめ直す。



# よくわかる自衛隊問題

「専守防衛」から  
「海外派兵の軍隊」へ

内藤 功（弁護士）編著

定価1500円 送料290円

最新刊

災害救援や「ミサイル防衛」でマスコミに露出し、国民に浸透をはかる自衛隊。

「専守防衛」のはずが、イラクへ、ソマリアへ、そして——。国民には見えにくい自衛隊の内実を、米軍への従属、海外派兵型戦力への変貌を軸に解説する。



〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
郵便振替00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641  
FAX 03-5842-5645

The Quarterly Journal of  
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO. 73 & 74

## Contents

### Report of the Research Project to Estimate Minimum Living Cost in the Tokyo Metropolitan Area

#### Estimation of Minimum Living Cost in the Tokyo Metropolitan Area

Japan Research Institute of Labour Movement  
Editorial Supervisor : Seiichi KANEZAWA,  
Professor at Bukkyo University

#### Introduction

#### I. Destruction of People's Lives - Need for Minimum Living Cost in the Current Situation

#### II. For Reconstructing People's Lives - Estimation of Minimum Living Cost

#### III. The Amount of Money Needed as Absolute Standard of Living

#### IV. The Level of the Estimated Minimum Living Cost

#### V. Employed Calculation Method

#### VI. Item-by-Item Estimate of Minimum Living Cost According to Household Models

\* Mourning for the Loss of Professor Eiichi EGUCHI

Shinji OHSU

---

Edited and Published by  
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)  
Maison-Hirakawacho 501  
1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093  
Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クオータリーNo.73・74 頒価2,500円 (本体2,381円)  
(会員の購読料は会費に含む)